

茅ヶ崎市環境基本計画

Chigasaki-City The Basic Environmental Master Plan



茅ヶ崎市

令和3(2021)年4月策定

はじめに

茅ヶ崎市は、南部に広がる海浜と北部に広がる丘陵のみどり、そして四季を通じて温暖な気候に恵まれた美しく住みやすいまちです。このような環境のもと、安定的な発展を遂げてまいりました。

一方で、美しい海や河川、里山などの自然環境と都市環境が調和したまちの発展に向けて、課題が表見しています。

世界に目を向けますと、気候変動に関するIPCC第5次評価報告書では、温暖化の影響が今すでに表れており、この先も化石エネルギーに依存する高度経済成長社会を続けると、干ばつ、熱波、洪水などの深刻な事態に世界は直面すると警告しています。このように環境問題は、世界レベルでも緊急な改善が必要な状況になっています。

そこで、これら大きく移り変わり行く変化に的確に対応し、総合的に施策を推進するため、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」と、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を、大幅に見直すとともに、統合し、市民生活に影響する環境問題について、分野横断的に解決を図る茅ヶ崎市環境基本計画を策定いたしました。

計画では、「本市の10年後の環境像」の達成を目指し、5つの政策目標と10の基本方針、25の施策を示しています。

また、各政策や施策は、その目標の達成度を毎年報告するとともに、計画期間の中間や期末で評価し、次世代に引き継いでいく計画となっています。

「本市の10年後の環境像」の達成には、市だけではなく、市民、事業者の皆さまとの連携・協働が何より重要になります。引き続きより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、「市民アンケート」「事業者アンケート」「市民ワークショップ」「市民討議会」の参加者の皆さまをはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、ご尽力を賜りました「茅ヶ崎市環境審議会」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策推進協議会」の各委員の皆さまに心からお礼申し上げます。



令和3（2021）年3月 茅ヶ崎市長 佐藤 光

目 次

第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について	1
1-1 計画策定の背景.....	2
1-2 計画の目的と位置づけ	4
1-3 計画の期間	5
1-4 計画の対象範囲.....	6
1-5 各主体の役割.....	7
1-6 計画の構成	8
第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題	9
2-1 環境を取り巻く社会情勢の変化.....	10
2-2 茅ヶ崎市の環境の現況	19
2-3 環境に関する市民の意識	30
2-4 前計画の総括評価.....	38
2-5 計画策定にあたっての課題	42
第3章 目指すべき環境の将来像と目標・施策	49
3-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像.....	50
3-2 計画体系	52
3-3 政策目標・政策目標を達成するための施策	54
政策目標 1 自然と人が共生するまち	55
政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち.....	63
政策目標 3 資源を大切にす循環型のまち.....	70
政策目標 4 気候変動に対応できるまち	76
政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち.....	86
第4章 計画の確実な推進のために	95
4-1 計画の推進体制.....	96
4-2 計画の進行管理.....	97
資料編	資-1

資料編用語集に記載されている用語は、本文中初出時に*印を記載しています。

第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象*、自然の喪失といった身近な問題から、気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたっています。また、人口減少・少子化・超高齢化などの社会的な変化からも影響を受け、農林業の担い手減少による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、生物多様性*の低下なども懸念され、環境・経済・社会の課題や、新型コロナウイルス感染症*の発生などが相互に関係し、複雑化してきています。

このような環境問題の多くが私たちの生活に密接に関わっており、特に気候変動については、人類の存続をも脅かす局面に立たされています。私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成 8（1996）年 9 月に環境の保全及び創造に関する理念を示した「茅ヶ崎市環境基本条例（以下「条例」といいます。）」を制定しました。平成 10（1998）年 3 月には、条例の理念を具体化した「茅ヶ崎市環境基本計画*」を策定、平成 23（2011）年 3 月には、世界情勢や国の動向等、外部環境の変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会*や低炭素社会*の構築を軸とした「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）（以下「前計画」といいます。）」を策定しました。

また、平成 25（2013）年 3 月には、「地球温暖化*対策の推進に関する法律*」に定める地方公共団体実行計画として、温室効果ガス*の排出量削減等を行うための施策を網羅的かつ体系的に整備した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を策定、推進してきました。

前計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了することに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少・少子化・超高齢化社会への移行、生物多様性の保全、「持続可能な開発目標（SDGs）」*や COP*21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）におけるパリ協定*の発効、気候変動への適応など、国内外の社会状況の変化に対応するために、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を包含した令和 3（2021）年度を始期とする「茅ヶ崎市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を新たに策定しました。本計画の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を考慮し、生活・社会・経済及び自然環境等をめぐる様々な課題の解決に資するよう、環境の保全等に関するさらなる取り組みを推進していきます。

※ 平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）のこと。令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指し、相互に密接した 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。

茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。



1-2 計画の目的と位置づけ

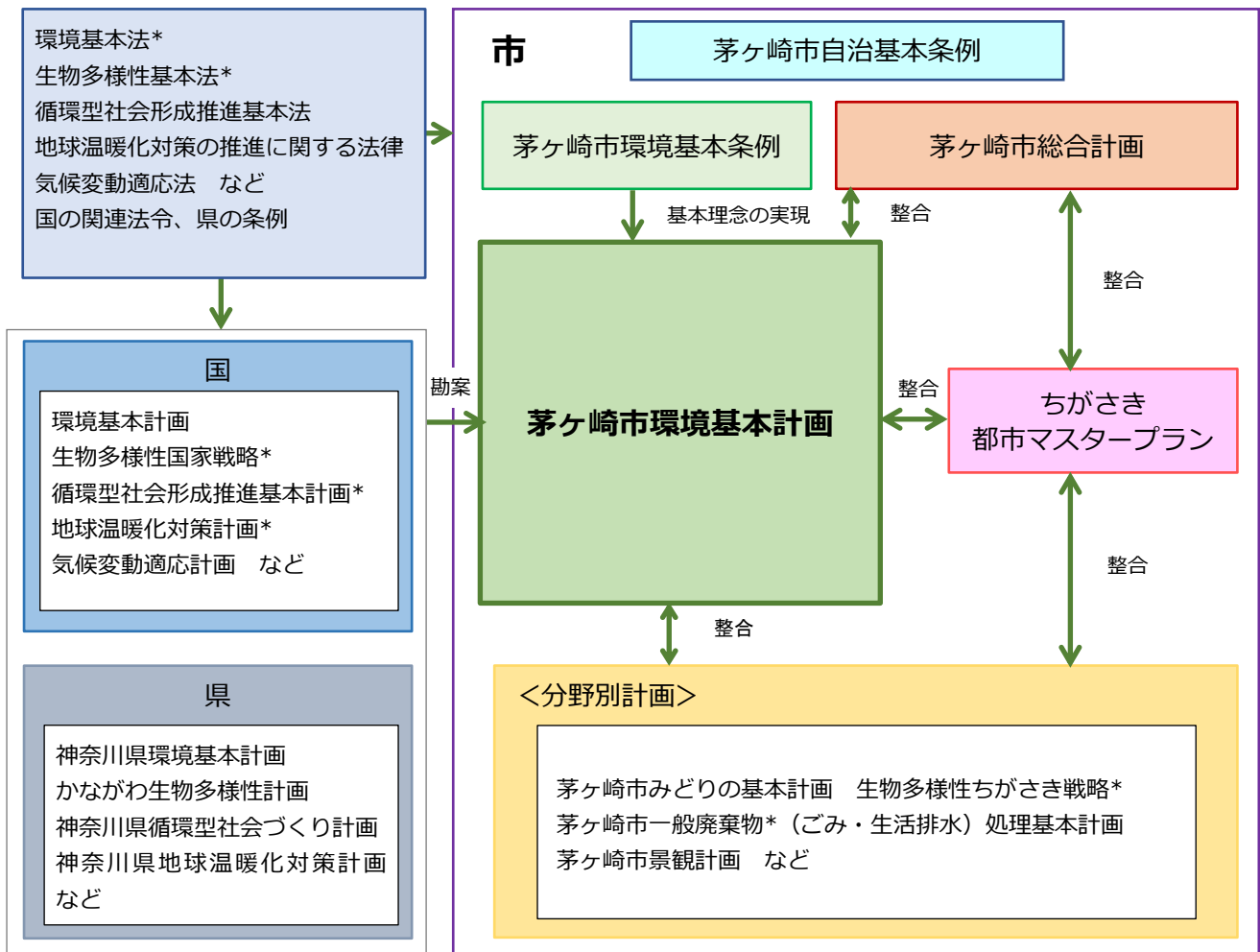
本計画は、条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものであり、本市の環境施策を総合的体系的に定める計画です。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画であることから、気候変動適応法*第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画としても位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画*」や「ちがさき都市マスタープラン*」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条で策定が求められている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」については、本計画とは別に策定します。

茅ヶ崎市環境基本計画の位置づけ



1-3 計画の期間

本計画の期間は、30年程度の中長期的な展望を持ちながら、「茅ヶ崎市総合計画」の期間との整合を図るため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、概ね5年を目途に中間見直しを行います。

計画の期間

評価項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画										
総合計画 (実施計画)	事業実施方針		前期 実施計画			後期 実施計画				

※ 「前期実施計画」は、令和3年度から7年度までを計画期間とする予定でしたが、令和3及び4年度については、新型コロナウイルス感染症による社会・経済等の影響を考慮して単年度ごとに策定する「事業実施方針」に基づき、行政運営を進めます。

1-4 計画の対象範囲

本計画の対象分野は、①自然共生、②良好な生活環境、③資源循環、④気候変動、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

また、対象とする地域は茅ヶ崎市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取り組みが課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

対象分野	対 象 範 囲
自然共生	生物多様性、みどり [※] など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制*、再使用*、再資源化(4R*)、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー*、再生可能エネルギー*、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育*・環境学習、環境情報、環境活動 など

※ 本計画でいう「みどり」は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と同様に、樹林や農地、水辺、海岸、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。

1-5 各主体の役割

市民、事業者及び市が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を創造していきます。

市民

環境問題の解決にあたっては、市や事業者の責任のみでなく、市民一人ひとりが、自らの日常生活の中で取り組んでいくことが重要です。自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画することが求められています。

市民は、日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。

事業者

市内の事業者は、その事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めることが求められています。事業者は、事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、産業振興と環境保全の両立を目指し、事業活動そのものを環境負荷*低減型へと移行していくよう取り組みます。また、市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。

なお、本計画においては、各主体の役割をより明確化し、それぞれの立場において責任をもった環境保全の取り組みを促すため、事業者については、市民とは別に位置づけることとしています。

市

市は、自らの事務事業における環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。また、市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要となる仕組みづくり等の基盤整備を行います。

1-6 計画の構成

本計画は、第1章から第4章までで構成し、第1章に計画の目的と位置づけ、期間などの基本事項、第2章に茅ヶ崎市の環境の現況、前計画の総括評価、計画策定にあたっての課題、第3章に茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像、計画体系、政策目標・政策目標を達成するための施策、第4章に計画の推進体制、計画の進行管理について示しています。

第1章	茅ヶ崎市環境基本計画について	計画策定の背景、計画の目的と位置づけ、期間、対象範囲、各主体の役割などの基本事項
第2章	茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題	社会情勢の変化、茅ヶ崎市の環境の現況、前計画の総括評価、計画策定にあたっての課題
第3章	目指すべき環境の将来像と目標・施策	茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像、計画体系、政策目標・政策目標を達成するための施策
第4章	計画の確実な推進のために	計画の推進体制、計画の進行管理

第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題

2-1 環境を取り巻く社会情勢の変化

前計画の計画期間内（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

1 世界・国の動向

① 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」といいます。）を開発分野の羅針盤として、極度の貧困の半減や安全な飲料水のない人口の半減など 15 年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことに合意しました。SDGs は、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

SDGs は、17 のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標」参照）が相互に関係しており、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特に SDGs の数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーション*の創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGs の考え方を考慮し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標10 [不平等]

国内及び各国間、国内及び個人間の不平等を是正する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



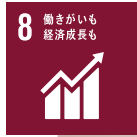
目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取り組み（外務省）

② パリ協定

平成 27（2015）年 12 月、パリで開催された COP21 において、令和 2（2020）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、平成 28（2016）年 11 月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することとされています。

③ 第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする 6 つの分野が示されています。

第五次環境基本計画 6 つの重点戦略

6 つの重点戦略

<p>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none">○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大○ 税制全体のグリーン化の推進○ サーバサイジング、シェアリング・エコミー○ 再エネ水素、水素サプライチェーン○ 都市鉱山の活用 等  <p>海上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>② 国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none">○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂崩壊防護保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域における「人づくり」○ 地域における環境金融の拡大○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善○ 国立公園を軸とした地方創生○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用○ 都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none">○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど)○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進○ 低炭素で健康な住まいの普及○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理○ 良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none">○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等)○ AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none">○ 環境インフラの輸出○ 適応プラットフォームを通じた適応支援○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川博徳大臣 (環境省HPより)</p>

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンパラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

第五次環境基本計画 6つの重点戦略とグリーンインフラ*

「第五次環境基本計画」では、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上の具体化と経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションの創出を目指しています。

なかでも、「②国土のストックとしての価値の向上」において、環境インフラやグリーンインフラ等を活用した強靱性（レジリエンス）の向上等に関する施策の実施がうたわれており、自立・分散型エネルギーの導入による災害時も含めたエネルギーの安定供給、廃棄物の平時から災害時までの一貫した処理システムの確保や、自然環境が有する多様な機能を有効に活用した地域の防災・減災力の強化など、環境に関する取り組みはレジリエンスの向上にもつながるとして、SDGsの多様な便益（マルチベネフィット）を具現化するものとなっています。

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法のことです。生態系*を活用した防災・減災（Eco-DRR）の考え方と合わせて、レジリエンスの強化と生物多様性の保全を同時に達成しうる取り組みとして注目されています。

④ 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の 3 つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための世界目標です。

戦略計画 2011-2020 は、令和 32（2050）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、令和 2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び 20 の個別目標（愛知目標）の達成を目指しています。令和 2（2020）年以降の取り組みについては、令和 3（2021）年度の COP15 にて「ポスト 2020 生物多様性世界枠組」採択が予定されています。

⑤ 健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、平成 26（2014）年に水循環基本法*が制定され、それに基づき平成 27（2015）年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

⑥ 循環型社会の形成に向けた計画策定等

平成 30（2018）年 6 月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会*との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理のさらなる推進と環境再生」「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマス*の地域内での利活用」「シェアリング等の 2 R ビジネスの促進、評価」「家庭系食品ロス*半減に向けた国民運動」「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

さらに、令和元（2019）年 5 月には、「食品ロス削減推進法」が成立し、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。

このほか、海洋に放出されるプラスチックごみが海の生態系に甚大な影響を与えていることが国際的な課題となっており、令和元（2019）年 5 月に「バーゼル条約」の改正が採択され、汚れたプラスチックの輸出制限が決定し、令和 3（2021）年 1 月から施行されることとなりました。

国では、同時期に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進しており、「容器包装リサイクル法」の関係省令を改正し、プラスチック製買物袋の有料化などの取り組みが進められています。

⑦ 温室効果ガス削減に向けた法改正等

国は、「パリ協定」に向けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、平成30(2018)年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画*」では、令和12(2030)年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22~24%とするエネルギーミックス*目標の確実な実現を目指すとしています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、平成24(2012)年7月に開始された「固定価格買取制度*(FIT)」を契機に、太陽光発電*を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。さらに、令和2(2020)年10月、菅内閣総理大臣より、2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されています。

※ 個々の電源が全電力量に占める割合のこと。特定のエネルギーに依存するのではなく、エネルギー資源の安定確保や私たちの生活や経済活動、地球温暖化への対応などを考慮しながら、適切なバランスで組み合わせる必要があるとされている。「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」において、令和12(2030)年度の電源構成は、化石燃料(石油、石炭、LNG)を56%程度、原子力を22~20%程度、再生可能エネルギーを22~24%程度とすることが示された。

⑧ 気候変動適応策の推進

気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動による被害の回避・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策*」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策*」に積極的に取り組む必要があることから、平成30(2018)年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野(「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」)が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

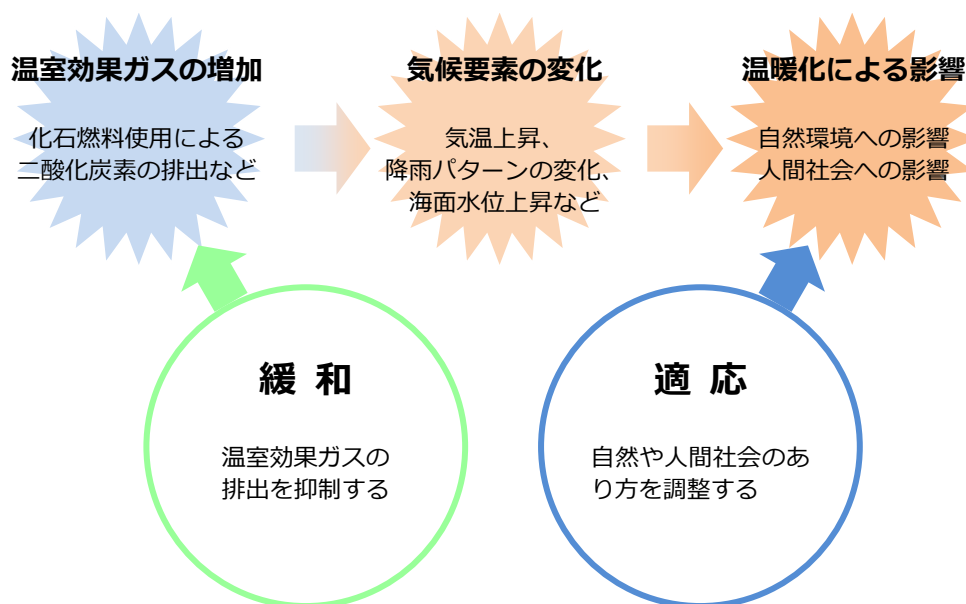
気候変動対策における「緩和」と「適応」

気候変動に対する対策は大きく分けて2つあります。

1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。

私たちはまず、温暖化の原因に直接働きかける「緩和」を進める必要があります。一方で、最善の緩和の努力を行ったとしても、世界の温室効果ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができないといわれています。

したがって、「緩和」と同時に差し迫った影響への対処として、「適応」の取り組みも不可欠となるのです。



出典：適応への挑戦 2012（環境省）

2

神奈川県 の 動向

① 神奈川県環境基本計画

平成 28（2016）年 3 月に平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度を計画期間とする「神奈川県環境基本計画」を策定し、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げています。

また、基本目標を達成するために、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の 3 つの分野を設定し、10 年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにし、計画の実現に向けて取り組みを推進しています。

② 自然共生社会の形成に向けた取り組み

平成 28（2016）年 3 月に平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間とする「かながわ生物多様性計画」を策定し、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の 2 つを基本目標としています。

③ 循環型社会の構築に向けた取り組み

平成 29（2017）年 3 月に平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂し、引き続き基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進、海岸美化等の推進などに取り組んでいます。

さらに、平成 30（2018）年 9 月には、「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを、市町村や企業、県民とともに広げていくことで、令和 12（2030）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

④ 気候変動への取り組み

平成 22（2010）年 3 月に神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。その後、計画策定後の状況変化をふまえ、平成 28（2016）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間として、平成 28（2016）年 10 月に改定しました。神奈川県地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出の抑制に関する「緩和策」と、地球温暖化への適応を図るための「適応策」の施策を推進することとしています。

また、平成 26（2014）年 4 月に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステムの構築に向けた取り組みを推進しています。

令和 2（2020）年 2 月には、今、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、アカデミア、団体、県民と共有し、ともに「行動」していくことを目的に、「かながわ気候非常事態宣言」を宣言しました。

環境を取り巻く状況に関する年表

	世界・国	神奈川県	茅ヶ崎市
	東日本大震災の発生		
平成 23 年 (2011 年)			「茅ヶ崎市総合計画」策定 「茅ヶ崎市環境基本計画 (2011 年版)」策定
平成 24 年 (2012 年)	「第四次環境基本計画」閣議決定 ・長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減を目指す	「かながわグランドデザイン」 策定	
平成 25 年 (2013 年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律 の一部を改正する法律」公布 2020 年度に向けた国の温室効果ガス排 出対策目標（暫定値）公表 ・2020 年度に 2005 年度比で 3.8%減	「神奈川県再生可能エネルギー の導入等の促進に関する条例」 公布	「茅ヶ崎市地球温暖化対策 実行計画」策定
平成 26 年 (2014 年)	「水循環基本法」公布 「エネルギー基本計画」閣議決定 「IPCC*第 5 次評価報告書」公表	「かながわスマートエネルギー 計画」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「水循環基本計画」閣議決定 「長期エネルギー需給見通し」決定 「日本の約束草案*」公表・提出 ・温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年 度比 26%減 国連「2030 アジェンダ」採択 COP21「パリ協定」採択		「茅ヶ崎市低炭素まちづく り計画」策定
平成 28 年 (2016 年)	「地球温暖化対策計画」閣議決定 「パリ協定」発効	「神奈川県環境基本計画」策定 「かながわ生物多様性計画」策 定 「神奈川県地球温暖化対策計 画」改定	
平成 29 年 (2017 年)		「神奈川県循環型社会づくり計 画」改訂	
平成 30 年 (2018 年)	「第 5 次エネルギー基本計画」閣議決定 「第五次環境基本計画」閣議決定 「気候変動適応法」公布 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定	「かながわプラごみゼロ宣言」	「茅ヶ崎市一般廃棄物（ご み・生活排水）処理基本計 画」改訂
令和元年 (2019 年)	「食品ロスの削減の推進に関する法律」 公布 「バーゼル条約」改正		「茅ヶ崎市みどりの基本計 画 生物多様性ちがさき戦 略」策定 「茅ヶ崎市景観計画」改定 「ちがさき都市マスターブ ラン」改定
令和 2 年 (2020 年)	菅内閣総理大臣「2050 年カーボンニュ ートラル、脱炭素社会の実現」を表明	「かながわ気候非常事態宣言」	
令和 3 年 (2021 年)			「茅ヶ崎市・寒川町気候非 常事態宣言」

2-2 茅ヶ崎市の環境の現況

1 位置と地勢

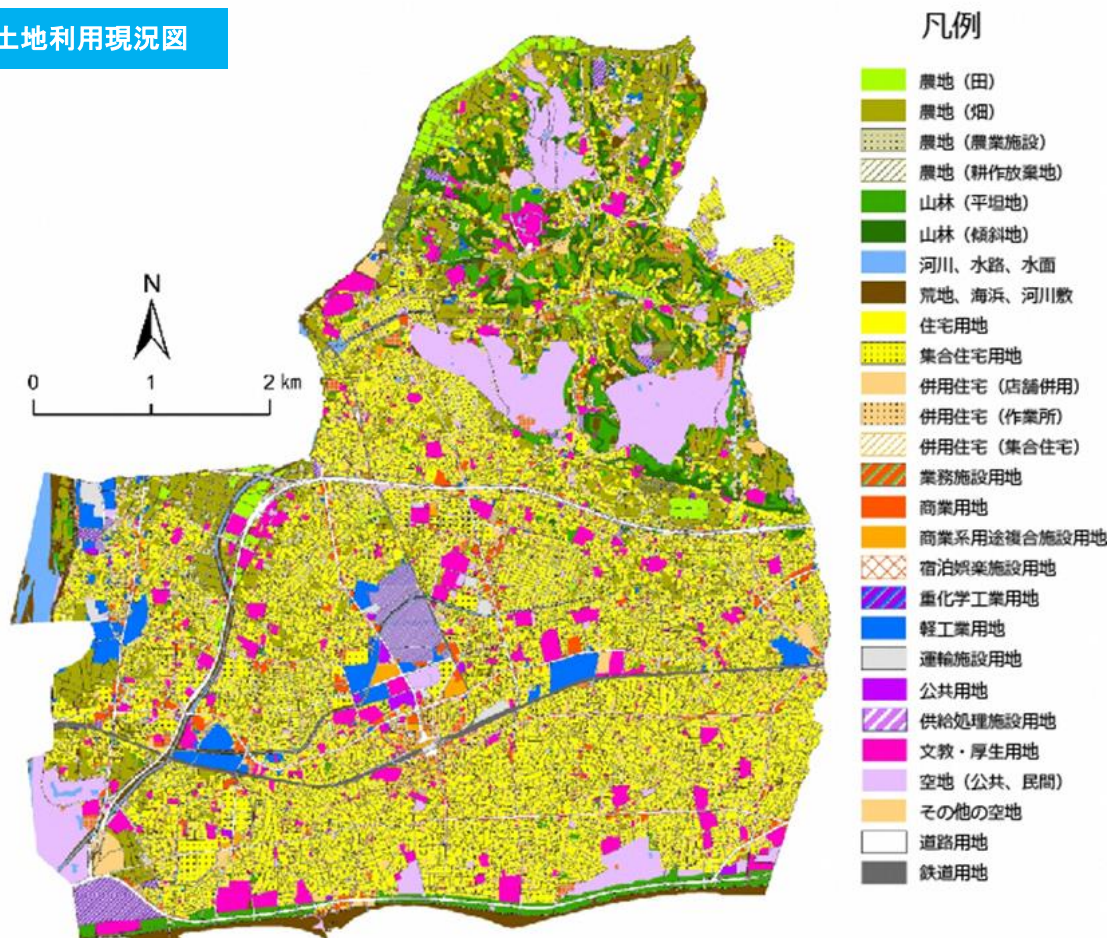
茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部に位置し、東京から西に 50km あまり、東は藤沢市、西は平塚市、南は海岸線約 6 km におよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km の広がりを持っています。

地形は湘南砂丘となだらかな丘陵からなっており、気候は四季を通じて温暖で、年間の平均気温は 16.6℃（出典：統計年報（令和元年版））です。

平成 27（2015）年度の都市計画区域における土地利用構成をみると、住宅用地が 37.1%と最も多く、次いで農地が 13.8%、道路・鉄道用地が 13.3%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。

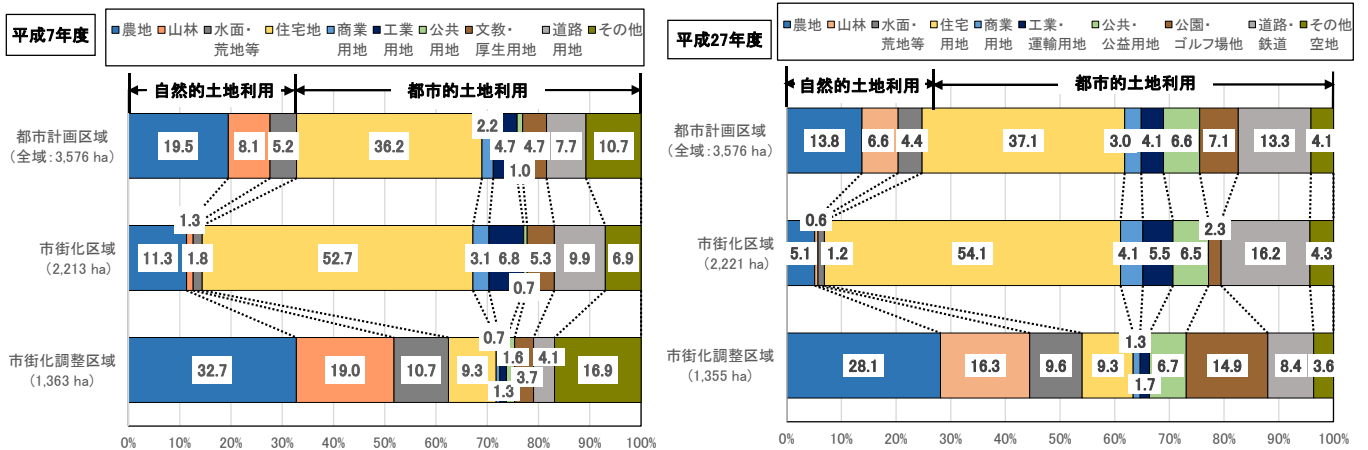
市街化区域内における土地利用状況をみると、都市的土地利用が 93.0%を占め、平成 7（1995）年度の 85.5%から大幅に増加しました。なかでも住宅用地が 54.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が 16.2%となっています。一方、自然的土地利用は 7.0%と平成 7（1995）年度の 14.5%から減少しました。市街化調整区域では、自然的土地利用が 54.0%と平成 7（1995）年度の 62.4%から減少したものの過半数を占めており、なかでも農地が 28.1%と多くなっています。

土地利用現況図



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（平成 31（2019）年 3 月）

土地利用構成の変化



出典：平成8年度（1996年度）・平成29年度（2017年度）茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

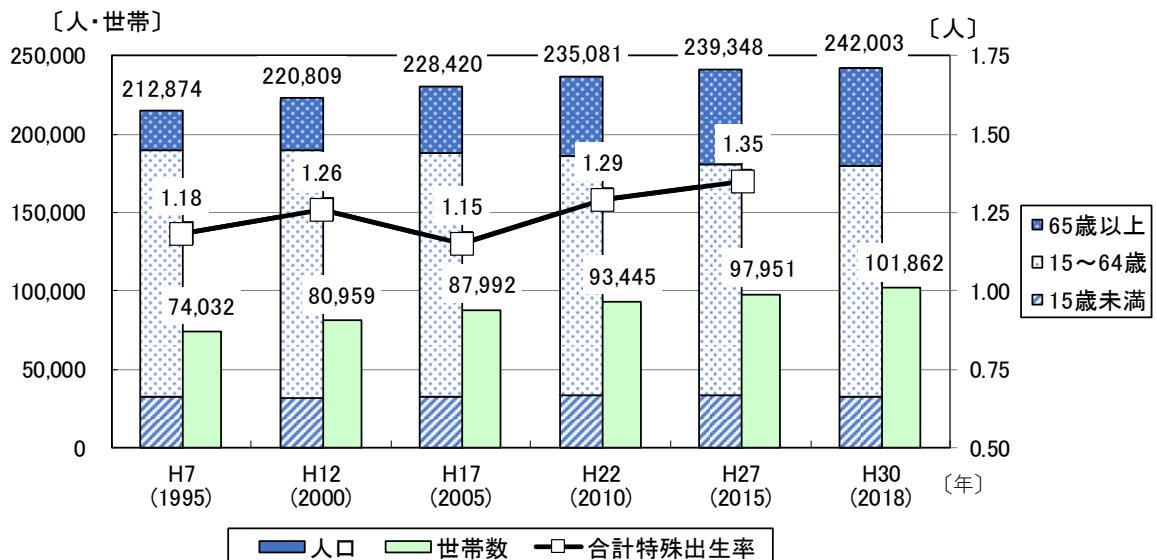
2 人口・世帯数

本市の人口は、令和2（2020）年9月1日現在242,347人で、近年微増の傾向にあります。令和2（2020）年をピークに人口が減少に転じると推計されています。

合計特殊出生率は、平成17（2005）年の1.15から平成27（2015）年には1.35と改善されているものの、国の1.45より低い水準となっています。

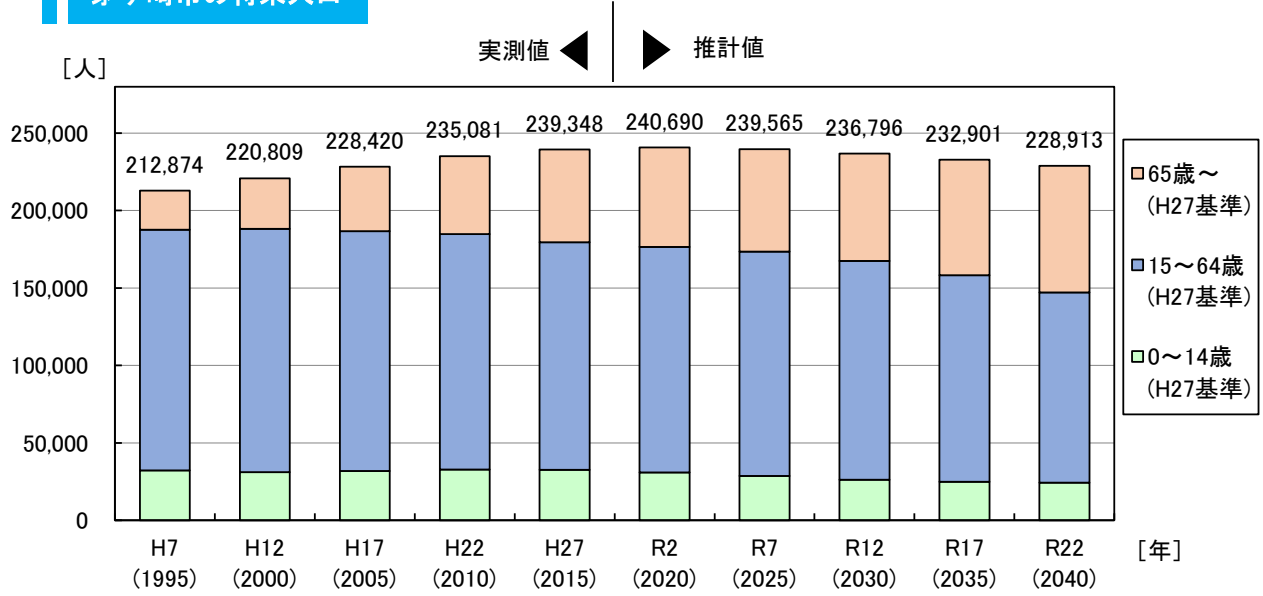
15歳未満の人口は平成22（2010）年以降減少傾向で少子化が懸念される一方、65歳以上の人口は平成7（1995）年の10.5%から平成30（2018）年には26.0%に増え、4人に1人以上が高齢者となっています。令和22（2040）年には3人に1人が高齢者となる超高齢社会となることが予想されています。

人口・世帯数・合計特殊出生率の推移



出典：統計年報（平成30年度版）

茅ヶ崎市の将来人口

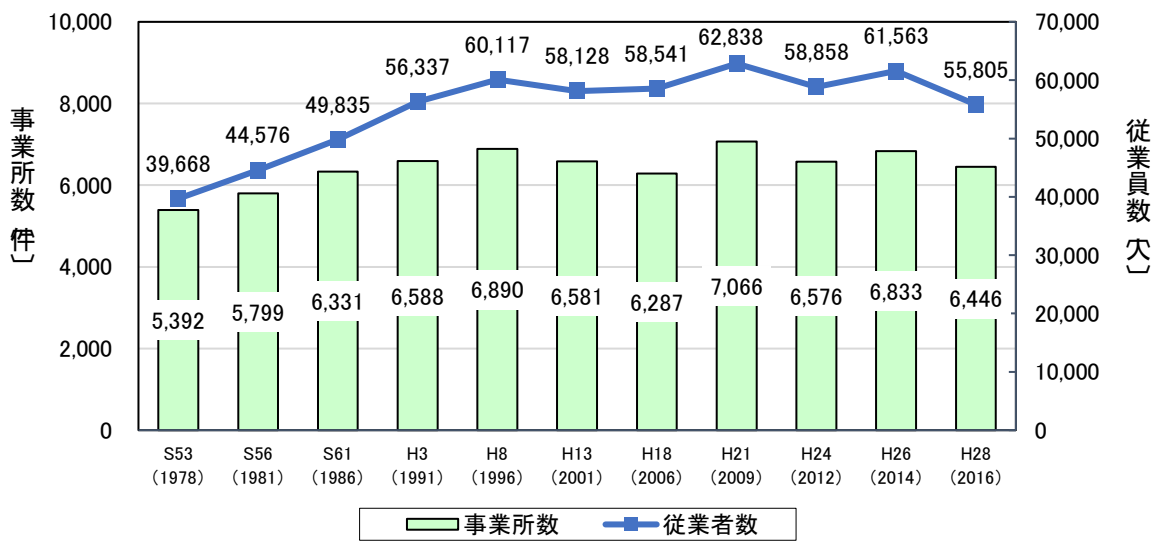


出典：茅ヶ崎市の人口について（平成 29（2017）年 2 月）

3 経済の状況

平成 28（2016）年 6 月 1 日現在において、本市の事業所数は 6,446 所、従業者数は 55,805 人であり、平成 18（2006）年以降は横ばいの傾向です。第一次産業が 0.2%、第二次産業が 14.2%、第三次産業が 85.6%であり、うち、卸売・小売業が 22.5%、宿泊業・飲食サービス業が 13.8%、医療・福祉が 11.8%と、第三次産業の 3 業種で全体の約半数を占めています。

茅ヶ崎市の事業所数・従業者数の推移



出典：統計年報（令和元年版）

4

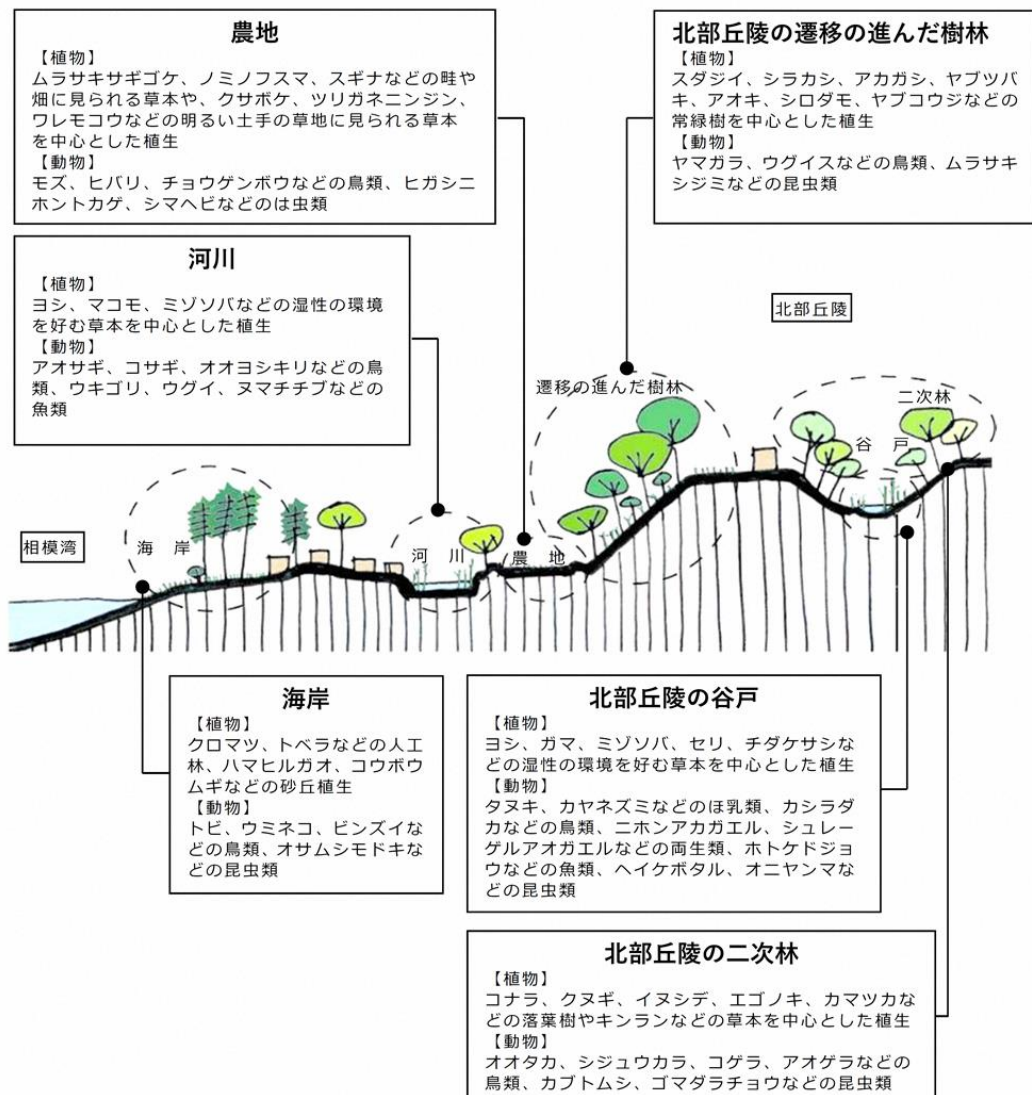
自然環境の現況

本市には、樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸などの自然環境、生きものを育み地域に潤いをもたらす河川、地域の人たちによって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様な生きもののすみかが残されています。

北部丘陵の谷戸や二次林ではコナラ、クヌギなどの落葉樹やキンラン、ガマなどの草本類、オオタカやカヤネズミ、ニホンアカガエル、オニヤンマ、ゴマダラチョウなどの動物が、河川ではヨシ、マコモなどの草本類のほか、アオサギ、オオヨシキリなどの鳥類、ウキゴリ、ウグイなどの魚類の生息・生育が確認されており、海岸にはクロマツ林が広がっています。

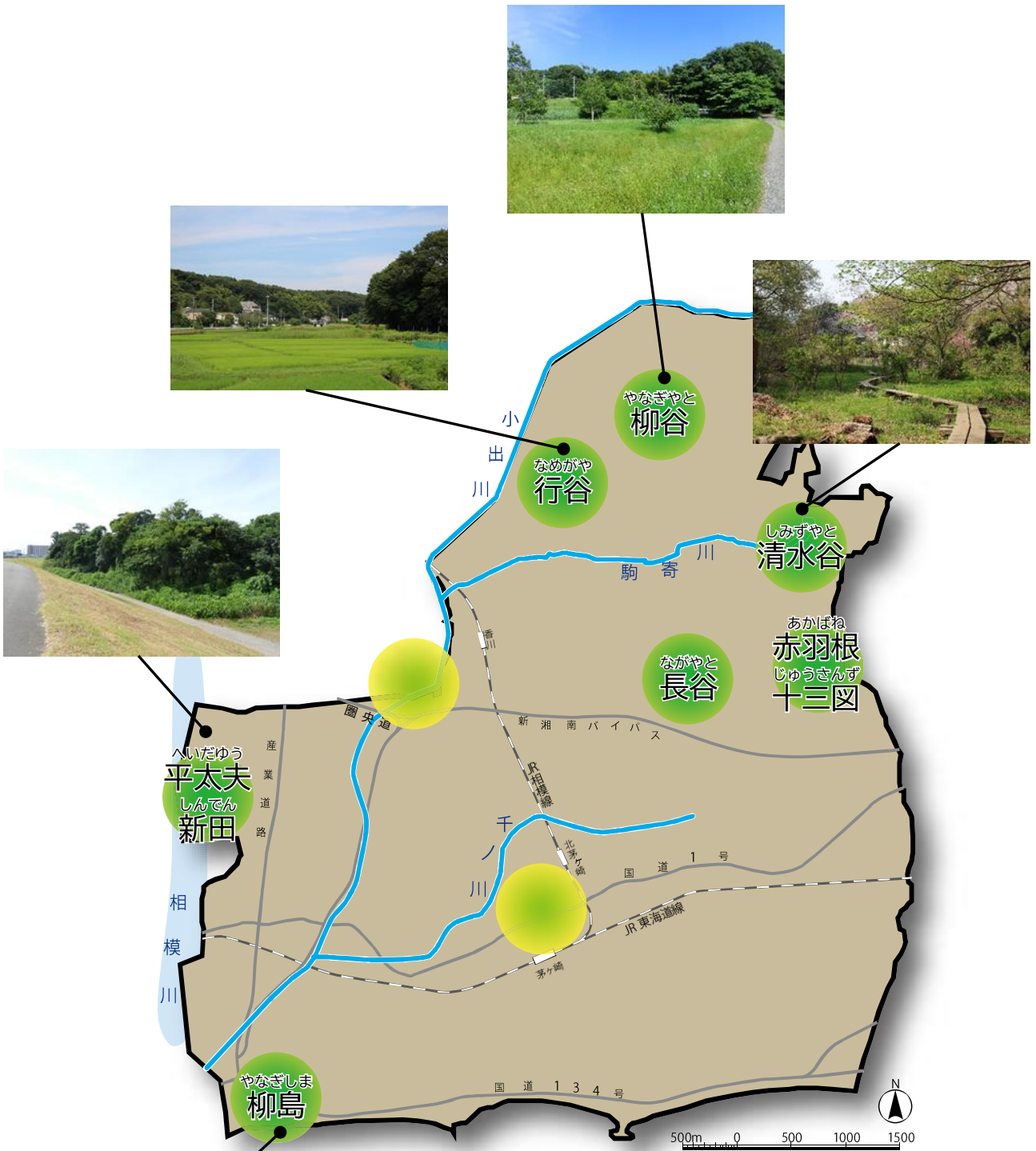
自然環境評価調査により特に重要度の高い自然環境とされた、柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三箇、平太夫新田、柳島では、多様な生きものの生息・生育が確認され、指標種*の分布が集中しています。また、同調査で、生きものの移動空間として重要な地点・地域とされた中央公園周辺・小出川大曲橋周辺などの、市街地のみどりや河川などは、生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。

生きものの生息・生育環境断面模式図



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（平成 31（2019）年 3 月）

位置図



凡例

- 特に重要度の高い自然環境を有する地域
- 生きものの移動経路として重要な場所

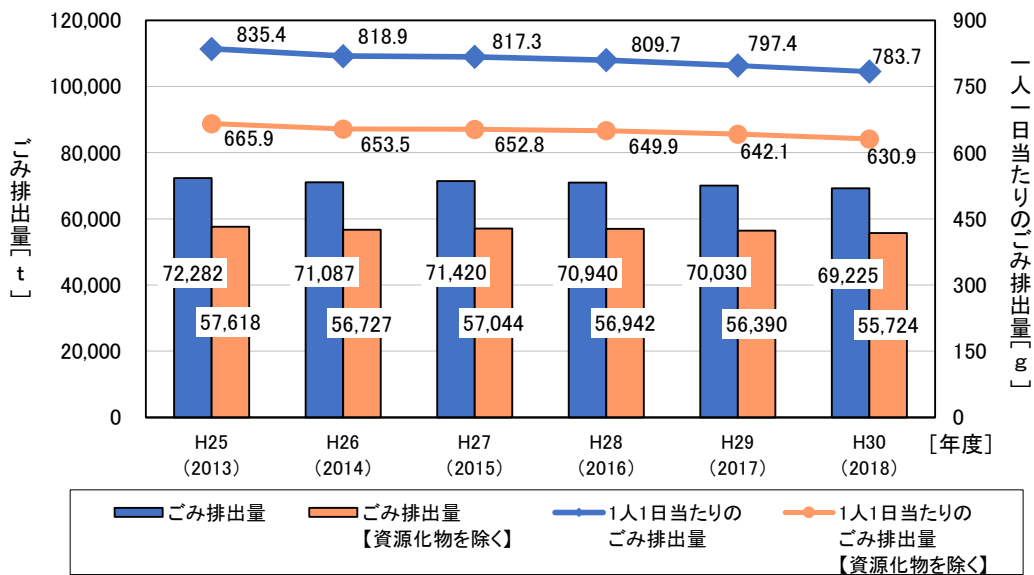
5

資源循環の現況

平成 30 (2018) 年度の茅ヶ崎市のごみの総排出量は、69,225t であり、平成 25 (2013) 年度から約 3,000t 減少しています。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も、減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度は 783.7g となっています。

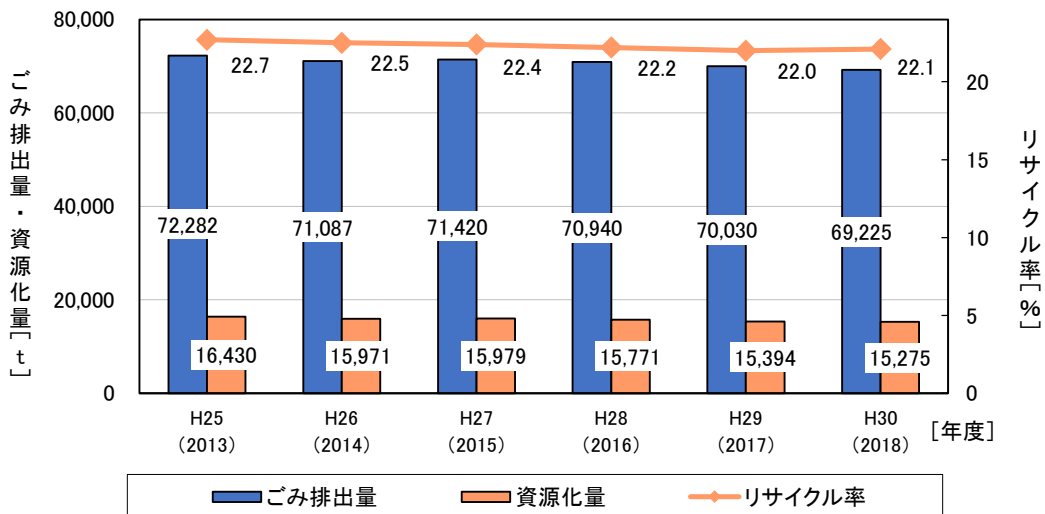
また、資源物のほか、市で収集した燃やせないごみ・大型ごみも手選別と磁選機などでリサイクルできるものを集め、資源化をしています。さらに、燃やせるごみなどの焼却残渣も再資源化を図っており、市のリサイクル率は、近年 22% 台で推移しています。

年間ごみ排出量と市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量



出典：令和元年度版 清掃のあらまし

年間ごみ排出量・資源化量・リサイクル率



出典：令和元年度版 清掃のあらまし

6 環境負荷の現況

① 大気

本市では、神奈川県的一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）が設置されており、環境基準*に定められている大気汚染物質について常時監視を行っています。平成30（2018）年度の大気測定の結果、光化学オキシダント*を除いて、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成しています。

大気測定的环境基準達成状況（平成30年度）

物質	評価区分	環境上の条件	達成状況	
			一般局	自排局
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成	—
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成	—
二酸化窒素 (NO ₂)		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント (Ox)		1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯5時から20時）	非達成	—
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	—	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値 ^(※) が20ppm以下であること。 ^(※) 24時-8時、8時-16時、16時-24時までの時間帯の平均値をいう。	—	達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	※1	達成
	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	※1	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15μg/m ³ 以下であること。	—	達成
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35μg/m ³ 以下であること	—	達成

「—」は測定していない項目を示す。

注1 一般局は茅ヶ崎市役所分庁舎1階、自排局は国道1号線茅ヶ崎市役所前。
注2 「※1」は、有効測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示します。

出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-

② 河川水質

本市では、市内を流れる3河川9地点で、水素イオン濃度(pH)や生物化学的酸素要求量(BOD*)等について、水質測定を定期的に実施しています。

平成30（2018）年度の測定結果については、千ノ川の古相模橋以外の全ての調査地点でBODが環境基準を超過していたほか、小出川の下町屋橋で浮遊物質(SS)の環境基準が超過しています。

千ノ川、小出川、駒寄川の水質の自主測定結果（平成30年度）

区分	測定項目(単位)	河川名 測定地点	千ノ川			小出川					駒寄川 中通橋	環境基準
			上ノ田橋	梅田橋	古相模橋	大黒橋	寺尾橋	浜園橋	下町屋橋	宮ノ下橋		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.5	7.5	7.5	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)		3.6	3.2	2.6	3.2	8.7	6.6	6.7	4.1	4.3	3以下
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)		3.6	2.9	3.3	3.7	7.2	6.1	6.0	5.1	5.7	—
	浮遊物質 (SS) (mg/L)		10	10	15	2	16	22	35	23	10	25以下
	溶存酸素 (DO) (mg/L)		6.7	7.1	7.4	8.7	7.1	7.0	6.3	6.7	7.8	5以上

注1 値は調査期間内の各測定値の単純平均。
注2 小出川は平成30年6月に類型指定が行われ、河川B類型として評価。千ノ川と駒寄川は、最終的な合流先である相模川下流の河川B類型を準用して評価。

出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-

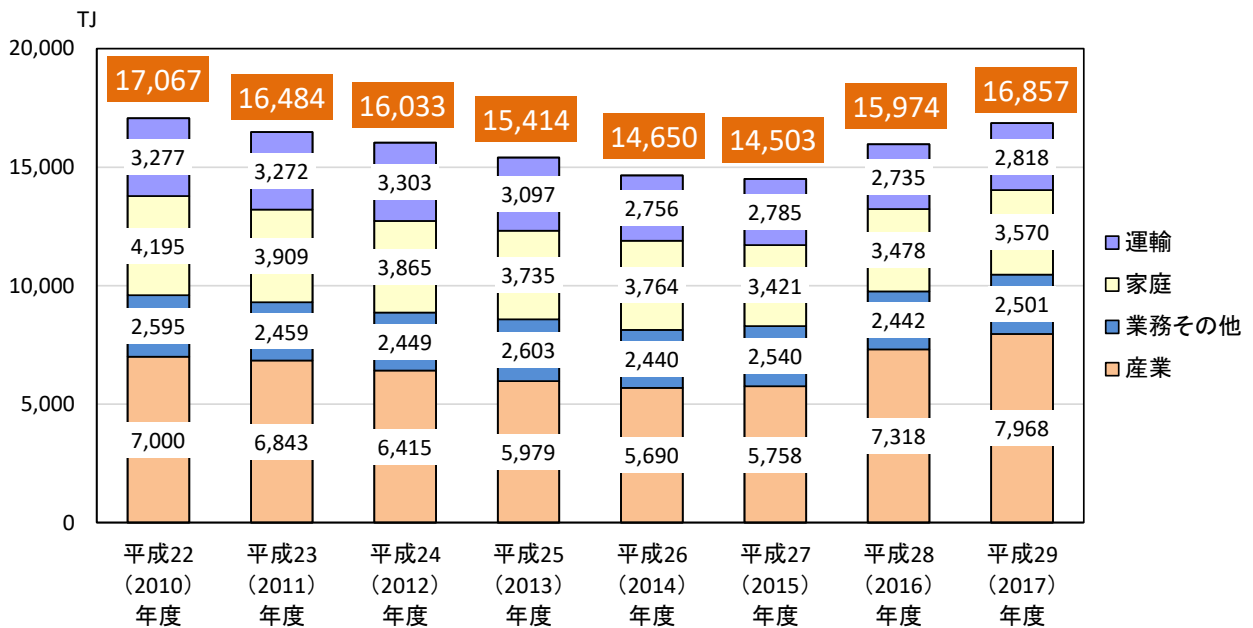
③ エネルギー消費量

本市の市域におけるエネルギー消費量は、平成 29（2017）年度で 16,857TJ となっており、平成 27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、以降は増加に転じています。

また、平成 29（2017）年度の部門別エネルギー消費量は、約 47%が産業部門での消費量となっており、次いで、家庭部門、運輸部門などとなっています。

平成 25（2013）年度以降は、家庭部門は減少傾向、業務その他部門、運輸部門は概ね横ばい傾向、産業部門は増加傾向で推移しています。

エネルギー消費量の推移



注 各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じる場合があります。

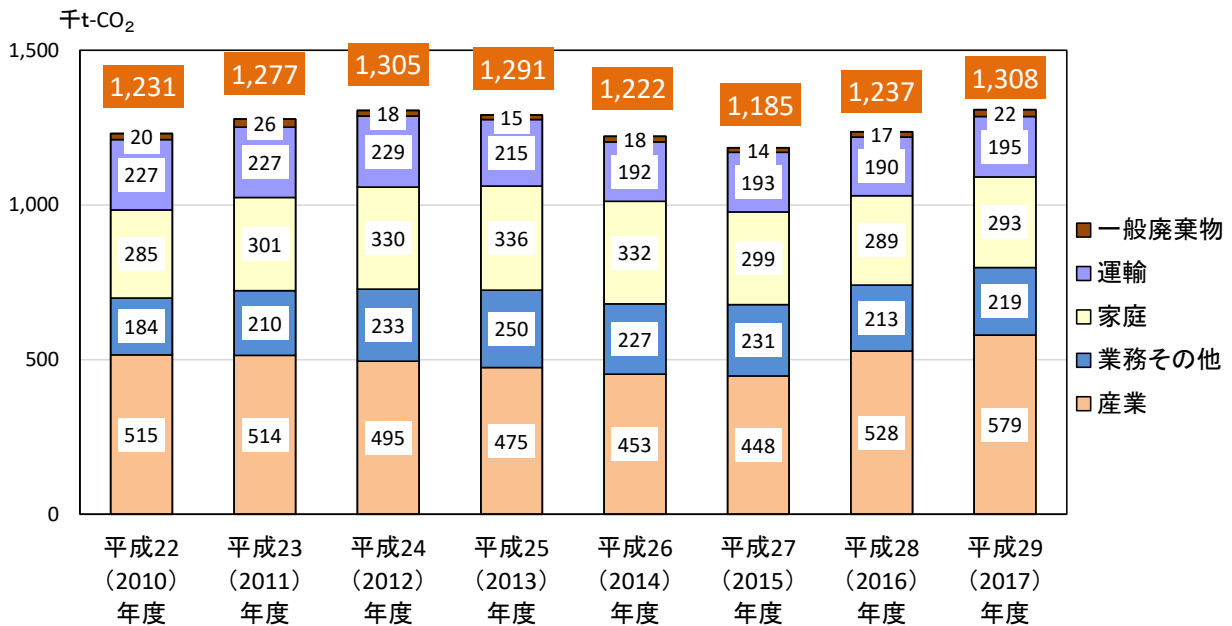
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出

④ 温室効果ガス

本市の市域から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成29（2017）年度で1,308千t-CO₂となっており、平成22（2010）年度以降は増減を繰り返しながら、1,200～1,300千t-CO₂前後で推移しています。

また、平成29（2017）年度の部門別二酸化炭素排出量は、約44%が産業部門からの排出量となっており、次いで、家庭部門、業務その他部門などとなっています。家庭部門、業務その他部門、運輸部門は、平成25（2013）年度以降は概ね横ばい傾向で推移しています。

温室効果ガス排出量（CO₂）の推移



注 各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じる場合があります。

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出

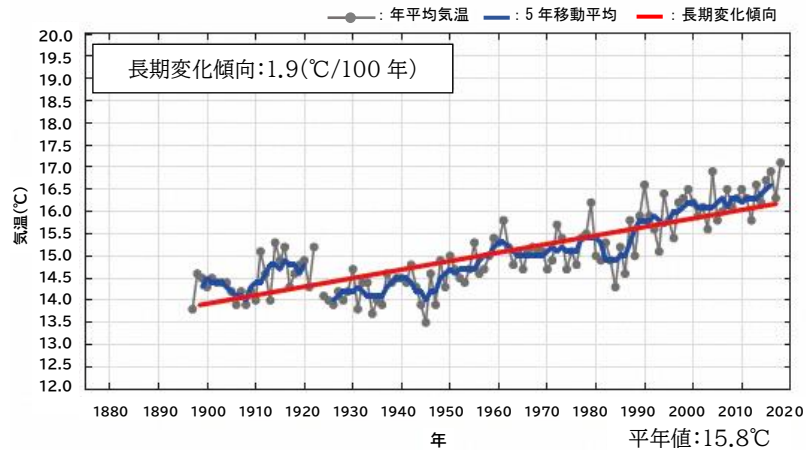
7

気候変動の現状と予測

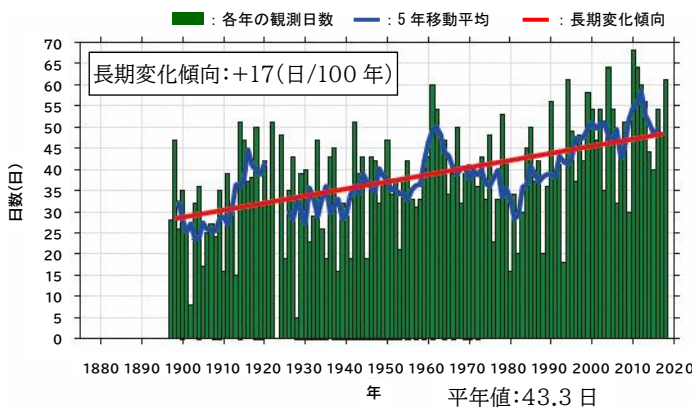
① 気候の変化

横浜地方気象台で観測された年平均気温の経年変化(1897~2018年)は、100年あたりで1.9℃の気温の上昇が観測されています。また、真夏日と熱帯夜の日数は増加傾向が、冬日の日数は減少傾向が現れています。

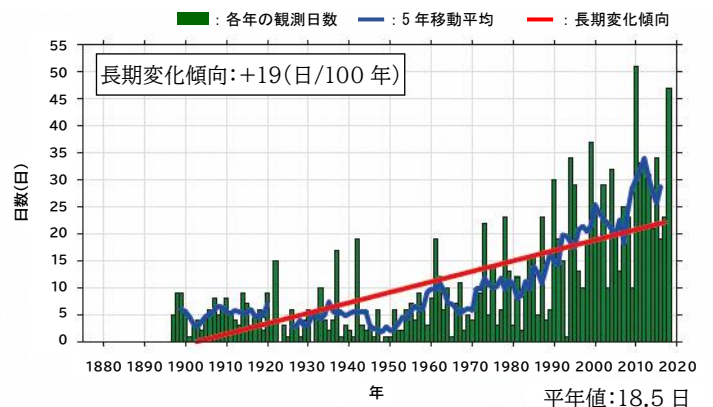
年平均気温の変化(横浜地方気象台)



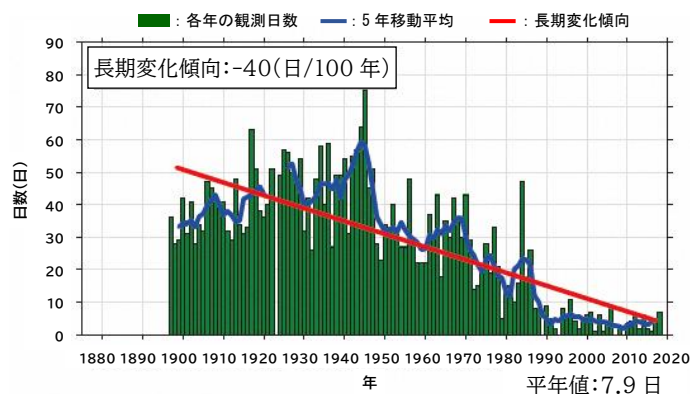
真夏日日数の変化(横浜地方気象台)



熱帯夜日数の変化(横浜地方気象台)



冬日日数の変化(横浜地方気象台)



出典：気候変化レポート 2018-関東甲信北陸東海地方-

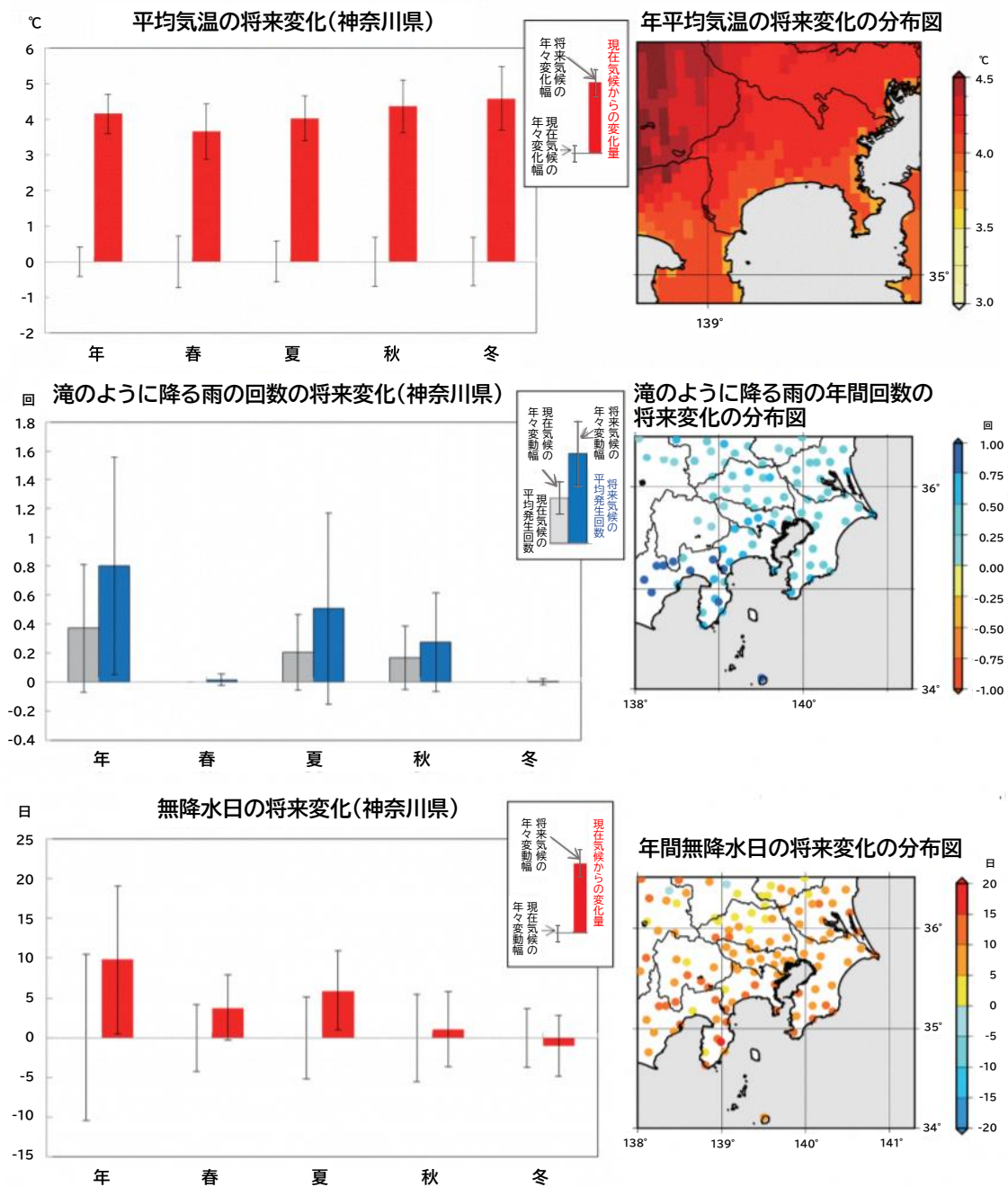
② 気候変化の将来の見通し

今後、温室効果ガスの排出削減対策がほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合を想定した場合の21世紀末の神奈川県的气候が予測されています。

神奈川県では年平均気温が100年で約4℃上昇、猛暑日が100年で約40日増加(横浜市)すると予測されており、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康への影響の増大が懸念されています。

また、滝のように降る雨の発生が100年で約2倍に、雨の降らない無降水日も増加すると予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが増大することが懸念されています。

気温と降水の将来予測 (横浜地方気象台)



出典：神奈川県の21世紀末の気候 (横浜地方気象台)

2-3

環境に関する市民の意識

1

市民・事業者意識調査

本計画の策定にあたり、市民、事業者を対象に、環境についての考え方、行動、今後の市の望ましい環境像などに対する意識動向を把握することを目的として、意識調査を実施しました。

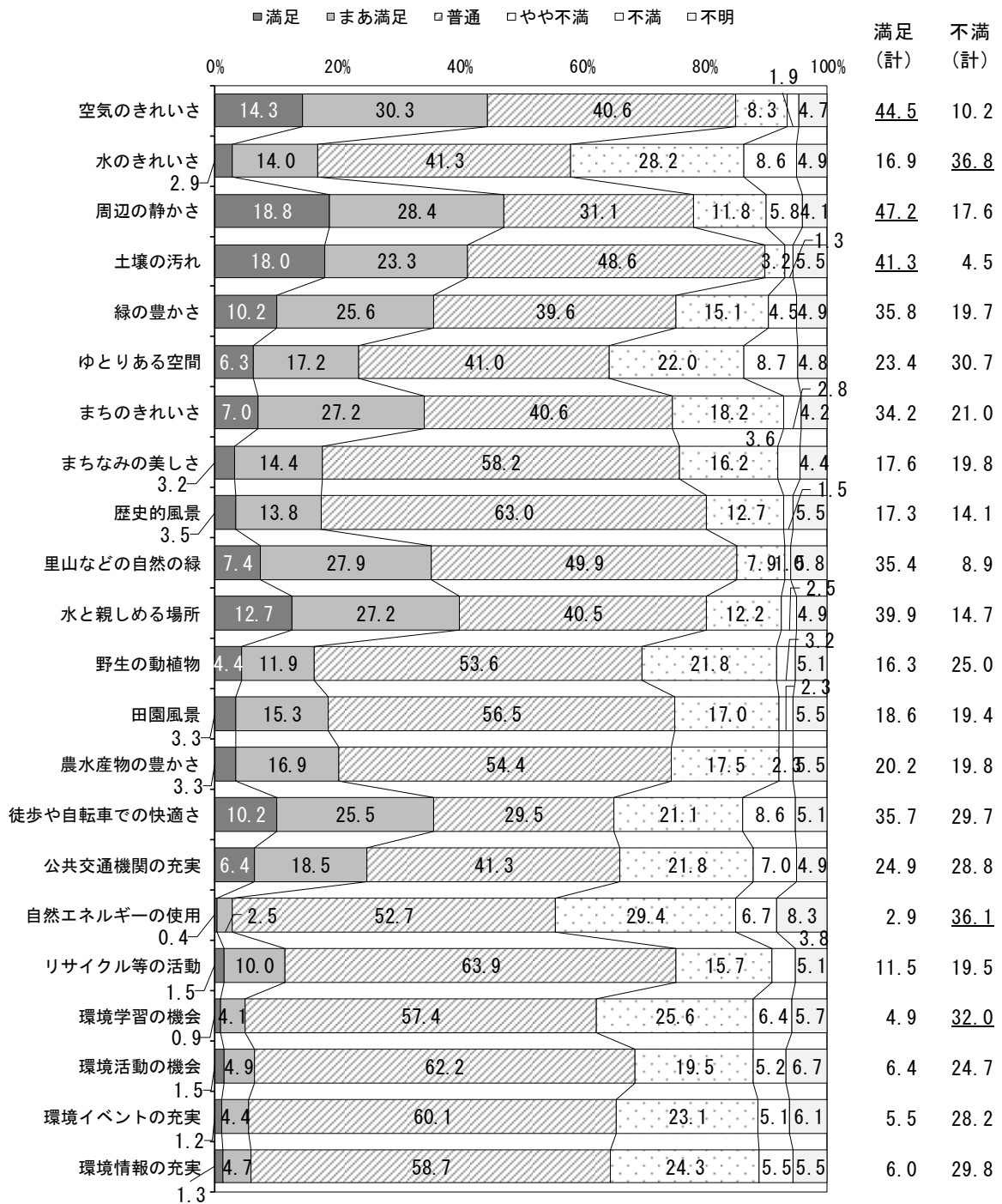
意識調査の概要

	市民	事業者
調査対象	茅ヶ崎市在住の満 16 歳以上の 男女 2,000 人	茅ヶ崎市内の 1,000 事業所
抽出方法	「住民基本台帳」からの 無作為抽出	茅ヶ崎商工会議所会員からの 無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を配布、回収	
調査期間	令和元（2019）年 6 月 28 日から令和元（2019）年 7 月 20 日	
配布数	2,000	1,000
有効回収数 (有効回収率)	687 (34.3%)	304 (30.4%)
有効回収率 年齢階層別 内訳	10 歳代 (2.8%) 20 歳代 (4.4%) 30 歳代 (12.1%) 40 歳代 (16.2%) 50 歳代 (16.7%) 60 歳代 (18.0%) 70 歳代 (20.1%) 80 歳代以上 (9.2%) 不明 (0.6%)	—
調査項目	① 回答者自身について ② 茅ヶ崎市の環境について ③ 普段の環境活動について ④ 地球温暖化対策について ⑤ 茅ヶ崎市の生物多様性について ⑥ 自由意見	① 事業所について ② 事業所の環境活動について ③ 事業所の地球温暖化対策への 取り組みについて ④ 茅ヶ崎市の環境・市政について ⑤ 自由意見

① 日頃感じる満足度

茅ヶ崎市の環境について感じていることを聞いたところ、『満足（計）（「満足」「まあ満足」の合計）』では「周辺の静かさ（47.2%）」、「空気のきれいさ（44.5%）」、「土壌の汚れ（41.3%）」が比較的高く、『不満（計）（「やや不満」「不満」の合計）』では「水のきれいさ（36.8%）」「自然エネルギーの使用（36.1%）」「環境学習の機会（32.0%）」が高くなっています。

日頃感じる満足度（市民アンケート調査）

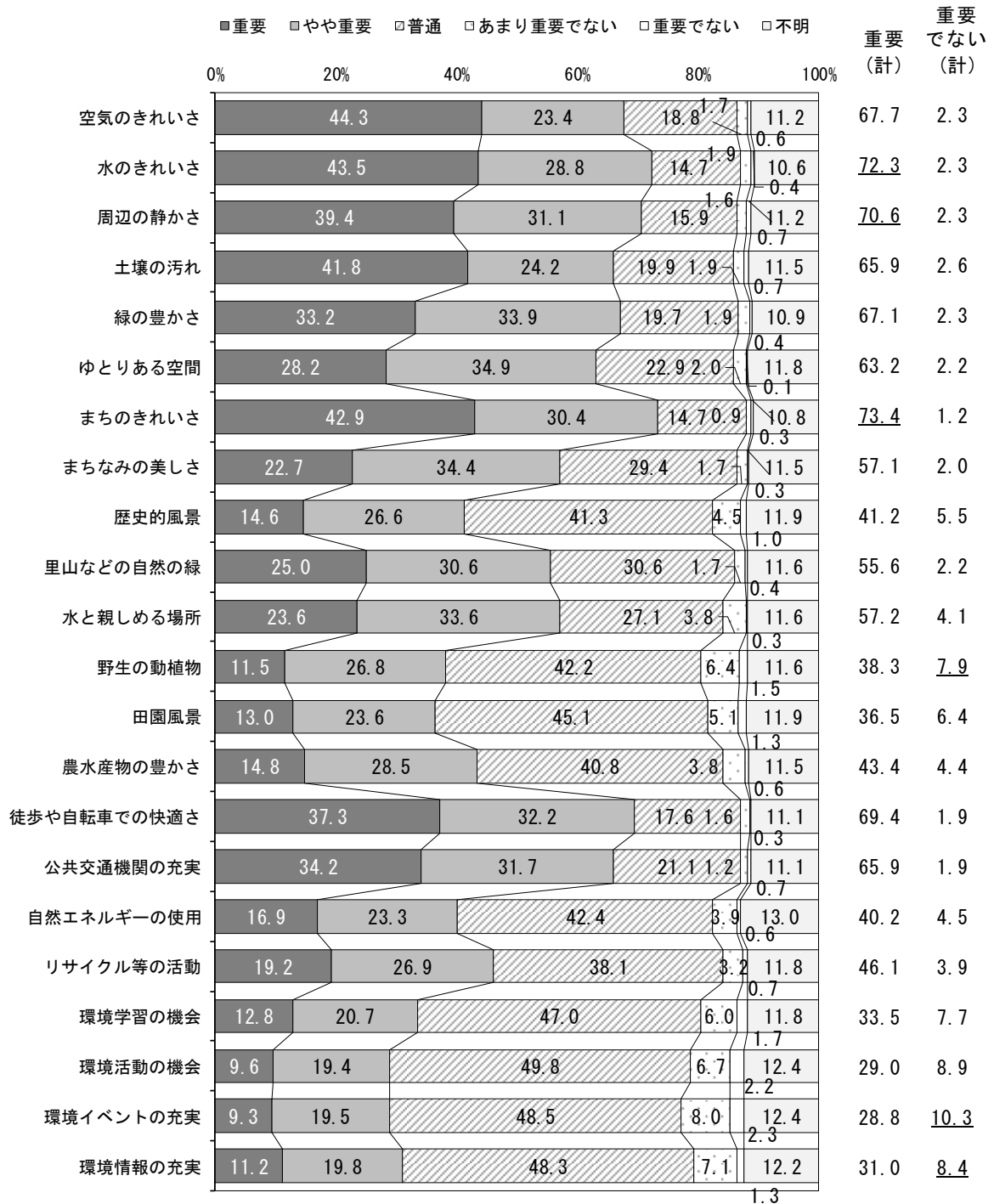


注 各部門の小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。

② 日頃感じる重要度

『重要(計) (「重要」「やや重要」の合計)』では「まちのきれいさ(73.4%)」「水のきれいさ(72.3%)」「周辺の静かさ(70.6%)」が比較的高く、7割以上が重要と感じています。

日頃感じる重要度 (市民アンケート調査)

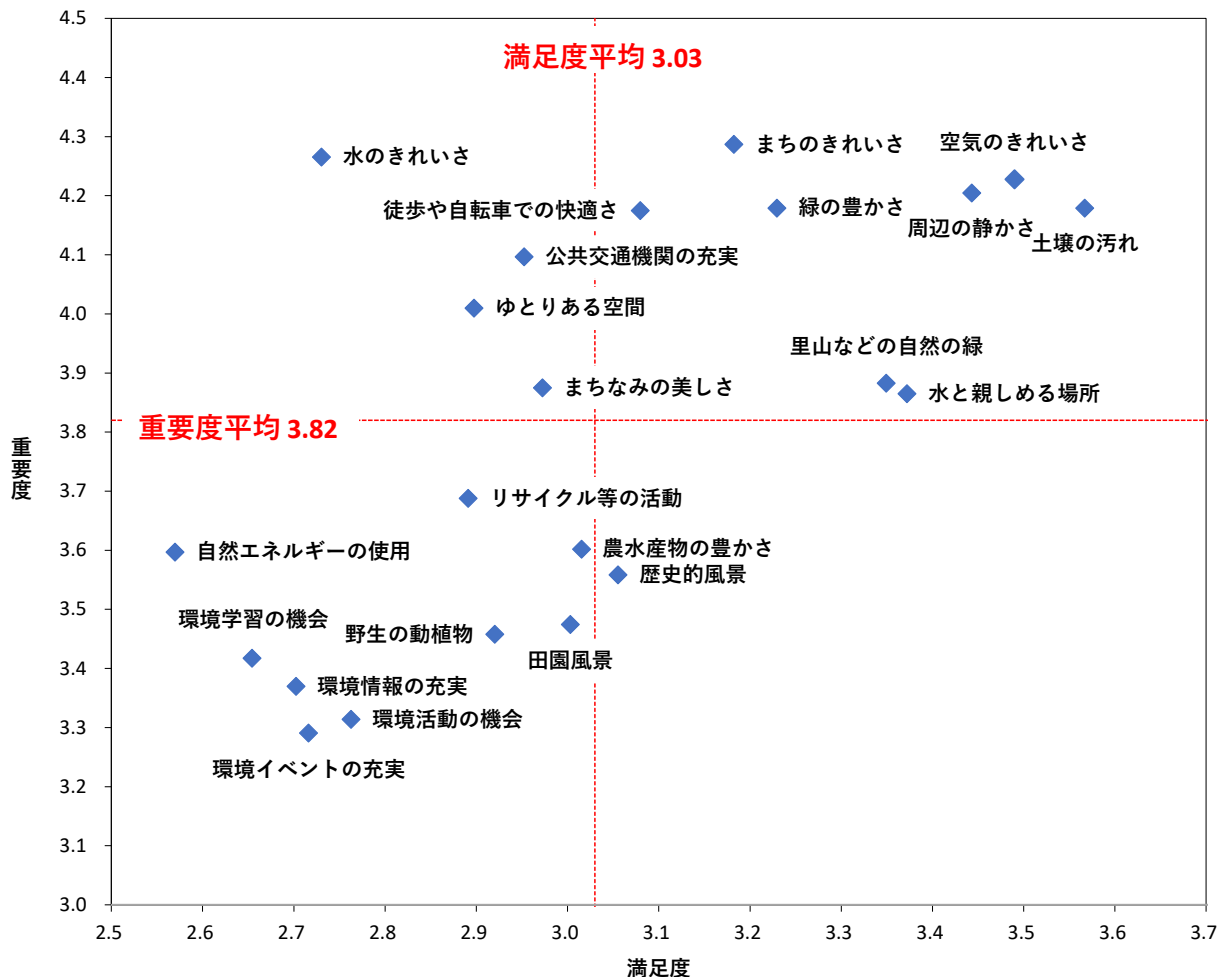


注 各部門の小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。

③ 満足度・重要度の関係

満足度と重要度の関係をみると回答者が重要と感じているが満足度が平均より低い項目は、満足度の低い順に「水のきれいさ」「ゆとりある空間」「公共交通機関の充実」「まちなみの美しさ」の4項目となっています。回答者が重要と感じかつ満足度も平均より高い項目は、満足度の高い順に「土壌の汚れ」「空気のきれいさ」「周辺の静かさ」「水と親しめる場所」「里山などの自然の緑」「緑の豊かさ」「まちなみのきれいさ」「徒歩や自転車での快適さ」となっています。回答者の重要度が平均より低く、かつ満足度も平均より低い項目は、重要度の低い順に「環境イベントの充実」「環境活動の機会」「環境情報の充実」「環境学習の機会」「野生の動植物」「田園風景」「自然エネルギーの使用」「農水産物の豊かさ」「リサイクル等の活動」となっています。「歴史的風景」については、重要度は平均より低いものの、満足度は平均より高くなっています。

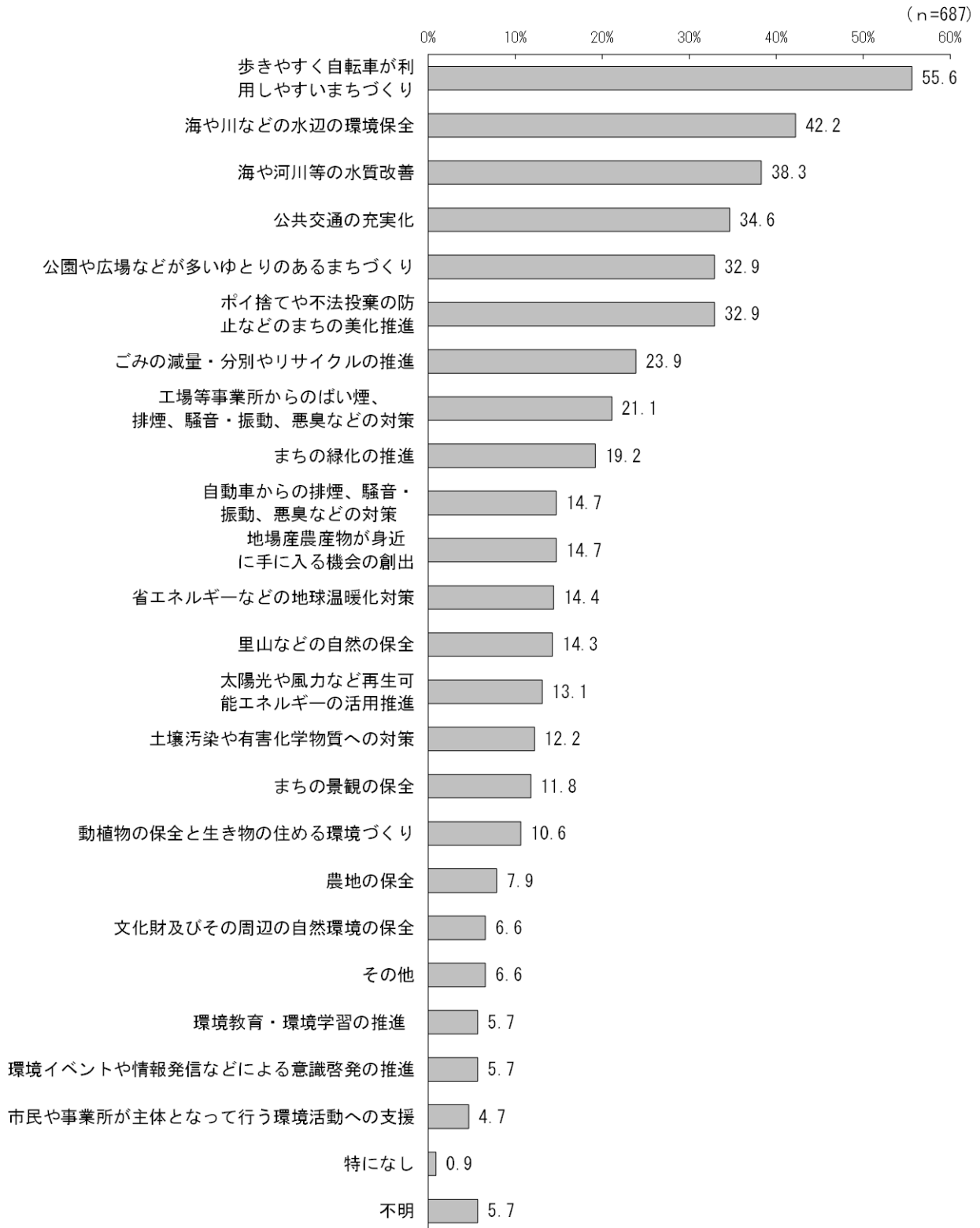
満足度・重要度の関係（市民アンケート調査）



④ 市が重点的に取り組むべき環境への対策

茅ヶ崎市が重点的に取り組むべき環境への対策を聞いたところ、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」が 55.6%と最も高く、次いで、「海や川などの水辺の環境保全」(42.2%)、「海や河川等の水質改善」(38.3%) となっています。

市が重点的に取り組むべき環境への対策（市民アンケート調査）



2 ちがさき環境ワークショップ

本計画の策定にあたり、今ある自然や多様な動植物とそれを育む温暖な気候を未来につなげ、持続可能な『環境にやさしいまち』をつくるため、「目指すべき環境の将来像」について市民意見を聴取する場として、環境ワークショップを3回実施しました。自然環境、ごみ減量化・環境美化、地球温暖化対策のテーマごとに、10年後の茅ヶ崎の環境のイメージや環境政策のあり方についてグループによる意見交換を行いました。

ちがさき環境ワークショップの概要

開催日時		討議テーマ	参加者数
第1回	令和元(2019)年 9月7日(土)	(全体説明) ・茅ヶ崎市環境基本計画の見直しについて (グループ単位) ・地域で残しておきたい自然、改善したい環境について ・今後、重点的に取り組むべき分野・取り組みについて	15人
第2回	令和元(2019)年 11月30日(土)	(全体説明) ・前回ワークショップのおさらい (グループ単位) ・将来の環境像、10年後の茅ヶ崎の環境のイメージについて	11人
第3回	令和2(2020)年 1月18日(土)	(全体説明) ・前回ワークショップのおさらい (グループ単位) ・みんなが環境活動に参加できる仕組みについて	15人

ちがさき環境ワークショップの様子



3

市民討議会

市民討議会は、文教大学湘南総合研究所及び公益社団法人茅ヶ崎青年会議所で構成される茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会と市が協力し、無作為抽出により、市民に参加を呼びかけ、その参加者が少人数のグループに分かれて、まちの課題について話し合い、そこで出された意見を集約してまちづくりに生かしていくものです。「これからにつなぐ『環境』を語ろう～2030年の私たちにどのような『環境』を届けますか?～」をテーマに討議を行いました。

市民討議会の概要

開催日時	討議テーマ	参加者数
令和元(2019)年 10月26日(土)	(全体テーマ) 「これからにつなぐ『環境』を語ろう～2030年の私たちにどのような『環境』を届けますか?～」 (個別テーマ) ①「語り合いましょう～これが茅ヶ崎の環境イメージ」 ②「『次につなげたい』茅ヶ崎の環境デザイン」 ③「『関わり』から考える伝えるべき茅ヶ崎の環境」 (情報提供) ①「環境観の変遷」 ②「地域の環境計画や行政評価に果たす市民の役割」 ③「現状の市民参加の限界と、新しい像の模索」	30人

市民討議会の様子



4 市民活動団体アンケート

環境に関する様々な活動をしている市民活動団体の皆様にアンケートを実施し、日頃の活動状況や課題、令和2年7月に環境審議会に諮問した「茅ヶ崎市環境基本計画骨子」に対する御意見を伺いました。

市民活動団体アンケートの概要

項目	内容
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市市民活動団体登録のある団体のうち、環境の保全を図る活動をされている団体 市環境政策課で管理する「環境に関する団体等名簿」に記載のある団体
調査方法	<p>郵送により調査票を配布</p> <p>郵送・ファクシミリまたは Web サイトにて回答</p>
調査期間	令和2(2020)年7月31日から令和2(2020)年8月23日
配布数	22
回答数	9
回答団体 (提出順)	<ol style="list-style-type: none"> サーフ90 茅ヶ崎ライフセービングクラブ 柳谷の自然に学ぶ会 駒寄川水と緑と風の会 ちがさきエコライフネット 特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット 生物多様性研究会 清水谷を愛する会 相模川の河畔林を育てる会 行谷ツリフネソウ友の会
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 御自身の団体活動について 茅ヶ崎市環境基本計画骨子について

1

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価

前計画では、「テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全」「テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり」「テーマ3 資源循環型社会の構築」「テーマ4 低炭素社会の構築」「テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり」の5テーマとそれぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」を位置づけ、施策を推進してきました。

茅ヶ崎市環境審議会による総括評価は以下のとおりとなっています。

① 「目指すべき環境の将来像」の実現度

「目指すべき環境の将来像」の実現度について、人材育成に関する評価が高い傾向にありますが、全体として将来像の実現にまでに至っていないと評価されました。

目指すべき環境の将来像	委員による評価	
<p>(自然環境)</p> <p>市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生きものが健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。</p>	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 5人 5人 1人
<p>(資源循環・環境負荷)</p> <p>市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。</p>	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 5人 7人 0人
<p>(人材育成)</p> <p>本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。</p>	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 7人 4人 0人

② 施策の柱ごとの評価

施策の柱ごとの成果と課題は、以下のとおりとなっています。

また、共通課題として、重点施策の進捗を環境の向上と見なせない現象が起きうることから、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出して、進捗評価の目標、施策に至る流れを整理することが望ましいと指摘されました。加えて、計画時点に想定した目標や施策が時代遅れにならないよう、新たな技術や社会情勢への対応が必要とも評価を受けました。

テーマ	施策の柱	成果と課題
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	【成果】 ・コア地域における保全管理計画の策定が進み、管理活動が展開されている。 【課題】 ・自然管理を行う市民グループ、行政に加えて地権者や利用者（散策、教育利用、近隣住民など）も含めた、コア地域ごとの情報交換を行うための組織の設置が望まれる。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	・保全対象地の購入や権利制限の代償のための財政担保システムの確立が求められる。
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保に向けた土地利用ルールづくり	【成果】 ・コア地域に対する特別緑地保全地区*の指定が進められた。 ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が改正された。 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」が策定された。 【課題】 ・「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」が未策定となっている。
	2.2 生物多様性の保全方針策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	【成果】 ・市民一人あたりのごみ排出量は削減されてきている。 ・「茅産茅消応援団」への参加店舗数が増加傾向にあり、地元産農産物の利用を促進する活動が行われた。 【課題】 ・社会情勢の変化に対応した新たな施策、指標の設定が望まれる。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	【成果】 ・省エネコンテスト参加者においては電気使用量を削減できた家庭が少なくなかった。 ・化石燃料を利用せず効率的な自転車利用のインフラ整備では先進的である。 【課題】 ・新たな技術や社会情勢の変化に対応する新たな目標や施策が望まれる。
	4.2 交通行政における温室効果ガス排出削減	

テーマ	施策の柱	成果と課題
テーマ 5 計画を確実に進めて行くための人づくり	5.1 本計画推進のため庁内における環境意識向上と人材育成	【成果】 ・C-EMS 関係では日常的に意識向上の取り組みがなされている。自然環境庁内会議では実務レベルでの部課間の情報交換により、結果として庁内における知識レベルの向上が行われた。 ・スクールエコアクション*など、様々な環境教育活動が行われた。 【課題】 ・環境関係の活動を行う市民同士の交流によるスキル向上の場を設けることが望ましい。 ・人生のライフサイクルを通して地域の環境活動への参加を促進する対策が必要である。 ・事業者や市民団体と連携した学校環境教育の実現についても今後さらに検討と工夫が必要である。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動支援	
	5.3 学校における環境教育の充実	

2

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の区域施策編においては、令和2（2020）年度までに平成2（1990）年度比で20%削減とする温室効果ガスの削減目標を掲げ、「1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援」「2 再生可能エネルギーの積極的導入支援」「3 低炭素まちづくりの推進」「4 循環型まちづくりの推進」「5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり」の5つを施策の柱とし、それぞれの柱のもとに2項目程度の「施策の方針」を位置づけ、施策を推進してきました。

また、事務事業編においては、令和2（2020）年度までに平成22（2010）年度比で総排出量20%削減とする削減目標を掲げ、「ア. 製品やサービスの導入・使用時の取り組み」「イ. 廃棄にあたっての取り組み」「ウ. 公共事業などにあたっての取り組み」のもとに11の取り組み項目を位置づけ、取り組みを実施してきました。

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による総括評価は以下のとおりとなっています。

評価項目	評価
茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出状況は平成27（2015）年度までは基準年度比で微減しており、この年度までは減少が確認できる点は評価できる。 ・排出状況と施策の実効性が確認しづらい点は修正してほしい。
施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の実施や省エネ機器の導入促進を進めるなど、積極的なPRを意識した取り組みがあったことは評価できる。 ・啓発が十分でないとの事務局の認識のもと、次期計画の改善に生かすべきである。
施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入に関する実績や、導入のための支援の積極性は評価できる。 ・施策を実施した結果をわかりやすくデータ化する工夫、設備運用実績等の見える化が求められる。
施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進は市が全体で取り組むべき論点なので、各課の施策の連携が必要である。 ・緩和策に加えて適応策の検討と展開が必要である。
施策の柱4 循環型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・4R施策を検討し、啓発活動を継続し、循環型まちづくりの成果が見えるようになるまで取り組んできたことは評価できる。 ・施策の実施が4Rの進捗や目標達成に直結しているかどうか、判断し難い点は改善が望まれる。
施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体にとって、情報発信や普及啓発は柱となる部分であるので、このまま続けるべきである。特にエコネットは情報発信の手段として評価できる。 ・情報発信は、受け手の関心につながるよう、受け手のメリットも意識し、提供する情報の質・内容を工夫すべきである。
茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業編としての自治体自らの取り組みは、必要なものが十分に組み込まれているといえる。
事務事業編の各施策の取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本項目は、全体的な達成状況が良好で、達成度も高く、取り組みの継続を期待する。

2-5

計画策定にあたっての課題

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、前計画の総括評価などをふまえ、①自然共生、②良好な生活環境、③資源循環、④気候変動、⑤環境保全活動の5分野における課題を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが必要です。

1 計画策定にあたっての課題一覧

前計画の推進期間内における主な社会変化

- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた『持続可能な開発のための2030アジェンダ』を国連持続可能な開発サミットにおいて採択。
- ・「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑える（さらに1.5℃に抑える努力を追求する）」などを目標とした『パリ協定』が発効。
- ・「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを明記した『第五次環境基本計画』を閣議決定。
- ・健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため『水循環基本法』が制定。
- ・「質」にも着目した循環型社会の形成を目指す『第四次循環型社会形成推進基本計画』を閣議決定。
- ・食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組むため『食品ロス削減推進法』が成立。
- ・『バーゼル条約』が改正され、汚れたプラスチックの輸出制限が決定。
- ・『地球温暖化対策推進法』の改正を行うとともに、「2030年度に2013年度比26.0%削減」を目標とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定。
- ・既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むため、『気候変動適応法』が成立し、『気候変動適応計画』を閣議決定。
- ・神奈川県より『かながわ気候非常事態宣言』の発信。
- ・菅内閣総理大臣「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を表明。

茅ヶ崎市の環境の現況

- ・人口は、令和2（2020）年9月1日現在242,347人で、微増の傾向にあるが、この年をピークに人口が減少に転じると推計されている。
- ・自然環境評価調査において「重要度の高い自然環境」とされた地域を中心に、多様な生きものの生息・生育が確認されている。
- ・ごみの総排出量、市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にある。
- ・市域から排出される温室効果ガス排出量は、平成29（2017）年度で1,308千t-CO₂であり、平成22（2010）年度以降、増減しながらも横ばい傾向となっている。

環境に関する市民の意識

- ・良好な生活環境に関する項目、自然共生に関する項目は満足度、重要度も高く、環境保全活動は満足度、重要度も低くなっている。
- ・市が重点的に取り組むべき環境への対策として、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」「海や川などの水辺の環境保全」「海や河川等の水質改善」が上位にあがっている。
- ・省エネルギー等地球温暖化対策の取り組みは家庭・事業者ともに6割以上が実践している。

前計画の総括評価

『茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）』

- ・茅ヶ崎市環境審議会による総括評価として、「目指すべき環境の将来像」の実現度は、人材育成に関する評価が高い傾向にあるが、全体として将来像の実現にまで至っていないと評価された。
- ・施策の柱ごとでは、自然環境の保全・再生の仕組みづくり、資源循環型社会の構築、低炭素社会の構築、人づくりとも着実に施策が実施されていると評価された。
- ・コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立などにおいて改善の余地があると評価されたほか、新たな技術や社会情勢の変化に対応する新たな目標や施策が必要と評価された。
- ・共通課題として、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出して、進捗評価の目標、施策に至る流れを整理すること、計画時点に想定した目標や施策が時代遅れにならないよう、新たな技術や社会情勢への対応が必要と評価された。

『茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画』

- ・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による総括評価として、市域から排出される温室効果ガス排出状況と施策の実効性が確認しづらい点、市民に届く広報の検討、施策の実効性を確認する指標について改善が必要と評価された。
- ・緩和策に加えて適応策の検討と展開が必要と評価された。

課題

自然共生

- ①「重要度の高い自然環境」の保全と生態系ネットワークの維持・形成
- ②生物多様性の保全と理解の促進

良好な生活環境

- ①良好な生活環境の維持
- ②環境美化、地域の生活環境問題
- ③良好な景観の形成・保全
- ④健全な水循環の確保

資源循環

- ①4Rの取り組みの継続的な推進
- ②食品ロスの削減
- ③プラスチックごみの削減

気候変動

- ①緩和策の一層の拡充
- ②適応策の推進

環境保全活動

- ①環境意識の醸成
- ②人材育成の強化
- ③環境保全活動の拡大

2

自然共生社会に関する課題

① 「重要度の高い自然環境」の保全と生態系ネットワークの維持・形成

本市では、自然環境評価調査*で、特に重要度の高い自然環境とされた地域を、前計画において「コア地域」として保全を進めてきました。引き続き、自然環境評価調査の結果から特に重要度の高い自然環境と位置づけられている柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三区、平太夫新田、柳島や、生きものの移動空間として重要な地点・地域とされている中央公園周辺・小出川大曲橋周辺をはじめ、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などのみどりの保全を進めるとともに、生きものの生息・生育環境の分断・孤立を防ぐため、生態系ネットワークを維持・形成する必要があります。

② 生物多様性の保全と理解の促進

市域内には、ウラシマソウ、ヒトリシズカなどの植物をはじめ、カヤネズミ、ホンドイタチなどのほ乳類、サシバやヒバリなどの鳥類、ニホンアカガエルやアオダイショウなどの両生・は虫類、ウグイやホトケドジョウなどの魚類といった様々な生きものが生育・生息しており、その中には、市域内で近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもいます。市域内の生物多様性の保全に向けて、在来の生きものの保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

3

良好な生活環境に関する課題

① 良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられ、意識調査からも取り組むべき課題として挙げられています。引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取り組みの促進を行い、安心・安全に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

② 環境美化、地域での生活環境問題

本市では、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（条例愛称：きれいなちがさき条例）」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの投棄・放置、落書きの禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みやクリーンキャンペーン等の環境美化活動を拡充する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取り組みが必要となっています。

③ 良好な景観の形成・保全

本市には、海岸や里山の風景、富士山の眺望、歴史的な建造物や地域のシンボルとなる樹木など、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらの景観資源は、本市の魅力を市内外に発信する重要な要素であると同時に、多くの市民に生活の場としての安らぎや快適さをもたらす要素となっています。

引き続き、自然環境や歴史・文化的環境と都市環境が調和した、景観の形成・保持に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、海岸や里山の自然景観とともに歴史と文化が息づく個性あるまちなみのみどりは、本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質の向上にも貢献しています。

そのため、みどりの保全や創出を支援する制度の活用を進めるほか、みどりをコミュニティ活動や健康づくりの場として活用していくことが求められています。

④ 健全な水循環の確保

相模川流域に降った雨水は、河川や水路を経て、相模湾に流れ込んでいます。昨今、河川の水量の減少や水質の悪化がみられており、その背景として、私たちの生活や産業活動による水利用の増加、土地利用の変化などが影響していると考えられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

4

資源循環に関する課題

① 4Rの取り組みの継続的な推進

本市では、ごみ通信ちがさきなどの広報による啓発の強化や各種イベントでの講座開催など、ごみの減量化・資源化に向けて、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再生利用*する）の3Rにリフューズ（要らないものを買わない・断る）を加えた「4R」を推進しており、本市のごみの排出量は平成30（2018）年度で69,225tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は783.7gで、全国平均918g、神奈川県平均859g（平成29（2017）年度）と比べても少ないことから、4Rの取り組みは一定の成果を取れているといえます。

しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、4Rのライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、平成29（2017）年で約646万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万t（平成26（2014）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、令和元（2019）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられたほか、神奈川県では食品関連事業者などと意見交換の場を設け、食品ロス削減に向けた取り組みを推進しています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

③ プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックのほとんどが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

神奈川県では、「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを、市町村や企業、県民とともに広げていくことで、令和12（2030）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みの強化が必要となっています。

5 気候変動に関する課題

① 緩和策の一層の拡充

本市から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成 22（2010）年度以降は増減を繰り返しながら、1,200～1,300 千 t-CO₂ 前後で推移しており、平成 29（2017）年の総排出量は、1,308 千 t-CO₂ となっています。

これまで本市では、家庭・事業所におけるエコライフ*・エコオフィス活動の推進に取り組んできましたが、近年の部門別排出量の推移をみると、「産業部門」はやや増加傾向、「家庭部門」や「業務その他部門」「運輸部門」は横ばい傾向が見られることから、さらなる排出削減に向けた取り組みが求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

また、本市では、令和元（2019）年度までに 21,016kW[※]の再生可能エネルギー設備が導入されました。引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら利用を促進する必要があります。固定価格買取制度（FIT）終了後の再生可能エネルギーの活用方策や、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

② 適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取り組みを進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱*など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

※ 経済産業省資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトのデータを基に計算。

6

環境保全活動に関する課題

① 環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されているほか、市内小中学校への出前講座が行われています。

引き続き、このような取り組みを積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

② 人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

③ 環境保全活動の拡大

本市では、様々な活動団体により環境保全活動が展開されていますが、社会環境が急激に変化している中、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。

このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

第3章 目指すべき環境の将来像と目標・施策

3-1

茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

本計画では、前計画で掲げた茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像を継承し、以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせずにより有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。



3-2 計画体系

目指すべき環境の将来像を実現するための計画体系は、以下のとおりです。

政策目標 (= 10年後のイメージ)

1 自然と人が共生するまち

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

2 良好な生活環境が保全されているまち

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄*が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養かんようされています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

3 資源を大切に作る循環型のまち

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

4 気候変動に対応できるまち

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車*の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

5 環境に配慮した行動を実践するまち

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に着実に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

基本方針	施策
(1) 生物多様性の保全	①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進
(2) みどりの保全	④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全
(3) 良好な生活環境の保全	⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全
(4) 快適な生活環境の形成	⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進
(5) ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進	⑫4Rの推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化
(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築	⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施
(7) 気候変動緩和策の推進	⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進 ⑰公共施設の省エネルギーの推進 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進
(8) 気候変動適応策の推進	⑲自然災害対策の推進 ⑳健康被害対策の推進
(9) 環境教育・環境学習の充実	㉑学校における環境教育の充実 ㉒地域における環境学習機会の拡充 ㉓庁内の環境意識の向上
(10) 環境活動の促進	㉔環境に配慮した活動への支援 ㉕環境に関する情報の発信

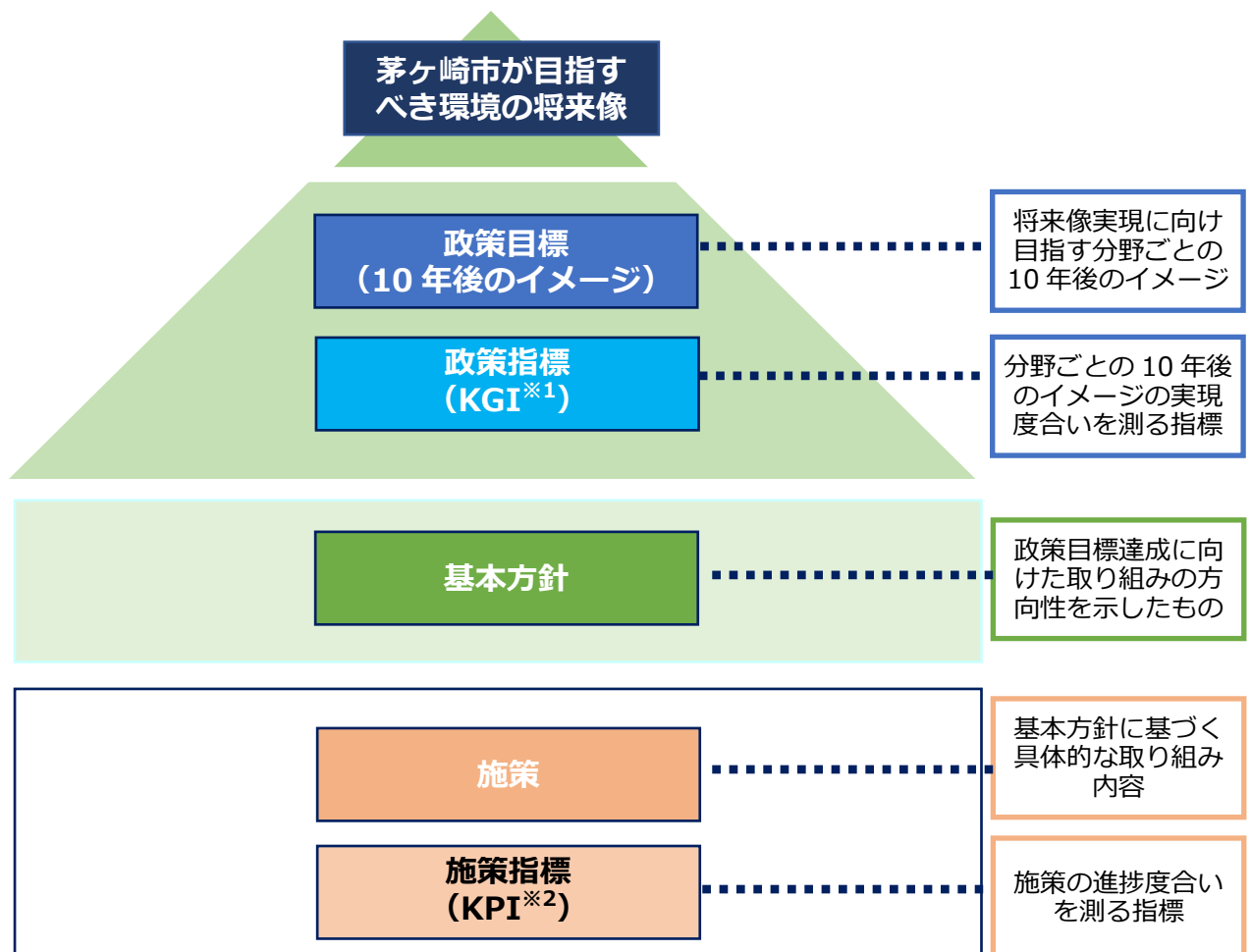
3-3

政策目標・政策目標を達成するための施策

本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて、本計画が目指す10年後の茅ヶ崎市のイメージを5つの分野ごとに描いてみました。これらのイメージを「目指すべき環境の将来像」を実現するための「政策目標」と位置付けます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各政策目標には、達成指標となる「政策指標」を設定します。

さらに、政策目標の達成に向け、10の「基本方針」を定め、より具体的な取り組み内容を「施策」として表現しました。施策の進捗度合いを測るため、各施策には「施策指標」を設定します。

政策目標・政策目標を達成するための施策の構成



※1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator KGIを達成するための過程を計測する中間指標

政策目標 1

自然と人が共生するまち

政策目標 1（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 自然と人が共生するまち

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりをを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「里山などの自然の緑」を「重要」と考える割合（市民）	↗	56%	59%	63%
② 自然環境評価調査での指標種の確認数	→	148種／186種 (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する
③ 緑地面積 ^{※1} （都市計画区域面積（3,576ha）における緑地面積（割合））	↗	659.00ha (18.43%) (令和2.4.1)	現状値以上	689.68ha (19.29%) (令和10年目標)
④ 「緑の豊かさ」に対する「満足」の割合（市民）	↗	36%	41%	46%
⑤ 「里山などの自然の緑」に対する「満足」の割合（市民）	↗	35%	42%	48%
⑥ 「水と親しめる場所」に対する「満足」の割合（市民）	↗	40%	45%	50%

※1 緑地面積：都市公園、公共施設緑地（青少年広場等）、民間施設緑地（ゴルフ場・社寺境内地等）、地域性緑地（特別緑地保全地区・生産緑地地区・保存樹林地等、法や条例、協定等によるもの）の面積。

○参考データ

項目		現状値
①	土地利用現況調査における自然的土地利用※2の割合	都市計画区域(24.8%) 市街化区域 (6.9%) 市街化調整区域 (54.0%) (平成 27 年度)

※2 自然的土地利用：農地や山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地のこと。

基本方針(1) 生物多様性の保全

- ・貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- ・生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者に普及・啓発します。

基本方針(2) みどりの保全

- ・人々が身近にふれあう公園、緑地、水辺の保全に努めます。



基本方針(1) 生物多様性の保全

施策① 重要度の高い自然環境の保全

自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」として位置づけられた柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三区、平太夫新田、柳島を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、他の様々なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。

また、北部丘陵については、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、「特に重要な自然環境」として位置づけられた地域の周辺にある里山環境を一体として保全していきます。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	特別緑地保全地区面積	↗	2箇所/7.8ha (令和2.4.1)	現状値以上	4箇所/39.7ha (令和10年目標)
②	自然環境評価調査での重要度が高い自然環境での指標種の確認数	→	柳谷(75種) 行谷(72種) 清水谷(63種) 長谷(38種) 赤羽根十三区(42種) 平太夫新田(28種) 柳島(28種) (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する

○参考データ

項目		現状値
①	みどりの保全地区面積	0ha(令和2.4.1)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
特別緑地保全地区の指定の推進	景観みどり課
自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進	景観みどり課
北部地区の緑地に対する維持管理	公園緑地課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など/みどりの保全地区など)	景観みどり課
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金*の充実	景観みどり課

施策② 生きものの生息・生育環境の保全

本市には、自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」や「生きものの移動空間として重要な地点・地域」とされた地域をはじめ、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどりと、そこをすみかとする多種多様な生きものが生息・生育しています。

これらの生きものの実態を定期的に把握するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進します。

また、生態系に影響を及ぼす外来生物に関する情報発信や拡散防止を推進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	自然環境評価調査の実施状況	↑	3回 (第1回：平成15～17年度、第2回：平成22～24年度、第3回：平成27～29年度)	概ね5年に1度実施	概ね5年に1度実施
②	自然環境評価調査における環境区分ごとの指標種の確認数 (確認数/環境区分ごとに設定した指標種の数)	→	樹林(38種/46種) 草地(36種/41種) 水辺(35種/52種) 海岸(17種/20種) 主要河川(13種/17種) 細流(9種/10種) (平成29年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する
③	自然環境評価調査における、陸域での特定外来生物*等の確認数 (確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)	↓	12種/19種 (平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する
④	自然環境評価調査における、水域での特定外来生物等の確認数 (確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)	↓	2種/4種 (平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する

主な取り組み

主な取り組み	担当課
自然環境評価調査の実施と調査員の養成	景観みどり課
外来種*に関する情報発信や拡散防止の推進	景観みどり課
開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）	景観みどり課
緑化ガイドラインの作成	景観みどり課

施策③ 生物多様性の保全に向けた理解の促進

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、生物多様性の保全は、私たちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知啓発を行っていきます。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「生物多様性」の意味を理解している割合(市民)	↑	30%	38%	45%
② 「野生の動植物を身近に感じる」ことを「重要」と考える割合(市民)	↑	38%	44%	49%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
みどりに関する講座や観察会の実施	環境政策課 景観みどり課
「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知と保全への配慮の働きかけ	景観みどり課
生物多様性に関する情報発信	環境政策課 景観みどり課

夏休み環境イベント(みんなで森を知ろう)



基本方針（２） みどりの保全

施策④ 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながら維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。

また、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に基づき、市内の樹林や樹木の保全を図るほか、民有地の緑化を推進し、市内のみどりの保全・創出を図ります。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 都市公園の市民一人当たり面積	↑	3.39 m ² (令和 2.4.1)	3.52 m ²	3.58 m ² (令和 10 年目標)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
公園整備の推進	公園緑地課
公園緑地等の維持管理	公園緑地課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（保存樹林等・市民緑地など／みどりの保全地区など）（再掲）	景観みどり課

市民の森



施策⑤ 河川・水辺、海岸の保全、整備

相模川や小出川、千ノ川や駒寄川などの河川の流域特性をふまえて、生物多様性に配慮しながら周辺の樹林や農地、公園・緑地など連続したみどりのネットワーク形成を図ります。

このほか、砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生するとともに、海岸の景観を構成する砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。

これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を生かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 自然環境評価調査における環境区分(水辺、海岸、主要河川、細流)ごとの指標種の確認数(確認した種の数/環境区分ごとに設定した指標種の数)【再掲】	→	水辺(35種/52種) 海岸(17種/20種) 主要河川(13種/17種) 細流(9種/10種) (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する
② 自然環境評価調査における、水域での特定外来生物等の確認数(確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)【再掲】	↓	2種/4種 (平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する

主な取り組み

主な取り組み	担当課
(仮称)河童徳利ひろば整備	公園緑地課
小出川・千ノ川の適正管理の促進	下水道河川建設課
千ノ川・駒寄川の除草などの維持管理	下水道河川管理課
海岸浸食防止対策	農業水産課



小出川

施策⑥ 農地、森林の保全

農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成、生きものの生息・生育環境といった多面的な役割を担う農地を保全するほか、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農地の保全に寄与する事業を推進します。

また、水源涵養^{かん}、大気浄化、生きものの生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林を保全します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「農地などの田園風景が守られている」ことに対する「満足」の割合	↗	19%	26%	33%
② 耕地面積	↗	348ha	令和4年度に将来推計値を算出 [*]	令和4年度に将来推計値を算出 [*]
③ 市民農園面積	↗	3.67ha (令和2.4.1)	現状値以上	4.02ha (令和10年目標)
④ 自然環境評価調査における環境区分(樹林)での指標種の確認数(確認した種の数/設定した指標種の数)【再掲】	→	38種/46種 (平成29年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する

※ 耕地面積の目標値は、令和4年の特定生産緑地の指定状況をふまえたうえで策定していく予定です。

○参考データ

項目	現状値
① 生産緑地地区面積	55.70ha (令和2.4.1)
② 保存樹林面積/保存樹木指定数	3.52ha/22件 (令和2.4.1)
③ 山林面積(土地利用現況調査より)	151.9ha(平坦地) 82.5ha(傾斜地) (平成27年度)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
市民農園への支援	農業水産課
援農ボランティア制度の活用	農業水産課
営農に対する支援策	農業水産課
地産地消の推進	農業水産課
生産緑地の指定	都市計画課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など/みどりの保全地区など) (再掲)	景観みどり課

政策目標 2

良好な生活環境が保全されているまち

政策目標 2（10年後の茅ヶ崎市のイメージ）
良好な生活環境が保全されているまち

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養かんされています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 大気汚染に係る環境基準達成状況	↗	光化学オキシダント以外のすべての項目で達成 (平成30年度)	全項目で環境基準達成	全項目で環境基準達成
② 水質汚濁に係る環境基準達成状況	↗	河川においてBOD、SS、大腸菌群数で環境基準超過、海域は超過なし (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
③ 「周辺の静かさ」に対する「満足」の割合（市民）	↗	47%	51%	55%
④ 「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合（市民）	↗	34%	39%	44%
⑤ 「まちなみの美しさ」に対する「満足」の割合（市民）	↗	18%	25%	32%

基本方針（３） 良好な生活環境の保全

- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を行います。
- ・大気、水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。
- ・水循環の維持・回復のために、雨水の地下浸透を促進します。

基本方針（４） 快適な生活環境の形成

- ・まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・魅力的で快適な景観づくりを推進します。

海岸清掃（美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎）



基本方針(3) 良好な生活環境の保全

施策⑦ 公害防止対策の推進

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みや有害化学物質対策を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	工場・事業場定期立入調査件数	→	35件	35件	35件
②	工場・事業場の排水測定における排水基準達成率	→	17件/17件 (100%)	100%	100%
③	「空気のきれいさ」に対する「満足」の割合(市民)	↗	45%	50%	55%
④	「土壌の汚れ」に対する「満足」の割合(市民)	↗	41%	47%	54%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
水質汚濁、土壌汚染に関する立入調査	環境保全課
大気汚染に関する立入調査	環境保全課
騒音、振動、悪臭に関する立入調査	環境保全課
水質測定物品の貸与及び供与	環境保全課

施策⑧ 健全な水循環の維持

健全な水循環を維持・回復するため、雨水の地下浸透を促進します。
また、水質改善に取り組むとともに、水質測定を継続的に実施します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	地下水水質常時監視結果	→	定点調査・メッシュ調査は超過なし (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
②	市内河川の水質に係る環境基準達成状況	↗	一部超過 (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
③	水浴場の水質判定基準の達成状況	↗	5月-水質 AA 7月-水質 B (平成30年度)	水質 A	水質 A
④	生活排水処理率*	↗	97.2% (平成30年度)	98.8%	99.3%
⑤	「水のきれいさ」に対する「不満」の割合(市民)	↘	37%	32%	28%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
地下水・河川水質調査	環境保全課
水循環水環境に関する啓発活動	下水道河川建設課
下水道排水に対する水質調査	下水道河川総務課
処理区域内での早期水洗化の促進	下水道河川総務課

サザンビーチちがさき海水浴場



河川水の採水



施策⑨ 地域での生活環境の保全

ペットの適正管理に関する市民のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みや、法令などになじまない家庭生活における生活騒音についての周知啓発等により、地域における生活環境の保全を図ります。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 環境騒音に関する観測地点での環境基準達成率※	→	100% (平成30年度)	100%	100%

※ 騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められおり、茅ヶ崎市では、市長が次のとおり環境基準の類型指定を行っています。

地域の類型	基準値	
	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

A : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B : 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

主な取り組み

主な取り組み	担当課
飼育マナー啓発	衛生課
普通騒音計及び振動計の貸出	環境保全課



基本方針（４） 快適な生活環境の形成

施策⑩ まちの美化の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化やマイクロプラスチック*の発生防止に対する意識の啓発を行うとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンキャンペーン等の環境美化活動を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 地域清掃・ボランティア清掃参加人数	↑	7,647 人	7,838 人	8,412 人

主な取り組み

主な取り組み	担当課
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	環境保全課
「きれいなちがさき条例」周知啓発	環境政策課
地域清掃・ボランティア清掃	環境保全課
マイクロプラスチック発生防止周知啓発	環境保全課



施策⑪ 良好な景観形成の推進

「茅ヶ崎市景観計画」等に基づく、景観への取り組みを実施し、地域の特色を生かした良好な景観形成を推進します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 景観資源の累計指定件数	↑	29箇所	34箇所	35箇所

主な取り組み

主な取り組み	担当課
景観資源の指定	景観みどり課
屋外広告物に関する事務	景観みどり課
公共サインの整備	景観みどり課
景観まちづくりアドバイザー派遣	景観みどり課



政策目標 3

資源を大切に作る循環型のまち

政策目標 3（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 資源を大切に作る循環型のまち

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 市民1人1日当たりの資源物を除くごみ排出量	↓	642.4g	583.9g	560.3g
② 市民1人1日当たりのごみ排出量	↓	797.2g	779.2g	761.3g
③ 最終処分率	↓	9.94%	6.05%	3.31%
④ 「リサイクル等の活動が盛んである」ことに対する「満足」の割合（市民）	↑	12%	20%	28%

※中間・期末の目標値は、改定一般廃棄物処理基本計画（H30年度3月）における目標管理を行うために、国が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」の中で示す方法に準じ、ごみの種別ごとに過去の排出実績から排出原単位（g/人日）を、トレンド法（≒時系列傾向分析）により推計しています。

※推計は、人口の推移や新型コロナウイルス感染症を背景とした生活スタイルの変化に伴い変化する可能性があります。

※なお、ごみの有料化の導入については、始期が確定していないため、推計値はごみの有料化を前提としない数値です。中間評価時において、ごみの有料化が導入されている場合、期末評価の目標値については見直します。

基本方針（5） ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、要らないものを買わない・断る（リフューズ）の4Rに関する施策を積極的に推進します。

基本方針（6） 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

- ・「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

4Rの推進（おもちゃ病院）



パッカー車「ARIGATO」



基本方針（５） ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策⑫ 4Rの推進

市民や事業者のリフューズやリデュースの取り組みをサポートし、さらにリユースやリサイクル意識の醸成をはかるために、地域や事業者と連携し、ごみを出さないための行動を呼びかけていきます。

また、新たな分別・資源化、使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取り組みなど、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「資源ごみの分別」を実施している割合（市民）	→	91%	92%	92%
② 「環境ラベル商品、地場製品の購入」を実施している割合（市民）	↗	48%	52%	56%
③ ごみ排出量（家庭系）	↘	59,647t/年	59,605t/年	59,563t/年
④ 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）	↗	72%	74%	76%
⑤ ごみ排出量（事業系）	↘	10,926t/年	6,811t/年	5,797t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
ごみの減量化・資源化	資源循環課
適正分別のための情報提供	資源循環課
4R推進事業者行動協定の創出	資源循環課
事業系ごみの排出状況の把握	資源循環課



施策⑬ ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

さらなるごみの減量化や適正分別・排出の徹底に向け、市民との十分な意見交換のもと家庭ごみ有料化の導入や一般廃棄物処理手数料の改定などを進めるとともに、その後の適正な業務の管理や減量効果の検証を行います。

また、事業系ごみの排出状況の実態を把握し、事業者に対して情報提供を行うとともに、ごみの減量化や適正分別・排出の啓発を行います。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）【再掲】	↗	72%	74%	76%
② ごみ排出量（家庭系）【再掲】	↘	59,647t/年	59,605t/年	59,563t/年
③ ごみ排出量（事業系）【再掲】	↘	10,926t/年	6,811t/年	5,797t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
家庭ごみ有料化導入及び進行管理	資源循環課
一般廃棄物処理手数料改定の検討及び進行管理	資源循環課
生ごみ処理機等の普及の推進	資源循環課

意見交換会



基本方針（6） 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

施策⑭ 適正な収集・運搬の実施

高齢者世帯の増加や人口減少など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

また、不適正排出や不法投棄に対する防止策を推進します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合（市民）【再掲】	↗	34%	39%	44%
② 不適正排出の啓発件数（シール）	↘	30,488 枚	28,964 枚	27,440 枚
③ 不法投棄の監察日数	→	257 日	現状維持 (250 日/年程度)	現状維持 (250 日/年程度)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
適正排出にむけた啓発	環境事業センター
安心まごころ収集	環境事業センター
ごみや資源の収集運搬	環境事業センター
不法投棄の監察	環境事業センター

家庭ごみの収集



施策⑮ 適正な処理・処分の実施

ごみ処理施設の適切な維持管理によりごみの適正な処理に努めるほか、安全性、経済性に優れ、処理残渣*の減量化及び再資源化に資する環境への負荷が小さい中間処理技術の研究を継続的にしています。

また、安全性や効率性を考慮しながら、ごみ処理の広域化を推進します。

このほか、最終処分場の安全管理を徹底し適正な処分を行うことで、環境保全を図るとともに、焼却残渣の再資源化を推進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	焼却残渣の再資源化量	↗	1,054t	3,440t	5,029t
②	焼却量	↘	56,310t/年	51,482t/年	49,113t/年
③	最終処分量	↘	7,018t/年	4,097t/年	2,161t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
ごみの焼却処理施設の運転維持管理	環境事業センター
粗大ごみ処理施設の運転維持管理	環境事業センター
最終処分場の維持管理	環境事業センター
環境事業センターやリサイクルセンターの施設見学	環境事業センター

堤十二天一般廃棄物最終処分場



寒川広域リサイクルセンター



政策目標 4

気候変動に対応できるまち

政策目標 4（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 気候変動に対応できるまち

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 気候非常事態宣言について

令和 3（2021）年 4 月 1 日、茅ヶ崎市と寒川町は、「茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言」を共同で表明し、「住民」や「事業者」、「団体」と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組むこととしました。

茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言（抜粋）

1. あらゆる対応策を講じ、2050 年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組めます。

2021 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

寒川町長 木村 俊雄

政策指標

政策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市域のエネルギー消費量※	↓	【基準年度】 15,414 TJ (平成25年度) 16,857 TJ (平成29年度)	14,255 TJ (基準年度比 -7.5%)	13,096 TJ (基準年度比 -15%)
②	市域の温室効果ガス排出量※	↓	【基準年度】 1,291 千t-CO ₂ (平成25年度) 1,308 千t-CO ₂ (平成29年度)	1,123 千t-CO ₂ (基準年度比 -13%)	955 千t-CO ₂ (基準年度比 -26%)
③	再生可能エネルギー設備容量	↑	21,016 kW	31,102 kW	39,593 kW
④	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合(市民)	↑	62%	66%	70%
⑤	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合(事業者)	↑	62%	67%	73%
⑥	「ハザードマップでの災害リスクの確認」を実施している割合(市民)	↑	61%	70%	80%
⑦	「熱中症対策」を十分に行っている割合(市民)	↑	33%	40%	47%

※国では、令和2年3月の国連への「パリ協定に基づく日本の排出量削減目標(NDC: Nationally Determined Contribution)」提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討がされています。削減目標については、エネルギーミックスと統合的に温室効果ガス全体の施策を積み上げ、「さらなる野心的な努力を反映した意欲的な数値」を目指すとしています。また、「新しい生活様式」の定着・拡大に伴うエネルギー消費構造の変化は、本市におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、中間評価時において、新たな地球温暖化対策計画及び社会情勢等をふまえ、削減目標値の再検討を行うこととします。

基本方針(7) 気候変動緩和策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制を目指し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進します。
- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。

基本方針(8) 気候変動適応策の推進

- ・気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力を強化します。
- ・気候変動対策の必要性の周知・啓発を行います。

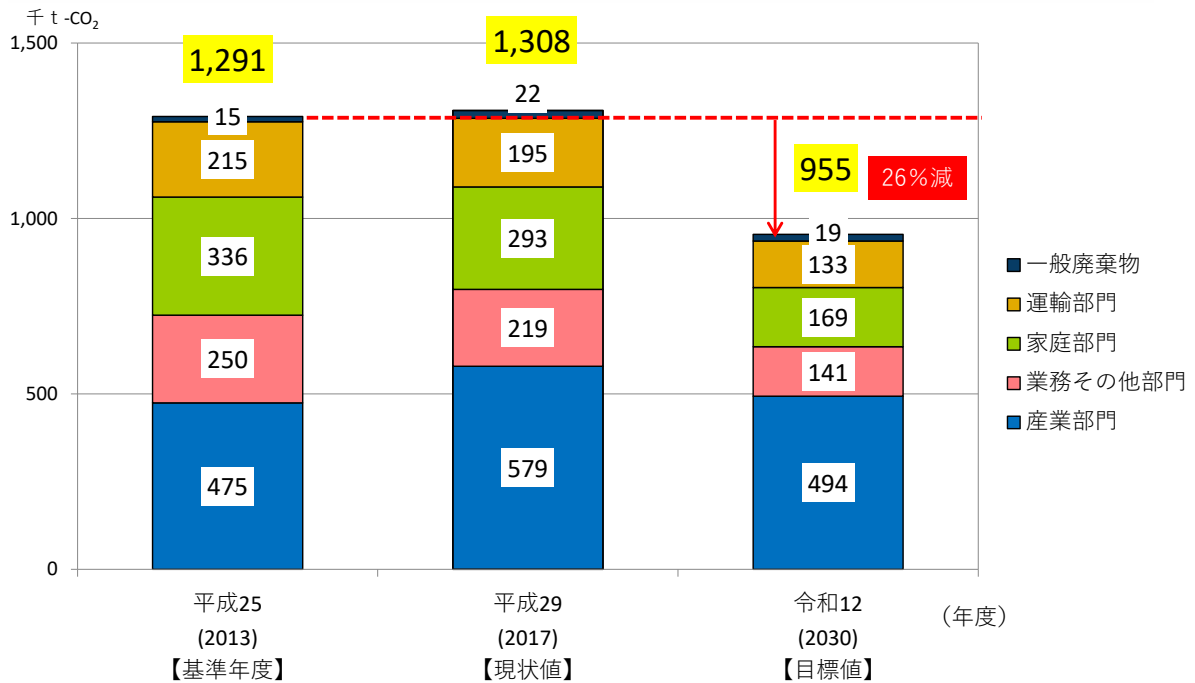
茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量削減目標

本計画は、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけられることから、温室効果ガス排出量削減のための中長期目標を定めます。

我が国では、パリ協定に基づき、『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』とする削減目標を、「地球温暖化対策計画」において掲げています。

本市においては、2050 年の二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを意識するとともに、国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で市内の二酸化炭素（CO₂）排出量を 26%削減する



部門別の削減量・削減率（内訳）

部門	2030年度削減目標								【参考】 2030 削減率 (%)
	排出量 (千 t -CO ₂)	基準年度からの削減量 (千 t -CO ₂)					基準年度比削減率 (%)		
		現状趨勢 ^{注1)} (BaU)	追加対策分 (排出係数改善含む)			うち追加対策分			
産業	494	19	84	-65	-35		-30	4%	-6%
業務	141	-109	-48	-61	-41	-20	-44%	-8%	-40%
家庭	169	-167	-104	-63	-48	-15	-50%	-4%	-39%
運輸	133	-83	-49	-34	-1	-33	-38%	-15%	-28%
廃棄物	19	4	5	-1	0	-1	25%	-7%	-7%
計	955	-336	-112	-224	-125	-99	-26%	-8%	-26%

各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じている場合があります。

注 1) 現状趨勢^{すうせい}とは、追加的な地球温暖化対策を行われないことを前提とした場合のCO₂の推移を意味します。

注 2) 電力排出係数*改善分の削減量として、2030 年度の電力排出係数については、0.370kg-CO₂/kWh（国エネルギー基本計画等に基づく設定）まで下がることを想定し、算出しています。

新型コロナウイルス感染症による CO₂ 排出量への影響と今後の地球温暖化対策【新型コロナウイルス感染症による CO₂ 排出量への影響】

令和元（2019）年 12 月末頃に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に感染が拡大し、企業の経済活動や市民生活などへ大きな影響を及ぼしました。

世界では人の移動が抑制され、工場の稼働停止などが相次ぎ、石油や電力の需要が大きく落ち込んだことや、ライフスタイルの変化に伴い、令和 2（2020）年の世界のエネルギー関連の CO₂ 排出量は、前年比で約 8%減少すると予測されています（令和 2（2020）年 4 月時点）^{※1}。

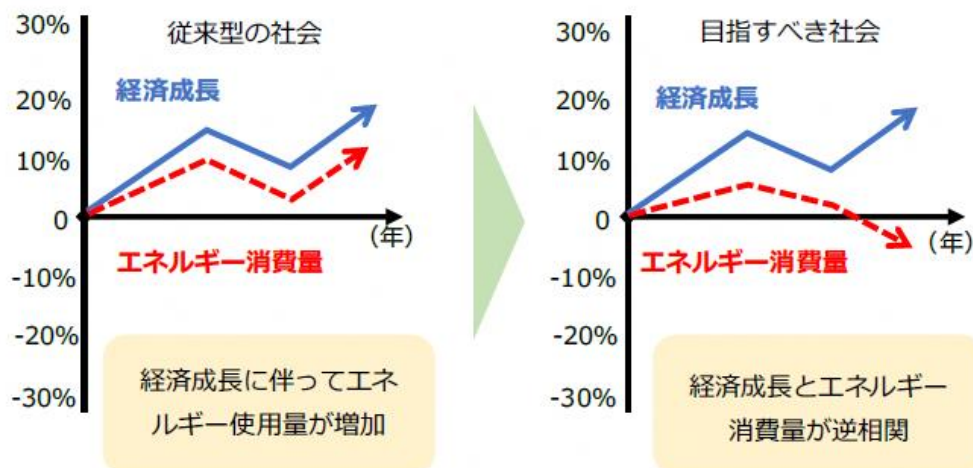
現段階（令和 2（2020）年 8 月時点）において、本市の CO₂ 排出量に与える影響を正確に予測することは困難ですが、神奈川県^{※2}の経済情勢報告によると、県内の工業生産活動の動向を把握するための指標である工業生産指数が令和 2（2020）年 4 月から 5 月にかけて大幅に悪化しています。そのため、本市の産業部門（製造業）においても製造品出荷額や生産量など活動量への影響が予測され、CO₂ 排出量にも影響すると考えられます。

【今後の地球温暖化対策について】

パリ協定の 1.5℃目標の実現には、令和 2（2020）年から令和 12（2030）年の間に毎年約 8%の CO₂ 排出量の削減を持続させることが必要と分析されています^{※3}。しかしながら、温暖化対策として、経済活動を制限し CO₂ 排出量を削減することにはさまざまな意見が提示されています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により短期的には CO₂ 排出量は減少する見込みですが、経済の回復とともに排出は再び上昇に転じると考えられます。

国内の今後の経済成長を考えた時、少ない炭素投入量でいかに経済発展を遂げるかという視点（炭素生産性）が重要になり、これまでと同様に経済活動をして CO₂ 排出がない社会経済システムに入れ替えなくてはなりません。

これを実現するためには、再生可能エネルギーなど CO₂ 排出のないエネルギーで製造した電気を効率的に使用することや省エネルギー技術をさらに発展させること、エネルギーを多く消費する経済活動から、情報技術等を利用した省エネルギー型の経済活動に転換することが必要となります。



※1 IEA Global Energy Review 2020

※2 財務省関東財務局横浜財務事務所 「神奈川県の経済情勢報告（令和 2 年 8 月 4 日）」

※3 UNEP 「2019 年版温室効果ガス排出ギャップ報告書」

※図出典 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.0（平成 29 年 3 月）」

基本方針（7） 気候変動緩和策の推進

施策⑯ 家庭・事業者の省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量削減のために、低炭素型の製品・サービスを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、事業者に向けた効果的な省エネルギー対策に関する情報を提供します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「電化製品の省エネ設定」を実施している割合（市民）	↗	74%	77%	81%
② 「エアコンの温度設定」を実施している割合（市民）	↗	65%	69%	72%
③ 「照明、テレビの消灯」を実施している割合（市民）	↗	87%	88%	89%
④ 「エコドライブ*」を実施している割合（市民）	↗	64%	66%	69%
⑤ 「省エネ家電」を「導入済」の割合（市民）	↗	47%	53%	59%
⑥ 「高効率照明」を「導入済」の割合（事業者）	↗	55%	61%	67%
⑦ 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の市民1人1日当たり排出量	↘	200.8 g-CO ₂	161.3 g-CO ₂	150.9g-CO ₂

主な取り組み

主な取り組み	担当課
省エネルギー及び地球温暖化対策に関する普及啓発	環境政策課
再生可能エネルギーに関する普及啓発	環境政策課
ごみの減量化・資源化に関する啓発	資源循環課



施策⑱ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、業務における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市有施設におけるエネルギー消費量	↓	【基準年度】 297,040 GJ (平成25年度) ----- 285,288 GJ (令和元年度)	256,697 GJ (基準年度比 -13.6%)	216,335 GJ (基準年度比 -27%)
②	市有施設における温室効果ガス排出量	↓	【基準年度】 16,299 t-CO ₂ (平成25年度) ----- 14,492 t-CO ₂ (令和元年度)	13,027 t-CO ₂ (基準年度比 -20%)	9,755 t-CO ₂ (基準年度比 -40%)
③	「エコドライブ」を実施している割合(職員)	↑	87%	89%	90%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
茅ヶ崎市環境マネジメントシステム*(C-EMS〔チームス〕)の適正運用	環境政策課
コストを勘案した省エネ、高効率設備機器の設置・更新	資産経営課

エコドライブ研修



太陽光発電設備(松浪コミュニティセンター)



施策⑱ 再生可能エネルギーの適切な導入の推進

太陽光発電、廃棄物発電などの、本市に適した再生可能エネルギーや災害時にも役立つ自立分散型エネルギーについて、家庭・事業者の導入や活用における課題を把握・分析し、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、活用を促進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市域の太陽光発電システム設備導入件数・設備容量	↑	10kW未満： 4,056件 (15,889kW) 10kW以上： 284件 (5,072kW)	10kW未満： 5,340件 (21,994kW) 10kW以上： 441件 (9,052kW)	10kW未満： 6,407件 (27,085kW) 10kW以上： 571件 (12,454kW)
②	「太陽光発電システム」を「導入済」の割合（市民）	↑	6%	7%	8%
③	「太陽光発電システム」を「導入済」の割合（事業者）	↑	7%	9%	12%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
省エネルギー及び地球温暖化対策に関する普及啓発（再掲）	環境政策課
再生可能エネルギーに関する普及啓発（再掲）	環境政策課



基本方針(8) 気候変動適応策の推進

施策⑱ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため市民の防災意識の高揚を図るとともに、減災に寄与する雨水の貯留・浸透の促進や、下水道施設の計画的な整備や維持管理に取り組みます。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「災害に備えた食料や水の備蓄」を実施している割合(市民)	↑	65%	73%	80%
② 「災害時の避難行動について直近1年間で考えたことがある」割合(市民)	↑	44%	52%	60%
③ 避難確保計画の提出率	↑	90.5%	100%	100%
④ 「家庭用燃料電池*・蓄電システム(電気自動車を含む)」を「導入済」の割合(市民)	↑	5%	7%	9%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
気候変動適応策に関する情報収集	環境政策課
気候変動適応策に関する普及啓発	環境政策課
災害対策に関する各種訓練と防災知識の広報・啓発	防災対策課
気候変動適応策の推進に向けた庁内調整	環境政策課

増水した相模川



施策⑳ 健康被害対策の推進

熱中症や熱帯・亜熱帯地域でみられる感染症のリスクが高まっていることから、市民に向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及・啓発を行います。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「暑さ指数(WBGT)」を聞いたことがある割合(市民)	↗	65%	73%	81%
② 「従業員に対する熱中症対策」を十分に行っている割合(事業者)	↗	36%	42%	48%
③ 「みどりのカーテンや敷地の植栽など」を実施している割合(市民)	↗	50%	55%	60%
④ 「みどりのカーテンや屋上・敷地の緑化」を実施している割合(事業者)	↗	36%	42%	49%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
気候変動適応策に関する情報収集(再掲)	環境政策課
気候変動適応策に関する普及啓発(再掲)	環境政策課
熱中症予防に関する周知・啓発	健康増進課

みどりのカーテン



地域気候変動適応計画

本計画は、「地域気候変動適応計画」としても位置付けられます。

気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と同時に、緩和策を行っても避けられない気候変動の影響に対応していくこと（適応策）が必要です。

予測される影響

茅ヶ崎市で気候変動の影響（リスク）が特に大きいと考えられるのは、次のようなものがあげられます。

大項目	小項目	茅ヶ崎市での影響 現在の影響(■)、将来予測される影響(▲)
農業	水稲	▲品質低下（白未熟粒、一等米比率低下など）
	果樹	■▲高温による生育障害 ■▲急な低温による霜害リスクの増大
	病害虫・雑草	■▲生育適温が高い病害虫の発生
	農業生産基盤	■▲風水害等による農地や農業用施設の被害
水産業	生態、養殖	■▲海水温の変化による海藻や貝類等の定着性水産生物の変化
水環境	沿岸域	▲海水温上昇による赤潮発生、底層溶存酸素の低下
	水供給	▲無降雨・少雨が続くことによる渇水リスクの増大
生態系	生態系	■▲分布域の変化、ライフサイクル等の変化
災害	洪水・内水	■▲現在の整備水準を上回る降雨による浸水被害や施設被害の発生 ▲短時間強雨による浸水被害
	高潮・高波	▲高潮・高波リスクの増大 ▲漁港防波堤等への被害
	海岸侵食	■▲海面上昇や台風の強度の増大による海岸侵食
	地すべり等	▲土砂災害の増加、被害の拡大
健康	暑熱	▲熱ストレスによる超過死亡者数（直接・間接問わず総死亡者数がどの程度増加したかを示す指標）の増加 ■▲熱中症搬送者数の増加
	その他	■▲高温期の長期化による光化学スモッグやPM2.5の高濃度化
都市	インフラ	■▲短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等によるインフラ等への影響
生活	暑熱	■▲熱中症リスクの増大、睡眠障害、屋外活動への影響等

※影響評価は、国・神奈川県の評価に準じています。

連携による施策の推進

適応策の推進にあたっては、気候変動の影響やリスク等に関する最新の情報の収集や広域的な連携・対応が必要です。

国の気候変動適応センターや研究機関、神奈川県気候変動適応センター、周辺自治体と密接に連携し、適応策を推進していきます。

また、市民・事業者・行政それぞれの役割を本計画で明確にし、取り組みを進めていきます。

政策目標 5

環境に配慮した行動を実践するまち

政策目標 5（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 環境に配慮した行動を実践するまち

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「環境学習の機会」に対する「不満」の割合（市民）	↓	32%	28%	24%
② 「環境活動の機会」に対する「不満」の割合（市民）	↓	25%	22%	19%
③ 「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（市民）【再掲】	↑	62%	66%	70%
④ 「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（事業者）【再掲】	↑	62%	67%	73%
⑤ 「資源ごみの分別」を実施している割合（市民）【再掲】	→	91%	92%	92%
⑥ 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）【再掲】	↑	72%	74%	76%
⑦ 環境分野における市民活動団体等との連携及び協働件数	↑	57件	60件	63件

○参考データ

項目	現状値
① 市民・事業者アンケート調査の回答率	34.3%（市民） 30.4%（事業者）

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

- ・ 未来を担う子どもたちに向けて、学校における環境教育の充実を図ります。
- ・ 市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。
- ・ 市内における環境意識の向上を図ります。

基本方針(10) 環境活動の促進

- ・ 市民、事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。
- ・ 様々な媒体を活用しながら、市内の環境に係る情報発信を行います。

ちがさき環境フェア



基本方針（9） 環境教育・環境学習の充実

施策⑳ 学校における環境教育の充実

小・中学校で環境に関する教育を推進し、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、学校生活の中で環境活動を継続的に推進していきます。

環境への関心の向上と日常生活への反映を図るために、児童・生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動、事業者や市の取り組みなどを紹介できる機会を作ります。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	出前授業等の実施件数	↗	18件	23件	27件
②	環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」アクセス数	↗	521件	587件	652件

主な取り組み

主な取り組み	担当課
スクールエコアクションの推進	環境政策課
出前授業等の実施	関係各課
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の活用	環境政策課 学校教育指導課
副読本・教員向けニュースレターによる情報提供	関係各課

スクールエコアクション活動展



出前授業



施策⑳ 地域における環境学習機会の拡充

より多くの人々が環境に配慮した行動が実践できるよう、幅広い年代の人々を対象に環境保全活動や持続可能な地域づくりの参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進していきます。

また、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習を充実します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「環境講座、農業体験、自然観察会への参加」を実施している割合(市民)	↑	7%	11%	16%
② 「地域の清掃活動」を実施している割合(市民)	↑	20%	24%	29%
③ 地域清掃・ボランティア清掃参加人数【再掲】	↑	7,647人	7,838人	8,412人
④ 市主催の市民を対象とした環境に関する講座・教室等実施件数	↑	72件	76件	80件

主な取り組み

主な取り組み	担当課
環境に関する講座、見学会、観察会等の実施	関係各課
市民まなび講座の活用	文化生涯学習課
地域清掃・ボランティア清掃(再掲)	環境保全課
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎(再掲)	環境保全課
新たな環境学習手段の検討	環境政策課

エコクッキング講座



発電所見学



施策⑳ 庁内の環境意識の向上

市役所において、率先垂範としての環境活動に積極的に取り組み、市内に広く情報発信していくため、茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム「C-EMS（チームス）」などに基づき、庁内での環境意識の向上を推進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	マイバッグを使用している割合 (職員)	→	93%	94%	94%
②	マイボトルを使用している割合 (職員)	↗	77%	80%	83%
③	「エコドライブ」を実施している割合 (職員)【再掲】	↗	87%	89%	90%
④	「生物多様性」の意味を理解している割合 (職員)	↗	46%	60%	73%
⑤	市有施設におけるエネルギー消費量【再掲】	↘	【基準年度】 297,040 GJ (平成25年度) 285,288 GJ (令和元年度)	256,697 GJ (基準年度比 -13.6%)	216,335 GJ (基準年度比 -27%)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS〔チームス〕）の適正運用 (再掲)	環境政策課
生物多様性の庁内周知	環境政策課 景観みどり課
自然環境庁内会議の実施	景観みどり課
各種研修会や関係機関への職員派遣	関係各課

茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町との合同研修



基本方針(10) 環境活動の促進

施策⑳ 環境に配慮した活動への支援

より多くの人々に対して意識と行動の啓発を行うとともに、市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援します。

さらに、市民、事業者の中から、環境学習や環境保全活動の推進役を育成します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 市が広報した市民等の主催による環境活動数	↗	63件	67件	70件
② 自然環境評価調査員養成講座の定員に対する参加者数の割合	↗	69% (参加者数 125人 /定員 180人)	74%	79%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
広報活動の支援	関係各課
環境に関する講演会等への支援	関係各課
環境測定機器の貸出・提供	環境政策課 環境保全課
事業者向けの環境に関する情報提供	環境政策課
自然環境評価調査関連講座の実施	景観みどり課

自然環境評価調査員養成講座



省エネ活動展



施策⑳ 環境に関する情報の発信

様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信など、わかりやすい形で環境情報を入力できるよう、利用者ニーズに応じた情報を提供します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「環境情報の充実」に対する「不満」の割合（市民）	↓	30%	26%	22%
②	イベント・講座等に関する情報発信回数	↑	326回	343回	359回
③	環境フェア参加団体数／参加者数	→ ↑	61団体 ／1,500人	61団体 ／1,650人	61団体 ／1,800人
④	環境ポータルサイト「ちがさきエコネット」アクセス数／更新回数	↑ ↑	44,231回 ／16回	55,000回 ／20回	66,000回 ／24回

○参考データ

項目		現状値
イベント・講座等に関する情報発信回数内訳		
①	広報紙	97回
②	市ホームページ（イベントカレンダー）	100回
③	市ホームページ（日めくり等）	32回
④	ツイッター	12回
⑤	メール配信	20回
⑥	ポスター・ちらし	62回
⑦	記者発表	3回

主な取り組み

主な取り組み	担当課
利用者ニーズに即した情報発信	関係各課 秘書広報課
環境フェアの開催	環境政策課ほか
新たな情報発信手段の活用	関係各課 秘書広報課
環境基本計画の周知	環境政策課

政策目標・施策と関連するSDGs

本計画で掲げる「政策目標」の実現と「施策」の推進は、本市の生活・社会・経済及び自然環境等、複数の異なる課題の解決と相互に関連しています。政策目標・施策とSDGsとの関連は次のように表現できます。本計画を推進することで環境の側面のみならず、持続可能な社会の実現に寄与します。

政策目標・施策	関連するSDGs
1 自然と人が共生するまち ①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進 ④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全	     
2 良好な生活環境が保全されているまち ⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全 ⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進	    
3 資源を大切に作る循環型のまち ⑫4Rの推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化 ⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施	   
4 気候変動に対応できるまち ⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進 ⑰公共施設の省エネルギーの推進 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進 ⑲自然災害対策の推進 ⑳健康被害対策の推進	      
5 環境に配慮した行動を実践するまち ㉑学校における環境教育の充実 ㉒地域における環境学習機会の拡充 ㉓庁内の環境意識の向上 ㉔環境に配慮した活動への支援 ㉕環境に関する情報の発信	  

第4章 計画の確実な推進のために

4-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、各担当課及び事務局が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たします。

環境審議会

学識経験者や市民、事業者の参加の下、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。また、廃棄物減量等推進審議会、みどり審議会等、他の審議会との情報共有を図ります。

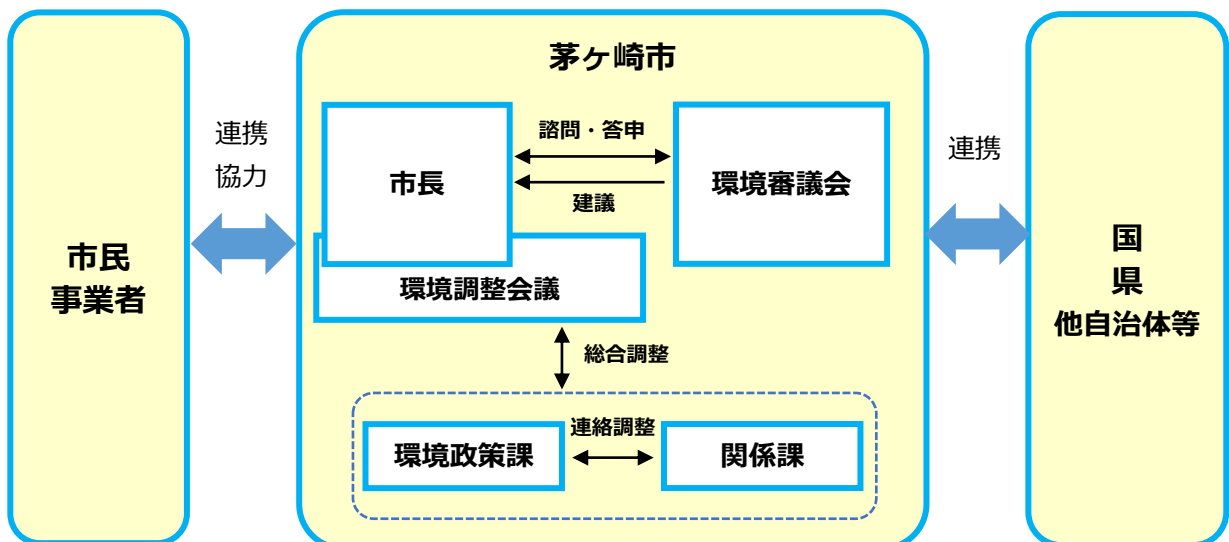
環境調整会議

環境の保全に関する庁内横断的な組織とし、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行う組織としての役割を担います。

広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のためのみどりの連続性の確保などの広域的な課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

計画の推進体制



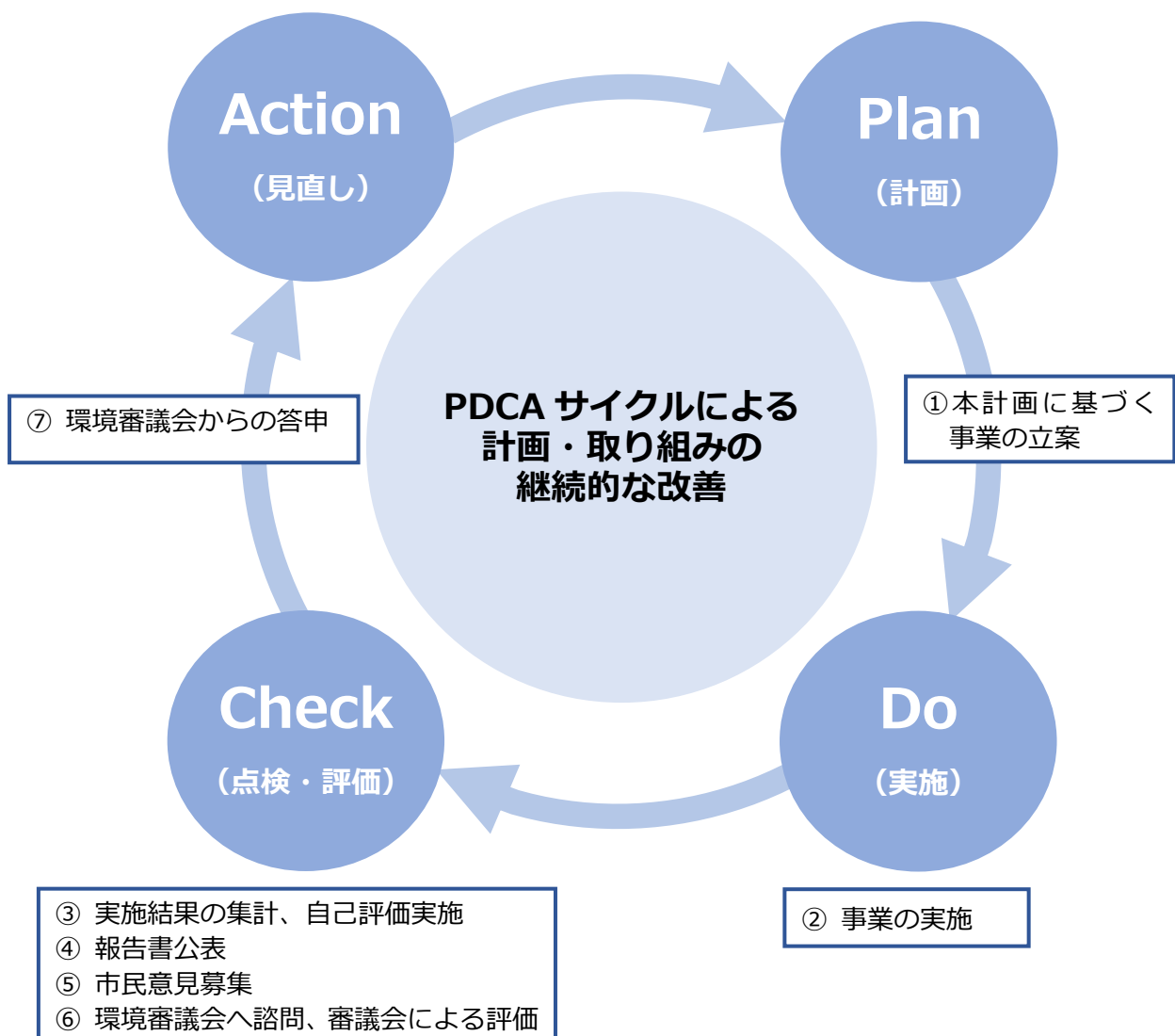
4-2 計画の進行管理

1 進行管理の仕組み

計画を着実に推進し、進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の施策の実施状況や政策目標の達成状況は、茅ヶ崎市環境審議会による審議を行うとともに、市民・市民活動団体や事業者からの意見把握に努めます。

計画の進行管理のイメージ



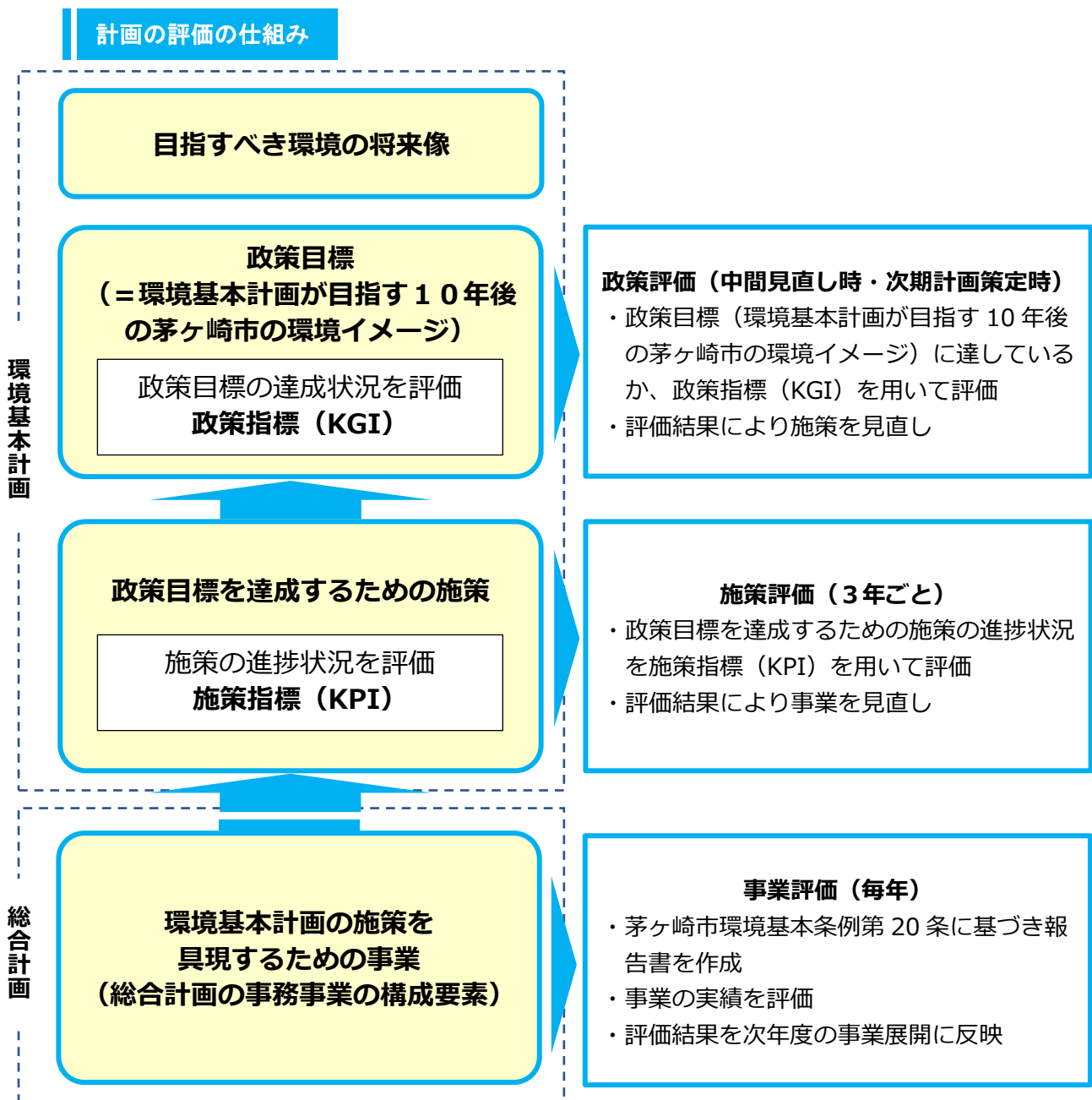
2

評価の実施方法

① 評価の仕組み

目指すべき環境の将来像の実現に対し、政策目標や施策、あるいは事務事業が論理的につながり、かつどのように寄与しているのかを評価できるように、政策指標（KGI）※¹及び施策指標（KPI）※²を設定し、評価を実施していきます。

政策指標（KGI）及び施策指標（KPI）は、原則として成果指標とし、客観的かつ継続的に測定、評価できるようにします。また、定量的指標に加えて定性的な指標を設定することにより、総合的な評価へと繋げていきます。



※1 政策指標（KGI）：Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標（KPI）：Key Performance Indicator KGIを達成するための過程を計測する中間指標

② 評価のスケジュール

計画の評価は、以下のスケジュールに基づき実施していきます。また、国内外の政策動向等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

●事業評価（毎年）

事業評価は、本計画に基づき立案された個別事業の年度実績、進捗状況を評価します。

各担当課は、年度当初に総合計画の実施計画（令和3・4年度は事業実施方針）と連動した事業内容、事業実施目標を設定し、年度末に事業の実施内容を自己評価し、事務局（環境政策課）へ報告します。

事務局（環境政策課）は、各担当課からの報告をとりまとめのうえ、市民意見を募集したうえで茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、当該年度における実績、進捗評価を実施し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

●施策評価（3年ごと）

施策評価は、政策目標を達成するための施策の進捗状況を評価するもので、施策ごとに設定した施策指標（KPI）を用いて、進捗状況を評価します。

事務局（環境政策課）は、各担当課からの報告、市民アンケート結果などをとりまとめのうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、施策の進捗状況の評価を実施し、実施事業の見直し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。


●政策評価（中間見直し時・次期計画策定時）

政策評価は、本計画が掲げる5つの基本目標（環境基本計画が目指す10年後の茅ヶ崎市の環境イメージ）に達しているかについて、政策指標（KGI）を用いて、進捗状況を評価します。

事務局（環境政策課）は、実施期間内における施策の実施状況、政策目標の達成状況などをとりまとめのうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告します。

茅ヶ崎市環境審議会は、政策目標の達成状況について審議を行い、施策及び事業の見直し、改善点などについて、意見・提言を行います。

計画の評価のスケジュール

評価項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画										
政策評価					●				●	
施策評価				●			●		●	
事業評価※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アンケート実施			●			●			●	
総合計画 (実施計画)	事業実施方針		前期 実施計画			後期 実施計画				

※茅ヶ崎市環境基本条例第20条により公表する報告書に基づく評価です。総合計画の事務事業評価と連携を図ります。

資料編

1 計画策定の根拠となる法令等

- 1 茅ヶ崎市環境基本条例
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 3 気候変動適応法
- 4 茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言

2 計画策定の経緯

- 1 計画策定経過
- 2 茅ヶ崎市環境審議会委員名簿
- 3 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員名簿
- 4 諮問・答申

3 市民意見の反映

- 1 市民・事業者意識調査結果
- 2 ちがさき環境ワークショップ結果
- 3 市民討議会結果
- 4 市民活動団体アンケート結果
- 5 パブリックコメント実施結果

4 温室効果ガス排出量の推計

- 1 地域の温室効果ガス排出量の推計方法
- 2 市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法
- 3 削減目標の設定

5 用語集

1

計画策定の根拠となる法令等

1

茅ヶ崎市環境基本条例

平成 8 年 9 月 27 日

条例第 25 号

私たちのまち茅ヶ崎は、南に相模湾を望み、北には緑豊かな自然に恵まれた丘陵や谷があり、四季を通じて温暖な気候の中で、古くから人々が心からやすらぐことができる暮らしやすいまちとして発展してきた。

しかしながら、人口集中による都市化が進行した結果、身近な自然環境が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市生活型環境問題が進行している。さらに、私たちは、物質的豊かさの恩恵を受けて、便利で快適な生活を享受している一方、環境問題は地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

私たちは、地球環境保全が人類共通の課題であることを認識して、豊かな自然環境を保全するとともに、資源の浪費につながる生活様式や社会経済活動を見直していかなければならない。

もとより、私たちは健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

このような認識を踏まえて、自然と人との豊かなふれあいが保たれる環境の保全及び創造をすべての人が推進するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境への優先的配慮を前提とした総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(環境施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 豊かな自然の恵みを楽しむため、海岸、川、森林、農地等における多様な自然環境を適正に保全していくこと。
- (3) うるおいとやすらぎのある都市環境を創造するため、緑や水系を生かした利用者に優しい都市施設の整備、良好な都市景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用、自然災害に強い安全で快適なまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。
- (4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (5) 地球環境保全を推進するため、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全に関する施策の推進に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、茅ヶ崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平10条例45・一部改正)

(行動指針の策定等)

第 10 条 市は、基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項の指針に基づいて行動するものとする。

(総合的調整)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に関する市の主要な施策又は方針の立案に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項

(茅ヶ崎市環境調整会議)

第 12 条 前条に規定する総合的調整を行うため、茅ヶ崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 14 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の活動への支援)

第 15 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第 17 条 市は、環境施策を適正に実施し、及び環境の状況の把握をするために必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 19 条 市は、環境施策に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境施策の報告)

第 20 条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(平 10 条例 45・旧第 21 条線上)

(市民等の意見)

第 21 条 市民等は、報告書が公表された日から市長が定める日まで、報告書について市長に意見書を提出することができる。

(平 10 条例 45・旧第 22 条線上)

(審議会の意見等)

第 22 条 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに報告書について審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を審議会に提出するものとする。

3 市長は、報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平 10 条例 45・旧第 23 条繰上)

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 10 条例 45・旧第 24 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条、第 12 条、第 20 条及び次項の規定は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 49 年茅ヶ崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 10 年条例第 45 号)抄

1 この条例は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

※関連する条項のみ抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量

- 二 京都議定書第六条 1 に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条 3 (b) に規定する認証された排出削減量

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの

利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（事業活動に伴う排出抑制等）

第二十三条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

（日常生活における排出抑制への寄与）

第二十四条 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、

必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十六条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

(情報の提供等)

第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

6 前二条の規定は、前項の規定による公表があつた場合に準用する。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、

単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

第五章 森林等による吸収作用の保全等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

3 気候変動適応法

平成三十年法律第五十号

気候変動適応法

※関連する条項のみ抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章 気候変動適応の推進

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関す

る施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

4

茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言

茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言

私たちのまち茅ヶ崎・寒川は、みどりと大河、そして海に抱かれ、人々の生活と文化が育まれています。

しかし、近年、猛暑や大型台風、度重なる豪雨にさいなまれ、まさに今、気候変動の脅威に直面しています。

世界では、この要因である二酸化炭素の排出量を削減し、産業革命前と比較して、平均気温の上昇を、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力をする目標が掲げられました。

この目標を達成するためには、世界全体で、あらゆるステークホルダーが対応策を講じ、継続的に進めることが必要です。

この非常事態に際し、茅ヶ崎市と寒川町は、住民や事業者、団体と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組みます。

1. あらゆる対応策を講じ、2050年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組みます。

2021年4月1日

茅ヶ崎市長

佐藤 光

寒川町長

木村 俊雄

2

計画策定の経緯

1

計画策定経過

年月日	実施内容
令和元（2019）年	
5月30日（木）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第1回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について
6月11日（火）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第1回） ・茅ヶ崎市環境基本計画の改定について
6月28日（金） ～7月20日（土）	「市民・事業者意識調査」の実施
7月26日（金）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第2回） ・茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）総括評価について（諮問）
8月27日（火）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第3回） ・茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）総括評価について
9月7日（土）	ちがさき環境ワークショップ（第1回）の開催
9月13日（金）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第2回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について（諮問）
10月9日（水）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第3回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について
10月18日（金）	茅ヶ崎市環境審議会（令和元年度第4回） ・茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）総括評価について（答申案）
10月26日（土）	市民討議会の開催
11月28日（木）	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第4回） ・茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価について（答申案）
11月30日（土）	ちがさき環境ワークショップ（第2回）の開催
令和2（2020）年	
1月18日（土）	ちがさき環境ワークショップ（第3回）の開催
1月27日（月）	茅ヶ崎市環境審議会・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第5回） ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子素案について
2月18日（火）	茅ヶ崎市環境審議会・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会（令和元年度第6回） ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子素案について
7月13日（月）	茅ヶ崎市環境審議会（令和2年度第1回） ・茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）
7月16日（木） ～8月31日（月）	茅ヶ崎市環境審議会（分科会）（第1回～第3回） （生活環境分科会、温暖化対策分科会、自然環境分科会）
7月31日（金） ～8月23日（日）	市民活動団体アンケートの実施
9月11日（金）	茅ヶ崎市環境審議会（令和2年度第2回） ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子について

年月日	実施内容
10月1日(木)	茅ヶ崎市環境審議会(令和2年度第3回) ・茅ヶ崎市環境基本計画骨子について(答申案)
12月23日(水)～ 令和3年1月21日(木)	パブリックコメント
令和3(2021)年	
4月	計画の策定

2

茅ヶ崎市環境審議会委員名簿

茅ヶ崎市環境審議会委員（令和元年6月～令和3年3月）

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
伊藤 隆	公募の市民委員
高祖 峰夫	公募の市民委員
小林 信武	公募の市民委員
塩原 融	公募の市民委員
羽角 章	公募の市民委員
河内 昇（～令和2年6月） 永澤 鐵男（令和2年7月～）	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
朝倉 利之（～令和元年12月） 小島 忠男（令和2年1月～）	茅ヶ崎商工会議所 専務理事 茅ヶ崎商工会議所 副会頭
小澤 繁隆（～令和2年6月） 岡本 重雄（令和2年7月～）	さがみ農業協同組合 非常勤理事 さがみ農業協同組合 理事
◎小池 文人	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
園原 和夏	日本大学生物資源科学部 専任講師
○山田 修嗣	文教大学国際学部 教授
田中 徳久	神奈川県立生命の星・地球博物館 学芸部長
坂本 広美	神奈川県環境科学センター 調査研究部長
内藤 千春（令和2年7月～）	東京電力パワーグリッド（株）平塚支社 次長
平瀬 裕介（令和2年7月～）	東京ガス（株）神奈川西支店 副支店長
平本 善昭（令和2年7月～）	神奈川県地球温暖化防止活動推進員
丸山 尊之（令和2年7月～）	（株）アルバック 総務部 環境・労働安全課長
湯浅 陽一（令和2年7月～）	関東学院大学 社会学部 教授

◎は会長、○は副会長

3

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員名簿

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員（令和元年5月～令和2年6月）

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
原田 順一	公募の市民委員
保屋野 ゆき	公募の市民委員
○上野 ひろみ	NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク 代表理事
本田 弘巳	イオンリテール（株）イオン茅ヶ崎中央店 マーケティング課長
遠藤 光春	神奈川中央交通（株）総務課長
加藤 哲也（～令和元年8月） 内藤 千春（令和元年9月～）	東京電力パワーグリッド（株）平塚支社 次長
平瀬 裕介	東京ガス（株）神奈川西支店 副支店長
織田 育男	電源開発（株）技術開発部茅ヶ崎研究所 業務グループ リーダー
鍋谷 耕治	トピー工業（株）技術開発生産技術設備グループ 主幹
山口 政美（～令和元年8月） 笹尾 日出人（令和元年9月～）	（株）アルバック 環境・安全部 2課課長 （株）アルバック FM・環境安全部 FM・管理課課長
◎山田 修嗣	文教大学国際学部 教授
藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）上席研究員
塩原 融	元 公益財団法人国際超電導産業技術センター 超電導工学研究所 所長
平本 善昭	神奈川県地球温暖化防止活動推進員

◎は会長、○は副会長

※令和2年7月より茅ヶ崎市環境審議会へ統合しました。

4

諮問・答申

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）

2 茅環政第7号
令和2年7月3日

茅ヶ崎市環境審議会
会長 小池文人 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市附属機関設置条例第2条別表茅ヶ崎市環境審議会の項の規定により諮問します。

1 諮問事項

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について

2 諮問の趣旨

本市では、茅ヶ崎市環境基本条例第9条に基づき、平成23年3月に「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」を策定し、目指すべき環境の将来像に向け、環境施策を展開してきました。また、平成25年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を策定し、取り組みを進めてまいりました。

両計画が令和2年度に計画期間の満了を迎えるにあたり、環境施策をより総合的に推進するため、「茅ヶ崎市温暖化対策実行計画」を「茅ヶ崎市環境基本計画」に包含させた、令和3年度を始期とする新たな計画を策定するものとします。

次期環境基本計画の策定にあたっては、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化等を鑑み、「持続可能な開発目標（SDGs）」や京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組み「パリ協定」等の国際的な潮流や、東日本大震災以降のエネルギー政策の見直し等の国内の動向、本市の環境の現況、環境に関する市民意識等を踏まえることが重要であることから、貴審議会の意見を求めます。

（事務担当 環境部環境政策課環境政策担当）

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）

令和2年11月5日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市環境審議会
会長 小池文人

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）

令和2年7月3日付け2茅環政第7号で諮問のありました標記のことについて、以下のように答申いたします。

諮問のありました次期環境基本計画については、現行計画に加え、生活環境に関する部分や現行の地球温暖化対策実行計画を包含した、より広範な環境分野を計画対象としており、それぞれ計画策定の背景を意識した政策や施策と目標の設定に向けて審議しました。

審議にあたっては、環境審議会委員を、政策目標1をあつかう「自然環境分科会（園原和夏分科会長以下6名）」と、政策目標2、3をあつかう「生活環境分科会（湯浅陽一分科会長以下6名）」、政策目標4をあつかう「温暖化対策分科会（山田修嗣分科会長以下6名）」に分け、分科会として協議を行い、各分科会に共通する環境教育・環境学習、環境活動に取り組む人材育成の分野である政策目標5については全審議会委員で協議したのち、全政策目標を取りまとめた環境審議会答申を作成しました。なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一部の議論は書面会議で行っています。

「茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）」の作成にあたっては、現行の環境基本計画のような、環境審議会委員や市民が中心となって具体的な施策レベルのアイデアを出し合い、これを取りまとめて政策形成する手法とは異なり、市が取りまとめた無作為抽出アンケートである「市民・事業者意識調査」と、文教大学湘南総合研究所と公益社団法人茅ヶ崎青年会議所で構成される茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会、市が協力し、無作為抽出された市民による「市民討議会」、公募市民による「ちがさき環境ワークショップ」などの成果も生かして事務局が中心となって骨子案を作成し、これをもとに審議会で議論を行いました。また、環境をテーマとしている市民活動団体向けの意識調査も参考とさせていただきながら、環境審議会としての意見を取りまとめ答申を作成しました。

なお、本答申は、新型コロナウイルス感染症の拡大という特別な状況下における環境への影響等も議論しながらの答申となっています。

この答申をもとに未来の環境創造に寄与する環境基本計画を策定して頂き、計画を実行することで市民が素晴らしい環境を享受できる茅ヶ崎市をつくって頂けるようお願いいたします。

3

市民意見の反映

1

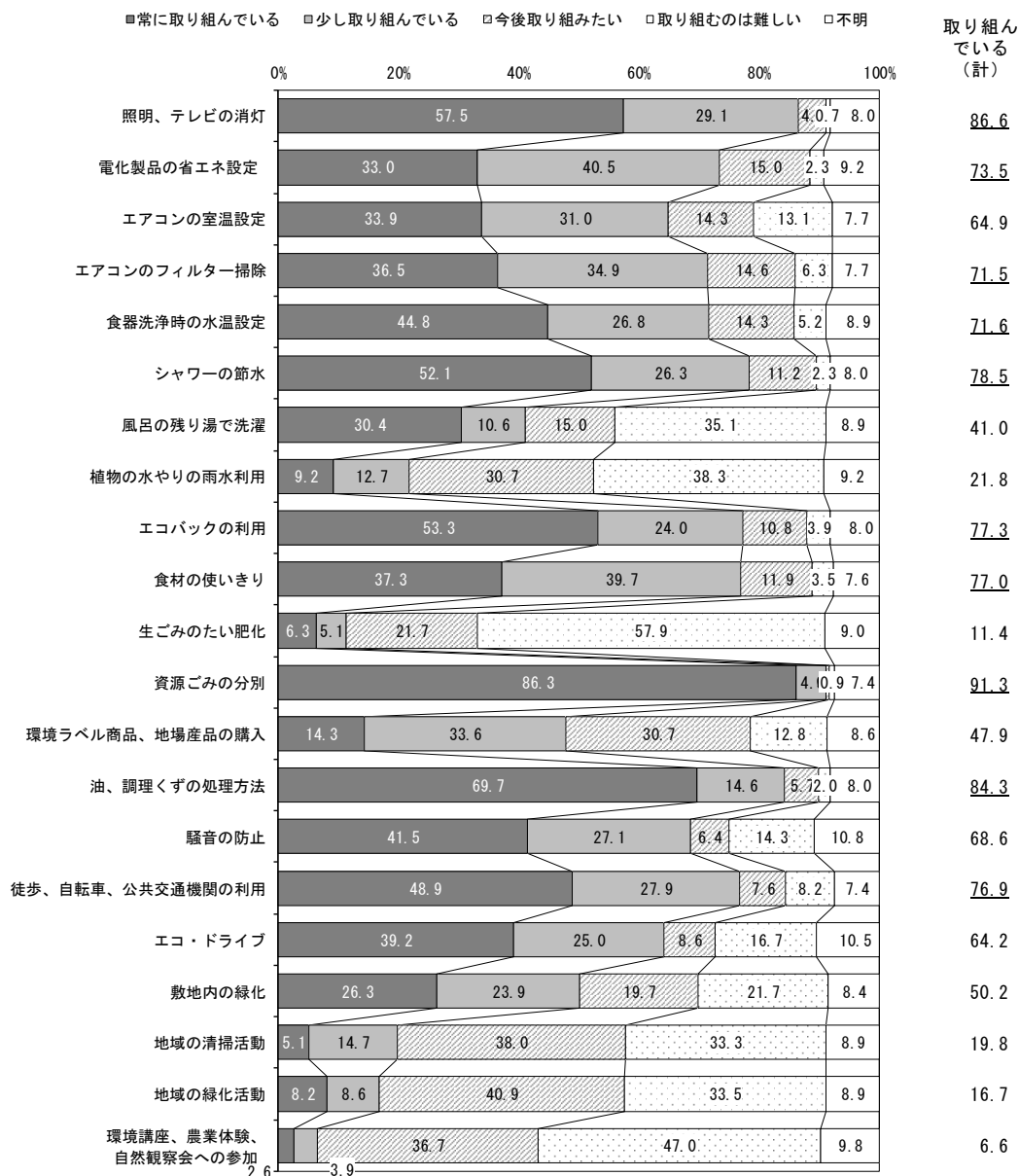
市民・事業者意識調査結果

本計画の第2章に調査の概要及び結果の一部を掲載しています。

第2章に掲載していない結果を一部抜粋し、本資料編内で紹介します。

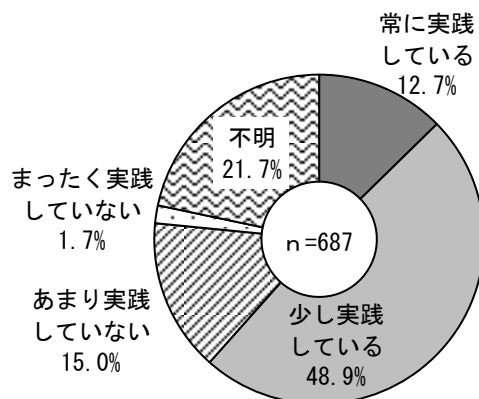
① 普段取り組んでいる環境活動（市民）

『取り組んでいる（計）（「常に取り組んでいる」「少し取り組んでいる」の合計）』では、「資源ごみの分別（91.3%）」、「照明、テレビの消灯（86.6%）」、「油、調理くずの処理方法（84.3%）」が多く、『取り組むのは難しい』では、「生ごみのたい肥化（57.9%）」、「環境講座、農業体験、自然観察会への参加（47.0%）」、「植物の水やりの雨水利用（38.3%）」が高い割合を占めています。



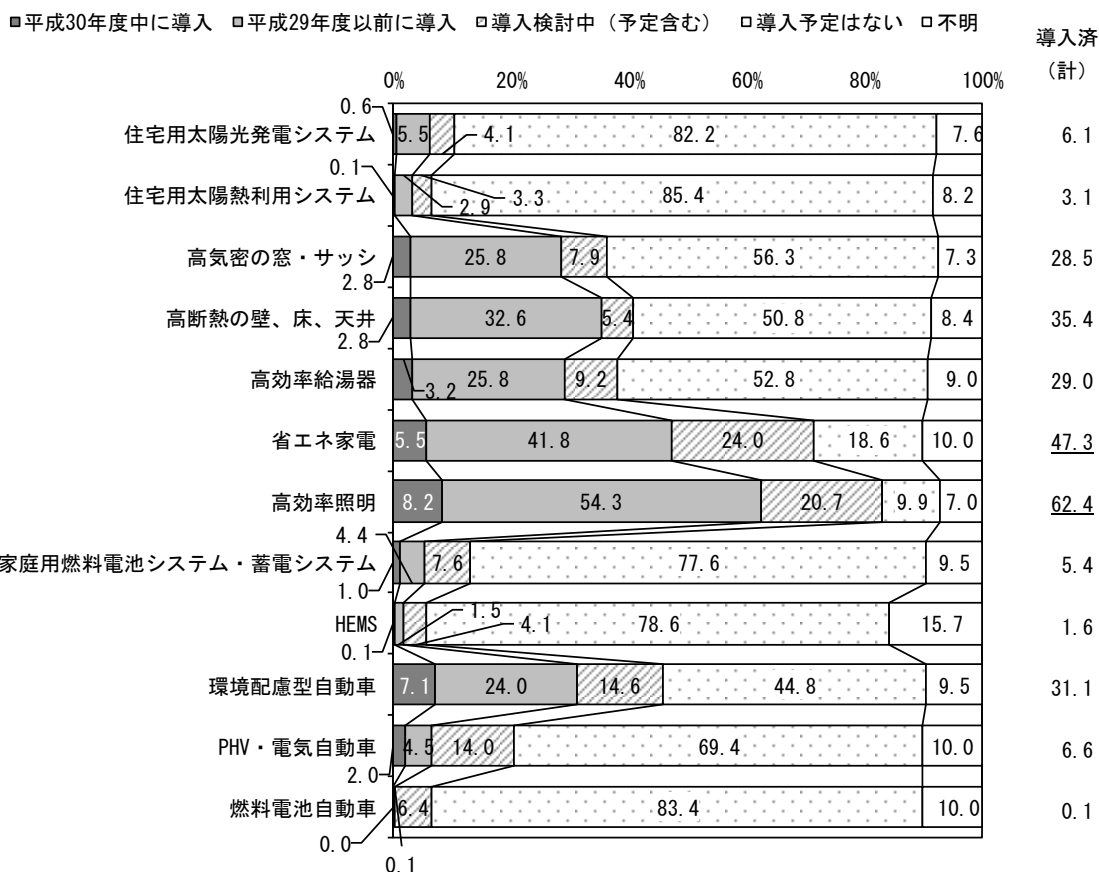
② 地球温暖化防止の取り組みの実践状況（市民）

家庭内での地球温暖化防止への取り組みでは、「常に実践している」が12.7%、「少し実践している」が48.9%となっており、6割以上が何らかの取り組みを実践しています。



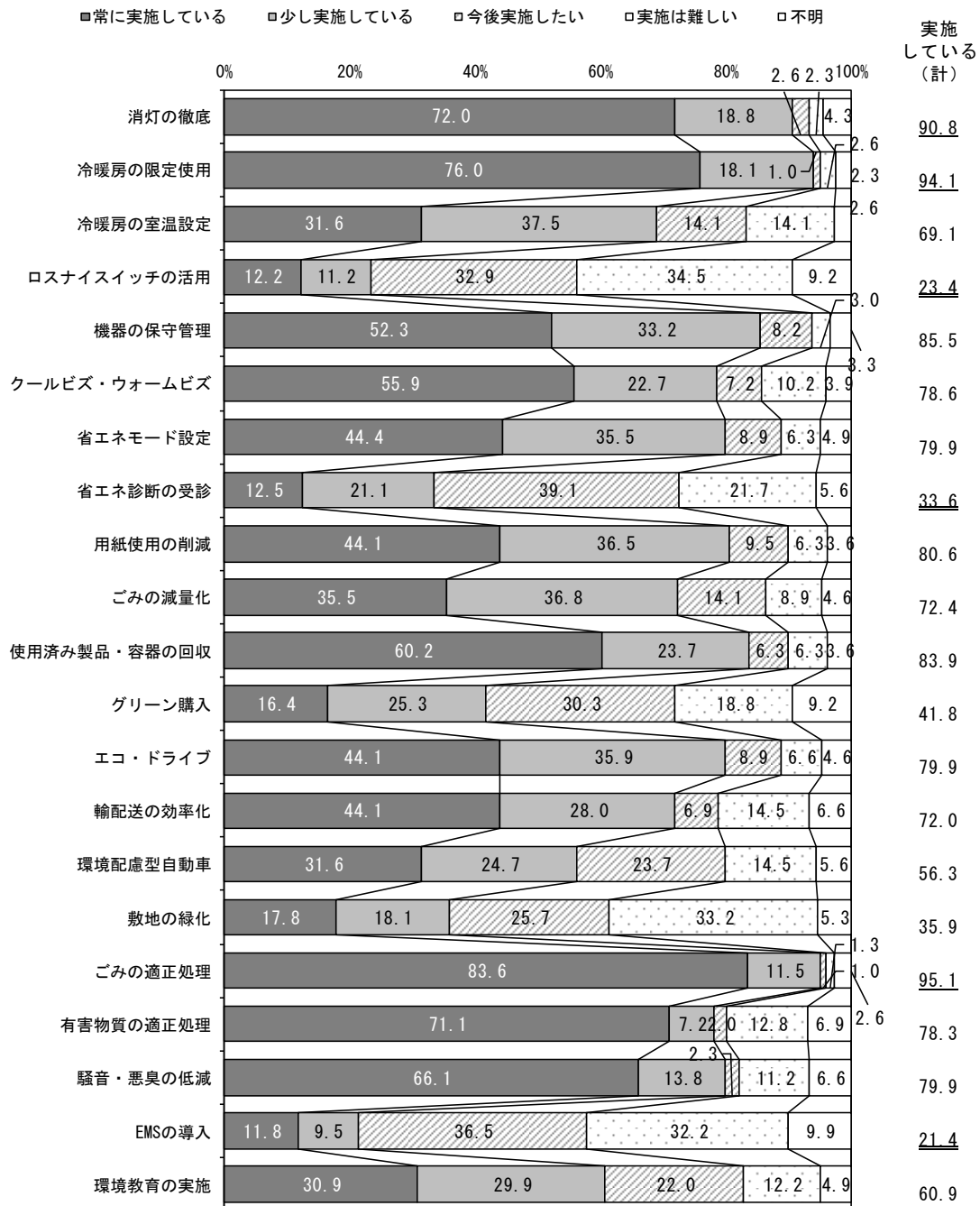
③ 地球温暖化防止につながる機器等の導入状況（市民）

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況を聞いたところ、『導入済（計）（「平成30年度中に導入」「平成29年度以前に導入」の合計）』では「高効率照明（62.4%）」、「省エネ家電（47.3%）」が多くなっています。



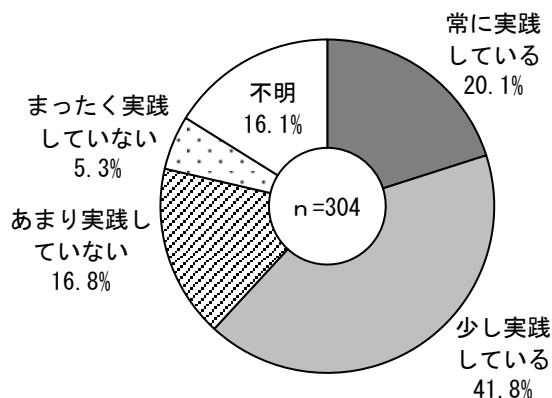
④ 日常業務での環境配慮活動（事業者）

日常業務の中で実施している環境配慮活動について聞いたところ、『実施している（計）（「常に実施している」「少し実施している」の合計）』では「消灯の徹底」「冷暖房の限定使用」「ごみの適正処理」が9割以上となっています。一方、「ロスナイスイッチの活用（23.4%）」、「省エネ診断の受診（33.6%）」、「EMSの導入（21.4%）」の実施率が低くなっています。



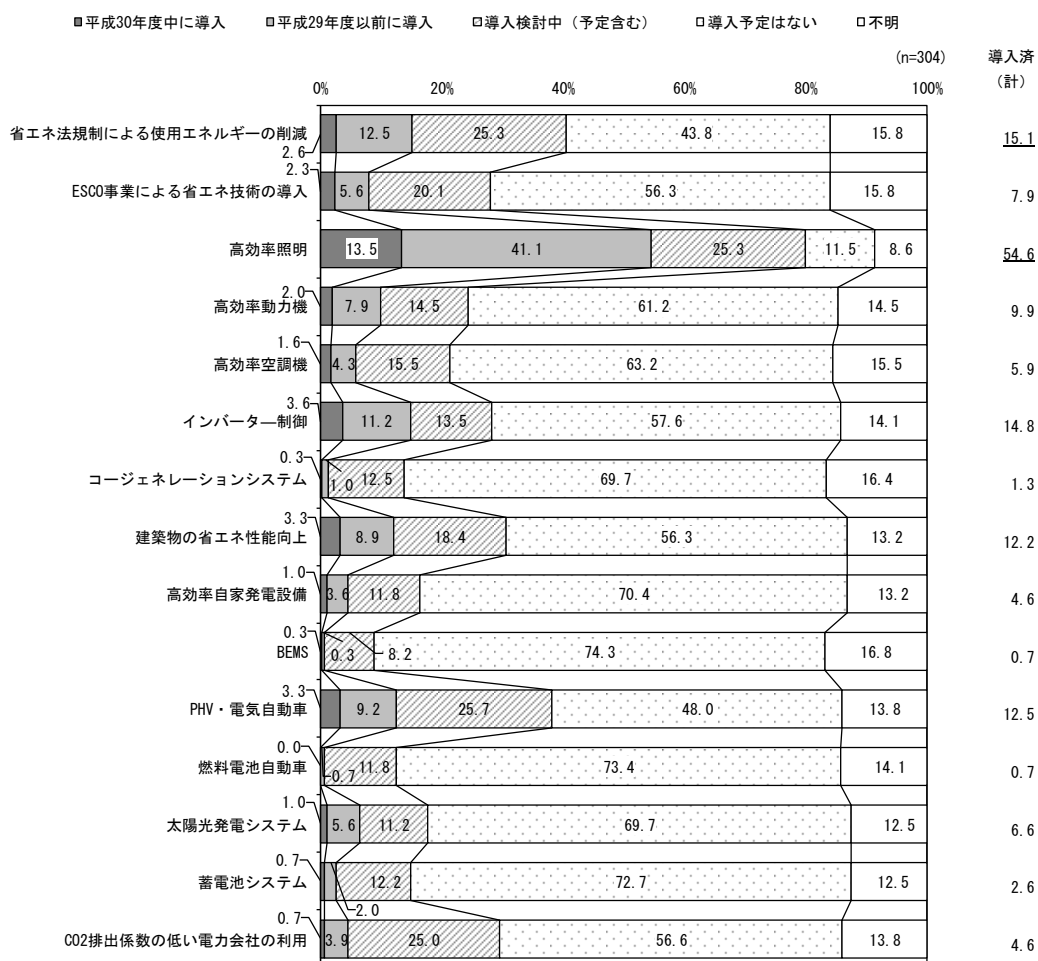
⑤ 地球温暖化防止の取り組みの実践状況（事業者）

事業所の地球温暖化防止への取り組み状況については、「常に実践している」が20.1%、「少し実践している」が41.8%となっており、6割以上が何らかの取り組みを実践しています。



⑥ 地球温暖化防止につながる機器等の導入状況（事業者）

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況を聞いたところ、『導入済（計）（「平成30年度中に導入」「平成29年度以前に導入」の合計）』では「高効率照明」が54.6%と最も高く、次いで「省エネ法規制による使用エネルギーの削減」（15.1%）となっています。一方、高効率照明を除くすべての項目に対し、4割以上の事業者が「導入予定はない」と回答しています。



2

ちがさき環境ワークショップ結果

本計画の第2章にワークショップの概要を掲載しています。本資料編内では意見の概要を紹介し
ます。

① 自然共生について

みどり

- ・市域北部の農地、緑地の保全が必要である。大気汚染の改善にも貢献している。
- ・谷戸の保全は隣接する自治体との連携を図るべき。市境界で取り組みが異なれば、有効な保全はできない。
- ・海岸の松原は、三保の松原に匹敵する自然資源であると思うので、隣接自治体と連携して保全していけると良い。マツクイムシ被害への対処など質の保全も図っていかなければならない。
- ・みどりだけでなく、河川の保全にも力を入れてほしい。
- ・水循環の取り組みを行うには、流域自治体との連携が不可欠である。
- ・農地を保全するためには「生業」としての農業が成立することが大事。安全なものを食べられるという安心感と農地保全が結びつくと良い。
- ・里山～川～海までをつなぐフットパスの取り組みがあると良い。
- ・子どもが自然と関われる場やのびのびと遊べる空間が必要である。

生きもの

- ・里山～川～海をつなぐネットワークづくりが重要である。生物多様性にも貢献する。
- ・小出川の多自然型川づくりが進むと良い。行谷あたりに生きものがすみやすい場所を保全してほしい。
- ・条例などで生きものの生息・生育場所を保全できないか。

② 良好な生活環境について

公園・緑地

- ・子どもが遊べる環境（場所）が少なくなってきた。公園でのボール遊びの禁止等、子どもが生き生きと遊べない。夏休みの暑いときに外で遊ぶ場所がない。

景観

- ・電線類の地中化を進めてほしい。景観も良くなるし、歩行者や自転車の安全性向上につながる。

③ 資源循環について

ごみの分別

- ・自治会の取り組みにより、茅ヶ崎では4Rが根付いている。レジ袋を使う人も少ない。
- ・紙もリサイクル資源にできるものが燃えるごみで出されている。
- ・他市では高齢者がごみステーションまで持って行けない場合、近所で助け合っている。

プラスチックごみ

- ・プラスチックの袋が増えた。プラスチックの回収戦略を見直すべきではないか。
- ・海洋プラスチックなどは茅ヶ崎だけの問題ではない。(大きな問題である) マイクロプラスチックになる前に解決する必要がある。
- ・将来的にはプラスチックゼロの社会づくりへ。

リサイクル

- ・資源物をリサイクル材料として売れるものにする(リサイクルの質を高める)。
- ・松の枯れ葉をペレット(固形燃料)化するなど、ごみにせず有効活用する。
- ・ごみ焼却場が発電に活用されていることの積極的な情報発信が必要である。

④ 気候変動について

省エネ行動

- ・市民へ啓発しているつもりになっているだけで、本当に知られていないのではないか。普及・啓発だけで満足していないか。
- ・普及・啓発だけではなく、実際の削減効果はどれくらいあるのか、具体的に何をすればどの位削減できるのかまで考える必要がある。

事業所

- ・事業活動の拡大とともに CO₂ 排出量が増える。企業が省エネ・CO₂ 削減を推進していくことが重要である。
- ・中小企業が取り組める、一歩踏み出せるようなインセンティブが必要では。
- ・経済活動(収入源をかせぐ)と環境活動を一体的に考える必要がある(環境対策に充てる税収を増やす)。

再エネ

- ・ソーラーシェアリング普及の動向が気になる。まずは市民農園から導入してはどうか。

適応策

- ・茅ヶ崎市では地球温暖化への危機感が薄い、今後茅ヶ崎市でも大雨による水害の可能性を考慮して対策していく必要があるのではないか。
- ・緩和策とともに、適応策も重要である。

⑤ 環境保全活動について

意識向上

- ・小さいことの積み重ね、市民一人ひとりの意識を高めていくしかない。
- ・市民の身近な生活に関係していること、実感がないと行動しない。
- ・自分の努力が報われているのかが感じられることが重要である。
- ・効果的な情報発信の方法について検討していかなければならない。

普及・啓発

- ・小中学生に環境のことをしっかりと考えてもらえる仕組みづくりをする。
- ・小学生がイベント等に参加してくれれば、保護者も参加するので効果的である。

- ・地域の集まりに参加できない人も巻き込む努力が必要である。

環境活動

- ・ボランティア活動に積極的に参加してもらう必要がある。
- ・ボランティアで参加した方にメリットを。
- ・活動を報告できる場、発表できる場があると良い。
- ・活動団体間の横のネットワークづくりも必要である。
- ・市内出身の著名人や事業者から協力してもらう仕組みはできないか（ネーミングライツなど）。

3 市民討議会結果

本計画の第2章に市民討議会の概要を掲載しています。本資料編内では意見の概要を紹介します。

① 私たちが取り組むべきと思う環境について

自然共生

- ・海、湘南の海を取り戻す（ビーチクリーンなど目で見てわかるような活動に子どもと参加することで環境について考えていけると良い、きれいな海の実現、マイクロプラスチック、景観としての海、ボランティア活動）。
- ・緑地を増やす。
- ・生きもの、生物多様性の保全。

生活環境

- ・住環境、子育て環境の向上。

資源循環

- ・ごみ問題の改善（ルール・マナー・有料化・ごみ出し・分別・ポイ捨て防止の徹底）。
- ・資源の問題の改善（紙の無駄遣いをなくす、ミールキットなど再利用できるものを回収するスーパーなどがもっとあるとよい）。
- ・マイクロプラスチック問題の解決。

気候変動

- ・交通（車よりも電車や自転車を利用する、エコカー利用）。
- ・災害時の対応（台風や地震の時の避難場所、ハザードマップの周知、避難訓練）の向上。

環境保全活動

- ・情報共有の場（広報に力を入れるべき、環境に関する情報や活動についての情報共有）。
- ・環境教育の向上。
- ・市との連携（貢献できる制度）。

② 大切・重要だと思う「環境」をどうしていきたいかについて

自然共生

- ・「豊かな環境」が重要（将来子や孫に伝える効果的な方法が必要）。
- ・みどりを多くしていきたい。
- ・海の重要性を市外にも伝える機会も必要（海がきれいなまちは豊かさにつながる）。

資源循環（ごみの分別）

- ・4Rを心がけ、ごみの分別に対して意識を持ち続ける（ごみ分別リレー、ごみ取りゲーム、教育）。
- ・茅ヶ崎から他の地域に良い影響を届けられるように取り組む。
- ・他の市と協働でごみ袋を統一、ごみ袋に企業広告、などでコスト削減。
- ・ごみの量やその増減（ごみ処理の内訳）を情報発信してもらう（掲示板やネットを使って）。

生活環境

- ・茅ヶ崎の環境を悪くしないように保全や整備が必要。
- ・自分の住んでいるところを自慢できるような場づくり（子孫やその他に対して）。
- ・公園、海辺をラフにおしゃれに（アットホームな環境、ゆったりとした時間、楽しめる海）。
- ・ポイ捨てしないこと、やめることが海を守ることにつながる。
- ・給食で茅ヶ崎産の食品を扱う→地元愛の形成、地元の環境を保護する姿勢を育てる。

資源循環（プラスチックごみ）

- ・プラスチックやペットボトルなどがごみとして排出しないようにしたい。
- ・プラスチックを使わない生活をしてまちでプラスチックゼロ宣言をする（マイ〇〇を増やし習慣にする、観光客にもパンフレットやのぼりでアピール、プラスチック包装しない文化を作る）。
- ・海辺のごみ問題に対する意識を高めてほしい（海を愛しているようで汚している可能性があることをこの宣言&活動から伝えたい）。
- ・微生物が分解できるプラスチックを使う。
- ・バイオマスの推進。

情報共有

- ・市民の意識の改善。
- ・共通の目標づくり（茅ヶ崎全体で海に対する意識を持てると良い、市民で同じことに取り組む）。
- ・市民と行政とのコミュニケーションが大切（個と行政がやっていることをわかりやすく）。
- ・情報の共有をする（パブリックコメント・SNSなど、市民と行政の情報共有の場を設ける）。
- ・市民の情報や意見が集まりやすい環境を整える（行政に直接意見を伝える仕組みがあればいい）。
- ・中高生が問題提起できる環境づくり。
- ・ホームページの利用（意見、要望）、SNSなど市民が動く必要がある。
- ・茅ヶ崎を訪れた人に自慢できるような仕組みづくりをした上で、SNSなどを使用しその情報を拡散させる（わかりやすく不安にならない工夫が必要、多種多様の発信）。

普及・啓発

- ・環境に配慮した活動に取り組んでいる企業を誘致して茅ヶ崎市で活動のお手伝いをする。
- ・環境に良い事をしたら表彰の場を作っても良いのではないかな。
- ・学校教育も啓発の手段になるのではないかな（小学生の夏休みの自由研究で環境を取り上げる）。
- ・各家庭の心がけも大切、子どもの世代が学校で学んで親に伝える（子や孫から学ぶ）。
- ・分別は大人ができていないと子どもに伝えられない、説得力がない。→自分たちの生活からお手本になれる行動（分別、マイバッグ、マイボトルなど）をしていく。

環境活動

- ・積極的な市民参加（「私」から「私たち」へ活動を広げていくことが大切）。
- ・イベントを増やして参加しやすい環境をつくることで意識改革をする（普段から地域丸ごと気軽に参加できるようなイベントを企画する、自治会単位で環境に関することで競い合う）。
- ・「楽しく」も大切な要素→活動の持続につながる。

③ 茅ヶ崎の「環境」に対してどのような貢献が可能かについて

情報共有

- ・当事者意識を持つこと→生活の中でいかにごみの量を減らせるか。
- ・家族間で情報共有を行う。
- ・積極的に情報共有をする→同じ情報でも別の方法で伝えることが大切。
- ・SNS・動画サイト・二次元バーコードの活用など、時代にあった情報共有の仕方。
- ・私の「ちょっと気になる」を発信する（まちなかで気になったことをUPする→一般の人や行政がそれを見て手入れをする）。
- ・SNSの活用を広める（若い人向けの事業を増やせたらいいのではないか）「#タグで作る・つながるコミュニティ！」。
- ・市民のコミュニケーションを増やすため討議会のような意見交換の場があれば貢献できるのではないか→情報共有の場になる、地域と地域をつなぐ可能性もある（市民間でも良い影響になる）。

企業活動

- ・環境に優しい企業を誘致する（企業で社員を教育する）。
- ・マイボトルの使用を推進する→容器を安くすることによりさらに取り組みが広がるのではないか。
- ・企業と行政で連携を取り環境を意識したイベントを企画する→企業は社会に対して良いアピールになるのと同時に市民と行政をつなぐ橋渡しになり良い相互関係を生むのではないか。
- ・企業がエコに取り組み市民に参加を促す→商品のクーポン券がもらえればやる気が上がる。目に見える還元。

環境教育

- ・幼少期から環境教育を充実させ意識を高める（例：紙芝居などを用いた環境教育、映像を使ってビジュアル的に子どもに環境問題を訴えかける、誰がごみ処理などを担っているか知る）。
- ・子どもに発信する場が必要。

活動機会

- ・環境活動やイベント、自治会など一度経験してみる（短期的に参加できるシステムのようなものがあると良い（参加しやすいのではないか））。
- ・市民がイベント的に環境と関わる機会があると良いのではないか→そうすることで市民と行政の情報共有の場となるとともに市民が環境に興味を持つ場になる。
- ・ちょっと手伝うボランティアの開設。
- ・人を集める手法を学ぶ→イベントや情報共有の場を設ける。
- ・ボランティア情報を得る手段を増やす。
- ・若い人も巻きこんで集まりやすい場、コミュニティを作って地域のまとまりをつくる（地域の自営業飲食店などを利用する）。
- ・自治会という古くからの堅いネーミングを変更し入りやすいようにする。
- ・活動の成果を数字にしてわかりやすくアピールする（何袋分のごみが集まりましたなど）。

行政

- ・市の率先垂範（市で取り組むことで市民の意識も変わるのではないか）。

4

市民活動団体アンケート結果

本計画の第2章に市民活動団体アンケートの概要を掲載しています。本資料編内では「環境基本計画骨子」に対する意見の概要を紹介します。

① 政策目標1「自然と人が共生するまち」について

No	御意見
1	緑視率の活用 市街地のみどりの保全のため緑視率という数値目標を設定する。
2	<p>p57の政策目標「自然と人が共生するまち」の指標として検討されているのが緑地面積だと、環境審議会の会議録にありましたが、「みどりの基本計画」で位置づけられている「緑地」と言うのは、自然環境が豊かでなくても良いのはもちろん、田畑、川、砂浜、ゴルフ場なども入ります。その緑地面積が指標だとすると、それが少し増えても市民が必要だと思う緑地が減っていれば、何も良いことはないと思います。</p> <p>まち全体の環境を考えることが必要で、環境基本条例を基に環境基本計画としての指標をしっかりと提示してください。</p>
3	<p>緑地面積(割合)指標は都市計画区域面積に対する割合だけでなく、施策目標との関連において、想定する特別緑地保全地区やみどりの保全地区について達成目標(場所と面積)を明記し、実績をフォローできるようにすること。</p>
4	<p>みどりの基本計画(2019年度版)では緑地面積指標の設定がp64に記載されており、都市計画区域内の緑地の確保量(増加分)が約30haで市街化区域の確保量が約1haとなっている。</p> <p>同計画参考資料6によると、約30m²の増加分は特別緑地保全地区2カ所の指定によるものであり、特別緑地保全地区が二つ増える。特別緑地保全地区を増やすことは評価したい。</p> <p>しかし、これらの地域はもともと市街化調整区域内の緑地なので、実質的には市内の緑地面積は変わらない。平太夫新田にある相模川の河畔林は築堤建設に伴い水害防備保安林としての位置づけが解除されたが、平太夫新田は茅ヶ崎市のコア地域でもあり、特別緑地保全地区に指定されることを希望する。</p> <p>現在、北部丘陵斜面林や谷戸の緑地、市街地の屋敷林や保存樹林などが地権者の相続などの理由で住宅や資材置き場などに変わる開発行為が進んでおり、緑地が減少している。</p> <p>緑地面積の拡大目標を達成には関係所管部署の情報共有と目標達成への真摯な取り組みと熱意が大切である。</p> <p>また、地域内の緑地の保全管理を世代を超えて行なっていくためには、市として地域の住民や市内事業者等にも強く呼びかけて、官民一体の協働保全管理体制を構築することが必要であり、その体制を統括推進できる視野の広い環境問題に関心の高い職員の育成も必要である。</p>
5	<p>p57 基本方針(1) 1行目 「多様な環境が織りなす生物多様性の基盤の保全……」は、基盤を削除(理由)対応するみどり、水の保全に努めます。のうち「みどり」は生物が含まれるため、無機質な「基盤」はおかしいと思います。</p>
6	<p>p57 基本方針(2) 3行目 「生物多様性を保全することで私たちの日常生活がささえられていることを……」この文章は間違いではないですが、このままでは生態系サービスのために生物多様性が必要であると誤解されるのではないのでしょうか。 「生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊にしてくれていることを普及啓発していきます。」のような感じでどうでしょうか。</p>
7	<p>p58 施策①4行以下 「また、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、生活と自然のかかわりの中で形成されてきた屋敷林などの里山の文化的資源を一体として保全するために、緑地保全や景観形成などの複合的な施策を推進していきます。」は、4行以下は削除 施策①は「重要度の高い自然環境の保全」なので特に自然環境として重要度が高いわけではない屋敷林などまで書き込まない。このようになってほしいのはもちろんですが、ここで書き込むと、あとあと屋敷林等の扱いで誤解が起こり問題になる可能性があります。 重要度の高い自然環境についての施策は既に緑の基本計画で特緑などの制度を使って保全しようとしているので茅ヶ崎市としてこれに一本化すべきと考えます。 屋敷林等について書くのなら、施策をもう一つ増やして書くか、施策②の中に入れて書いてはどうでしょうか。②のタイトルも少し変えて・・・</p>

No	御意見
8	<p>施策②農地、森林の保全について、事務所管課（事務統括課）のみが明記されているが、現場事業を推進する推進課が事務所管課と異なる場合が多いので、施策の進捗状況が市民にわかるように、事業推進課を明記することが必要。さらに、施策を着実に進めるためには事務所管課と事業推進課はもちろんそれ以外の関係部署間との情報共有が非常に重要であり、自然環境庁内会議の一層の充実を望む。</p>
9	<p>清水谷のケースでは、主管部署は景観みどり課、予算をもっているのが公園緑地課となっている。我々行動している人間が幾たび改善要請しても、だれもどの部署も取り上げない。市役所内の組織及び業務のあり方まで変える計画にされたい。</p>
10	<p>「既存の保存樹林の保全」を入れてください。</p>
11	<p>自然環境保全のための財政担保の確立を入れてください。「緑のまちづくり基金」では市民が一番接している自然環境を守ることができない、と証明されたので、別の財政の担保が必須です。</p>
12	<p>自然環境保全のための財政担保の確立 既存の保存樹林は最低守ってほしい。買収に応じられるようなシステムを確立してほしい。現在の「緑のまちづくり基金条例」は清水谷にだけに使うと議員が理解していた。それが正しいならば、緊急に使える別の基金が必要である。</p>
13	<p>香川公民館南側の雑木林については全く、この目標は機能しませんでした。あれだけの社会教育的価値、地域に残された貴重な緑に対して、有効な何の手も打てなかった。全市を上げて検討されるべきだったと思います。あの樹林地に入ると空気がさっと変わり、さわやかで涼しかった。あれらの樹々の伐採は辺りの空気を変えるでしょう。温暖化がますます進むでしょう。せっかくこんなに立派な目標を作ったのなら、壊されそうな時、関係する課で検討されるべきだと思います。そうでなければ作った意味がまるでないと思います。何の歯止めにもならない目標は虚しいです。自然の大切さは貴重種や絶滅危惧種の存在有無だけではないはずです。</p>
14	<p>基本方針（1）みどり、水辺の保全では、「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に基づき、みどり、水辺の保全に努めます。となっています。この意味は、みどりの基本計画に記載している内容の範囲で努力はするということだと読み取れます。</p> <p>「みどりの基本計画」の目標が、第2章 p52 から記載があります。様々な素晴らしい言葉で施策がされるように書かれています。</p> <p>p55 に書かれている 1) まちのみどりの保全・再生・創出では、「特に、日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園・緑地の整備を推進します。」と記載がありますが、市民が必要と考え、地域から要望が出ていても香川の雑木林は守られませんでした。</p> <p>これで何が担保されるのですか？</p> <p>p57 の 3) 河川のみどりのネットワークの形成では、「河川の水辺空間については、市民の散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とのふれあいの場の創出や生物多様性に配慮した川づくりを推進します。」と記載があります。</p> <p>でも、千ノ川を多自然型護岸でやってほしいという市民の願いは、予算がないということで絶対に無理と言われて、コンクリート護岸で改修されています。</p> <p>実質的にみどりの基本計画の中で事業として位置付けられているのは、第4章の p99 の重点的に進める事業となり、これがそのまま、環境基本計画に位置付けられています。</p> <p>環境基本計画の施策ってそれでよいか、疑問です。みどりのことだけを考えるのではなく、茅ヶ崎市の環境全体のことを考えて自然環境や生物多様性の施策を計画していくことが求められているのではないのでしょうか。</p> <p>自然環境の保全の担当は、景観みどり課、公園緑地課、環境政策課に分かれたままでは、保全をしている市民としてはもう無理ではないかと思えます。</p> <p>基本方針の施策の中の③、④、⑤は、緑化ガイドラインの作成となっています。</p> <p>緑化のガイドラインは、以前にも何回か作成されており、④各公立小中学校や③公民館などの緑化について、具体的に詳しく記載されている素晴らしいものが作成されながら、実施されませんでした。現状に照らし合わせて、早急に作成する必要があるはずですが、作成されないままに、最も守らなければいけない市役所の広場のみどりも在来種ではないものが植栽され、管理は別の部署が実施しているので、枯れてきています。学校のみどりは管理が大変だからとどんどんみどりは伐採されているというのが現状です。</p> <p>⑤道路のみどりも茅ヶ崎市は歩道さえ設置できない状況なので、市道に街路樹を植えることがなかなかできません。唯一茅ヶ崎市が街路樹としてお金をかけているのが鉄砲道です。本当にできることを書いてほしいと思います。</p>

No	御意見
(続)	<p>⑥民有地のみどりの充実が担保できる内容は、茅ヶ崎市では「みどりの保全等に関する条例」と「まちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」です。しかし、この二つの条例にはほとんど担保できる記載がありません。条例の改正が必要と考えます。</p> <p>特に街中のみどりで重要な保存樹林を守るための条例の改定が必要です。</p> <p>市民側は、「みどりの保全等に関する条例」を作成する時に、条例に保存樹林を買い取る場合の条件や買えない場合には一角を緑地や公園として残す方法(そうすれば在来種の環境が残るので)、どうしてもだめな場合は在来樹木を一定程度残して景観を残すなどや貴重な植物等を移植するなどの決まりを策定し、記載してほしいと要望しました。これによって、どんな状況になったらここはどうすべきか、日常の業務の中で計画的に考えておくことができ、対応ができるのではないかと考えたからです。</p> <p>財政としては、「みどりのまちづくり基金」の条例を改正し、場所を確定して市民に寄付を呼びかける制度や緑税の提案をしました。これも考えてください。</p> <p>せめて、みどりの基本計画に自然環境を丸投げにしないで、茅ヶ崎市の環境として自然環境の保全についての規定を環境審議会として考えてほしいと思います。</p>
15	海岸を見る限りいまでも何をしてきたのか、まったく見えない。方針だけでなくその過程→結果までの内容が知りたい。
16	市街地を流れる小出川、千ノ川の水辺で子供たちが遊べる場所がないように見える。夏の高温時に水に入って魚を取ったり遊べるように水をきれいにしたり、川辺の整備を希望する。
17	自然豊かな茅ヶ崎であるからこそ、自然多様化への影響について具体的な取り組みを示す。

② 政策目標2「資源を大切に作る循環型のまち」について

No	御意見
18	ごみ処理問題は長年の課題となっている。ごみの分別、資源ごみの確保について市の政策などの考えや行動方針が市民に浸透していない！！市民に分かってもらえる宣伝、講習、教育を行う事が必要と思う。生ごみを出すにもカラスに負けている人が多くいると思う。
19	資源を大切に作る、すなわち「ごみ分別」の徹底であることを明確に示す。プラごみ削減にはリサイクルが必要であることも加えたい。

③ 政策目標3「良好な生活環境が保全されているまち」について

No	御意見
20	台風の大規模化、大気不安定によるゲリラ豪雨など雨量の増大により今までの雨水保水量では間に合なくなっている！！今後の雨量増大に対応出来る河川の堤防の強化修復が必要となる。又市街地の下水口のごみ処理やマスの管理が必要となる。
21	香川公民館の場合、施策⑤は全く機能しませんでした。あれだけの樹木の喪失は明らかな「良好な生活環境」からの後退です。
22	政策4とも関連するが、異常気象による風水害への取り組みは、生活環境保全からも必要と思われる。ハザードマップや避難所の所在地・ルートなどソフト面での対策を示すことが求められる。

④ 政策目標4「気候変動に対応できるまち」について

No	御意見
23	エコまち法の推進 低炭素社会をさらに目指してほしい。
24	みどりのカーテンの推進 新庁舎になってから行わなくなっているが、啓発事業としてやったほうがよい。

No	御意見
25	地球温暖化による海水温上昇による海面上昇で砂浜の減少又台風などによる強力な波浪による海岸線の浸食が今後はさらに被害が大きくなると思われる。海岸線の強化が急務と思われる。
26	田んぼは貴重な調整機能があります。景観も素晴らしい。これを評価し、継続しやすくするための施策も必要と思います。
27	地球温暖化による異常気象は常態化していることから、温暖効果ガスの排出のデータ（グラフ化）と目標を示し、温暖効果ガス削減に向けた取り組みを示す。

⑤ 政策目標5 「環境に配慮した行動を実践するまち」について

No	御意見
28	特にはなし。ただいつもおまかせにまわるのではなく行政自体の自主性が市民に見えるようになってほしい。
29	会員個人各々が他の団体でも活動していて、それぞれの団体で小中学校への出前事業や、地域の環境活動を引き続き行っています。
30	生物多様性センターの設置 2024年までには 博物館機能を持つ「茅ヶ崎市歴史文化交流館（仮）」が完成する。施設の中に、市民に向けて自然関係の啓発活動の拠点をつくる。
31	<p>当会の活動エリアは神奈川県立公園なので、一応自然の保全は担保されています。当会の活動については、茅ヶ崎市環境政策課主催の里山はっけん隊では、市内親子の自然とのふれあう場づくりが12年継続され、13年目に入ろうとしています。環境保全課による水質調査用パックテストの提供で、20年近く水質調査は継続されています。茅ヶ崎市との連携はうまくいっていると思います。</p> <p>しかし、この活動を未来につなげるのは困難を感じています。里山の自然は常に人々の手が加わって成り立っているのだから、それを理解し、自分も楽しむだけでなく、作業しようと思ってもらうこと、そうしないと生き物はいなくなり、結局人間も住みづらくなると感じることに、自然との共生という文化を素晴らしいと思う心を育てること、これからはそれが大切だと思います。より魅力を感じてもらうには、自然を保全する側の人になってもらうにはどうすればいいのでしょうか。</p>
32	<p>「行動を実践するまち」を標榜されるのであれば、学習や情報発信に留まらず、①茅ヶ崎市が近未来に向かって環境保全の観点で、何が不足しているか定量的に把握・公表し、茅ヶ崎のまちをどういうまちにしたいのか市民の声も反映した、見える化された環境保全のビジョンや行動計画に基づき実践に着手する。（コロナ対策でも同様であるが国の施策に FOLLOW では何も改善されない）②中でもエネルギー消費と環境をどう調和させて経済活動を維持させていくかが重要と思われる。熱利用等一部行われているが、エネルギー供給を地産地消でもっと積極的に推進していく必要があり、これが今後の環境保全を進める自治体のモデルになっていくことが望まれる。因みにこのコンセプトは昨年度の協働推進事業提案に「未来カルテ」と応募したが検討いただけなかった。</p>
33	<p>施策②で、例えば、市の環境政策について地域環境関連施設が市民に知って欲しい内容、課題を動画やクイズ形式などで紹介していくような情報発信、あるいは、市や環境関連施設、環境団体が実施する見学会などのイベント情報の投稿や市民の参加申し込みが可能な環境イベントカレンダーなどの地域環境関連施設や環境団体と連携した情報発信、オンライン会議による交流など、ネットによる環境学習の充実があるとよいと思います。施策③については、例えば、節電イベント等の具体的な活動に参加することにより、意識向上についての数値による分かりやすい結果が得られると思います。</p>
34	<p>新型コロナウイルスの感染拡大は、デジタル社会への展開（取り組み）を促進せざるを得ない状況を生み出し、キーとなるのが情報であり、市民ひとり一人が簡単に必要・有用な情報を得られることが求められています。</p> <p>世界的に注目を浴びている。グリーンリカバリー(*)と言われる活動についての取り組みが欲しいと考えます。</p> <p>(*)グリーンリカバリー 「災害・感染症に強靱な脱炭素社会を構築」 この感染症によってダメージを受けた経済と社会を、パリ協定と SDGg と整合した、脱炭素で、災害や感染症にレジリエント（強靱（きょうじん））な社会・経済に、そして生態系と生物多様性を保全するよう、グリーンに復興していこうというものである。</p>

No	御意見
35	<p>環境に配慮した活動への支援のつもりで、職員が現場への参加をしてくれているのだと思うが、ボランティアで活動している市民への感謝は想像力の問題である。目の前のことに追われているよりは、的確な情報の提供や市民との信頼関係を築くための対応のしかたやこの河川敷全体が保全されるような方向性になるように何をしたら良いかをしっかり検討し、実践していく仕事をしていくことが本当の支援だと考える。</p> <p>環境教育や環境学習機会の提供はもちろん子どもたちにとっても大切であるが、茅ヶ崎市が一番できていない地域住民との意見交換、理解してもらうためのわかりやすい説明など、コア地域などがある地域への働きかけを実施することが、基本的に政策目標5につながるのだと思う。</p>
36	<p>「環境に配慮した行動を実践するまち」という目標を達成するためには、行政だけではできないので、現在活動する市民からの協力と今後の活動する市民の育成が重要だと思います。</p> <p>そのためには、行政が信頼され、市民の声や提案を真摯に受け止めて、検討し、実践していく必要があります。そのための仕組みを示してください。</p> <p>また、「環境教育や環境学習の提供」は、学校の先生たちへの研修や支援が必要だと思います。現在、子どもたちの総合学習は、各市民団体が「子どもたちの環境教育は重要だ」と認識しているので、丸投げ状態で担ってきています。</p> <p>本来は、環境政策課、教育委員会が連携し、学習の内容を的確に把握し、どの団体をお願いするか、その団体の活動内容などを事前に学校側に提供しておく、資料を印刷して学校に渡しておくなどの支援をするべきではないでしょうか。</p> <p>「環境に配慮した活動への支援」は、活動している内容を把握し、それがどんなに茅ヶ崎市のまちにとって必要なことかを行政はもちろん他の市民に知らせる努力が必要です。次の「情報発信」もそうですが、現在は団体の活動予定を知らせるくらいが支援と考えていると思います。</p> <p>本来の情報発信は、市民の中で活動に参加してくれる人を増やしていくかというためのものですから、行政が情報発信を十分にできないならば、各団体が発信することへの支援をしても良いのではないかと思います。どちらにしても市民活動に対する正当な評価が行政側にならないように感じます。</p>

⑥ 骨子全般について

No	御意見
37	机上論から政策を作るのではなく現場を見て現場の意見を参考に政策目標を立てた方がよいのではないかと。
38	環境基本計画の内容は大変良い物と思います。せっかくの計画も市民一人一人に行き渡らなければ、計画倒れとなります。計画実行の為に市民に分かってもらえる行動を考えた方が良くと思います。
39	実効力のあるものにして頂きたい。
40	<p>環境関連団体で活動している方々は、年配の方が多く、新型コロナの影響で活動しにくい状況になっています。このような状態は今後も続く状況です。このような中で、環境活動を推進していくには、いわゆるアフターコロナを考慮した活動支援が必要です。具体的には、環境関連施設と連携した啓蒙活動など、ネットを利用した様々な支援を行い、年配の方々だけでなく、若い世代も環境問題に関心を持ってもらうような施策を盛り込むことが必要と思います。また、様々なエゴ制度などの分かりやすい情報提供や、ポイント制度など実際に環境活動に参加することによる市民、事業者にメリットを感じられるような具体的な施策の盛り込みが必要と思います。</p> <p>環境への取り組みがよく分かる、充実した環境基本計画になると期待いたします。</p> <p>関係各位のご努力の賜と思います。</p>
41	<p>p21「自然環境の現況」1行目「樹林地、農地、草地、水辺やこれらが集まる谷戸などの自然環境」</p> <p>自然環境に対して集まるとの表現はおかしい。「樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸などの自然環境」にしてはどうでしょうか</p>
42	<p>p21「自然環境の現況」4行目「ヨシ」</p> <p>量的には確かにヨシがどちらにも多いが、ヨシを2回使うよりも最初のほうをガマにしてはどうでしょうか</p>

No	御意見
43	<p>(新)計画に向けた骨子では、社会の情勢変化に伴う見直しは当然であるが、前計画の総括で実行できなかった事項の反省を基に、修正、補足することが最も重要と考える。計画の連続性、実効性を確保するためには必須となる。</p> <p>前計画の総括評価の自然環境分野に限定し、自然環境保全に係る市民活動団体からの骨子に関する意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p45「施策の柱ごとの評価」のテーマ2の課題欄に「生物多様性の保全・再生のためのガイドラインが未策定となっている。」とあり、前計画の本文 p60 にも「ガイドラインは平成 24 年までに作成、市民、事業者等への周知を図っていきます。」とある。しかしながら、本骨子にはこの「ガイドラインの作成」に関する記載は皆無であり、対応施策が欠落している。これでは(新)計画改訂の意義、必要性が疑われる。 ・我々の市民活動では、《オドリコソウ等の希少で重要な植物の保全、再生》を目指しているが、そのためにはこれら希少植物の生育基盤となる《在来種による生物多様性の確保》が最も重要な課題であり、この『生物多様性の保全・再生のためのガイドライン』の早期策定が急務となっている。 ・前計画の策定は、平成 20 年の「生物多様性基本法」の施行後間もない時期にも関わらず、目指すべき環境の将来像の一つとして「生物多様性の保全」を掲げた、全国に誇れる先駆的な計画であったと高く評価する。しかしながらその後の具体施策の遅れのため、未だ当初計画の目標実現に至っていないのが現実である。その遅れの原因は、平成 31 年の「みどり基本計画の改訂」に際して、生物多様性地域戦略との一本化を図ったことにより、環境基本計画との整合性、連続性が霞んでしまったことにあると結論できる。なお、この新『みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略』にも、この『生物多様性の保全・再生のためのガイドライン』についての記載はない。 ・今回、環境基本計画の改訂時期を迎え、これらを反省して、環境基本計画に生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを早期に追加・作成することが必要と考える。このガイドラインの策定は、自然環境に係る市民活動の活発化、発展にも大きく寄与するものと考えられる。(当然、このガイドラインの内容は『みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略』の改訂に反映されることとなる。また、このガイドラインについては、それまでに実施された各市民活動団体における活動実績を基に、各種の修正、改善作業を継続して行くことが重要と考える。)
44	<p>国、県の条例、計画よりも身近な茅ヶ崎市の環境に関する条例、計画を丁寧に説明することに重点をおいてほしい。</p>
45	<p>国、県の計画や条例のページ数が多い。茅ヶ崎市の環境に関する条例、計画にもっと重きを置いてほしい。</p>
46	<p>第 2 章などは世界や国・県の内容が長々と書いてあるが、もっと簡単で良いと思います。それよりは茅ヶ崎市の環境の変化、まちの変化をしっかり記載してほしいです。</p>
47	<p>ワークショップ 15 名の意見を出すのは如何なものか。そのままの意見を 10 年間の計画書に掲載する意味が解らない。</p>
48	<p>ワークショップの 15 名は少なすぎ、意見もそのまま載せてよいのか、と疑問です。</p>
49	<p>1 か月で団体内の意見をまとめて提出というのは 難しい。紙ベースで依頼があったが、回覧するにも時間がある。通常ならば会合できるが、現在はそれが困難。市民団体から意見をもらおうとするならば、もう少し時間をかけてほしい。</p> <p>国、県の条例や計画が丁寧に書かれているが、これほどの分量が必要と思えない。むしろ茅ヶ崎市の環境に関わる条例や計画を丁寧に掲げてほしい。</p> <p>自然関係の記載が少ない。茅ヶ崎市の現状 p21 には昆虫が抜けているように見えるが。環境問題に自然は欠かせない。もうすでに「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」がでているが、実効性がないので、環境基本計画で補うべきと考える。</p> <p>環境基本計画のワークショップに 15 名の参加で意見が掲載されているが、あまりにも少ない人数で、意見も少ない。小出川だけが取り上げられているが、市内の河川全体として多自然型工法は必要のはず。このようにそのまま意見をのせる必要があるのかどうか、考えてほしい。</p>
50	<p>環境に関する市民の意識の章も、23 万市民の中のほんの少しの市民の意見が面々と書かれているが、これが 10 年間、本当に参考になる意見なのか、記載する必要性を疑います。</p>

No	御意見
51	環境基本計画 2011 年が計画通りに進まなかったことの分析をして、明記して残してほしい。
52	<p>p80 の 4-2 計画の進行管理についての意見</p> <p>p81 の進行管理の仕組み図（PDCA）では、チェック段階で担当課の実績と評価結果について市民の意見募集が行われるようになっている。一方、p82 の事業評価の実施方法や評価スケジュールでは、市民の意見募集がなく、3 年に 1 回のアンケート調査だけが行なわれることになっている。</p> <p>アンケート調査では設問によっては恣意的になる恐れもあり、また、3 年に 1 回のアンケート調査では市民が抱えている課題や施策に対する市民の評価が得られず、施策の対応に遅れが生じることが懸念される。</p> <p>これまでのように毎年環境審議会に諮る前に市民意見を聞き、その意見を添えて審議会に諮問することが大切である。</p>
53	<p>コア地域の長谷の草地環境には希少種が集まっているが、どこでどのように決定したのか不明のまま職員が希少種を移植したようです。以前調査員が移植した場所に市民は入ることはできません。周辺ののり面は外来種だけで、わざわざ公共工事で外来種が出るようにしているためです。</p> <p>また、赤羽根十三区に様々な植物を移植しているようですが、「移植ありき」で行っているようにしか見えず、評価調査に協力した市民にも公表していません。コア地域といわれていますが、現状は茅ヶ崎市の自然環境にとって重要な地域という名称が疑問です。</p>
54	<p>本当に環境基本計画を策定し、茅ヶ崎市の環境を改善しようとする気が行政にあるのかと思います。</p> <p>現在の環境基本計画(2011 年版) は、絵に描いた餅にならないようにとの環境審議会委員や市民の思いが実現し、具体的な施策についてはその施策を実施する各担当課に出来るかどうかを確認して、計画に記載したものです。</p> <p>しかし、その計画は実現されない状況で今回の具体性がない計画が策定されるということは、茅ヶ崎市の環境の未来が見えないような気がします。</p> <p>第 1 章の各主体の役割も心地よい言葉が並んでいると同時に、ここだけ、市民主体が強調されているようで、おかしいなあと思います。それなら施策にも反映すべきです。それに環境基本条例では公平な役割分担の下とされているのは、役割分担が違うことを意味しているにもかかわらず、市が市民・事業者の後に来るのはいかがだと思います。これは行政の計画ですから。市が何をするかはもっと具体的に書くべきではないでしょうか。</p>

※御意見での章、項目、頁数などは骨子（当時）のものであり、本計画の章、項目、頁数とは同一ではありません。

5 パブリックコメント実施結果（概要）

本計画（素案）について、パブリックコメントを実施しました。実施結果の概要は以下のとおりです。詳細については、茅ヶ崎市ホームページをご覧ください。

- 1 募集期間 令和2年12月23日（水）～ 令和3年1月21日（木）
- 2 意見の件数 105件
- 3 意見提出者・団体数 19（18人・1団体）
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	1人	2人	5人	1人	2人	3人	2人	2人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1-1	計画策定の背景に関する意見	2件
1-2	計画の目的と位置づけに関する意見	3件
1-4	計画の対象範囲に関する意見	1件
2-1	環境を取り巻く社会情勢の変化に関する意見	5件
2-2	茅ヶ崎市の環境の現況に関する意見	7件
2-3	環境に関する市民の意識に関する意見	1件
2-4	前計画の総括評価に関する意見	5件
2-5	計画策定にあたっての課題に関する意見	3件
3-2	計画体系に関する意見	2件
3-3	政策目標・政策目標を達成するための施策全般に関する意見	3件
3-3	政策目標1 自然と人が共生するまちに関する意見	12件
3-3	政策目標2 良好な生活環境が保全されているまちに関する意見	4件
3-3	政策目標3 資源を大切に作る循環型のまちに関する意見	3件
3-3	政策目標4 気候変動に対応できるまちに関する意見	22件
3-3	政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまちに関する意見	4件
4-1	計画の推進体制に関する意見	3件
4-2	計画の進行管理に関する意見	2件
	資料編に関する意見	7件
	パブリックコメントの実施に関する意見	7件
	その他の意見	9件
	合計	105件

※「茅ヶ崎市環境基本計画（素案）」の項目番号

= 一部修正を加えた項目

■パブリックコメントの実施結果による修正箇所新旧対照表

パブリックコメントの結果を受けて修正を行った箇所は、下記のとおりです。なおページ番号は、パブリックコメント実施時の案におけるページ番号を示しています。

【3 ページ】

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について</p> <p style="text-align: center;">茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）</p> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>	<p style="text-align: center;">第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について</p> <p style="text-align: center;">茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）</p> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。 </div> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>

【4 ページ】

修正後	修正前
<p>本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。</p> <p>※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条で策定が求められている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」については、本計画とは別に策定します。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

【6ページ】

修正後		修正前	
対象分野	対象範囲	対象分野	対象範囲
自然共生	生物多様性、 <u>みどり*</u> など	自然共生	生物多様性、 <u>みどり・水辺</u> など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など	良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制*、再使用*、再資源化（4R*）、ごみの収集処理 など	資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制、再使用、再資源化（4R）、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー*、再生可能エネルギー*、気候変動への対応 など	気候変動	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育*・環境学習、環境情報、環境活動 など	環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など
<small>※ 本計画でいう「みどり」は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と同様に、樹林や農地、水辺、海洋、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。</small>			

【10ページ】

修正後	修正前
<p>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</p> <p>SDGsは、17のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標」参照）が相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。</p>	<p>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</p> <p>SDGsは、17のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標」参照）が相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。</p> <p>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</p>

【15ページ】

修正後	修正前
平成 <u>24</u> （ <u>2012</u> ）年7月に開始された	平成 <u>26</u> （ <u>2014</u> ）年7月に開始された

【19ページ】

修正後	修正前
<u>16.6℃</u> （出典：統計年報（令和元年版））です。	<u>17度</u> です。

【22 ページ】

修正後	修正前
<p>やなぎやと なめがや しみずやと ながやと あかばねじゅうさんず へい <u>柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平</u> だ ゆうしんでん やなぎしま <u>太夫新田、柳島</u>では、</p>	<p><u>柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平</u> <u>太夫新田、柳島</u>では、</p>

【22 ページ】

修正後	修正前
<p>指標種の分布が集中しています。また、同調査で、<u>生きものの移動空間として重要な地点・地域とされた中央公園周辺・小出川大曲橋周辺などの、市街地のみどりや河川などは、生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。</u></p>	<p>指標種の分布が集中しています。</p>

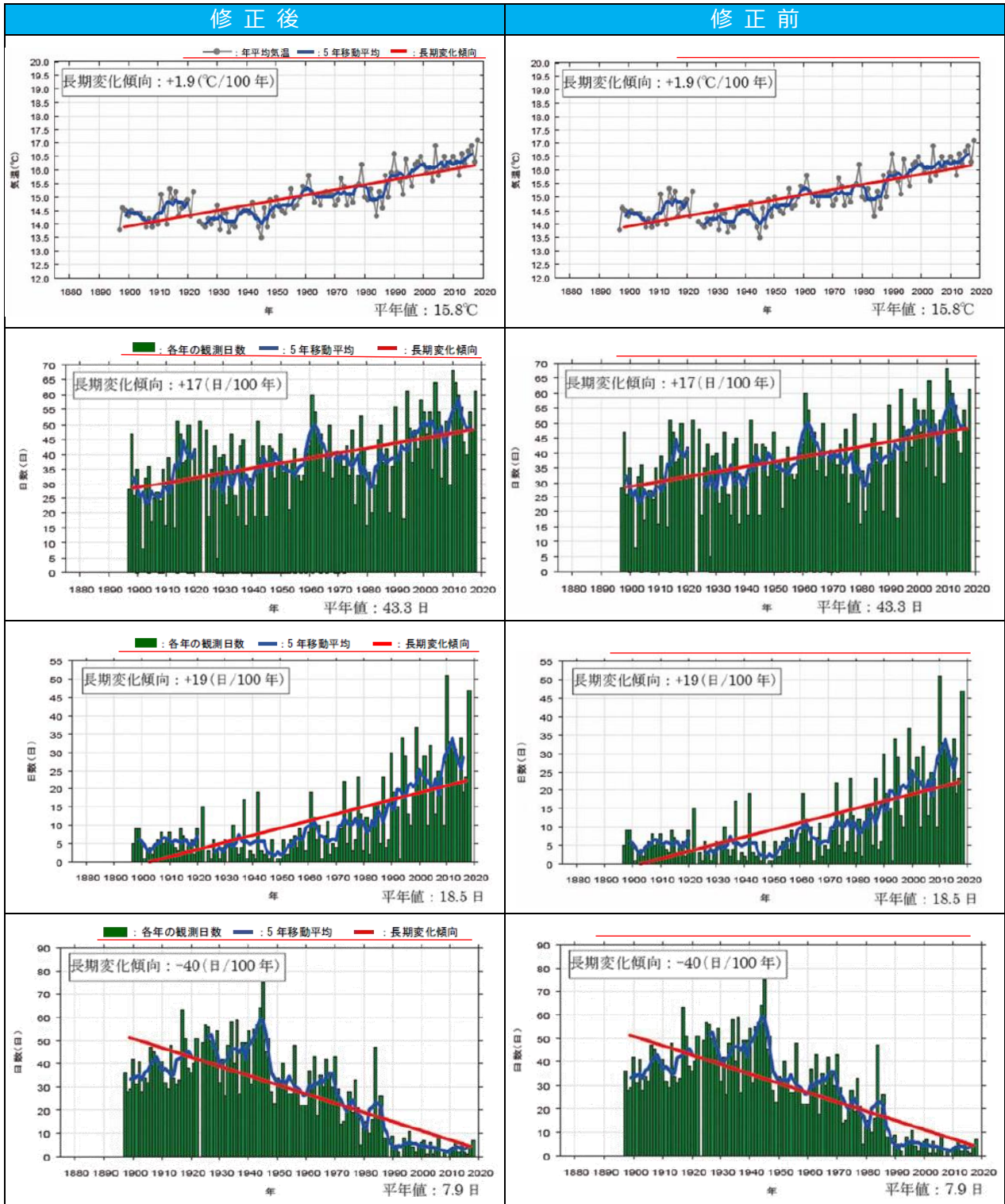
【23 ページ】

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現状と課題</p> <p style="text-align: center;">位置図</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に重要度の高い自然環境を有する地域 ● 生きものの移動経路として重要な場所 <p style="text-align: center;">- 23 -</p>	<p style="text-align: center;">第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現状と課題</p> <p style="text-align: center;">市内の重要度の高い自然環境の位置図</p> <p style="text-align: center;">- 23 -</p>

【25 ページ】

修正後	修正前																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">微小粒子状物質 (PM2.5)</td> <td>長期的評価</td> <td>1年間平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>短期的評価</td> <td>1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p>注1 一般期は茅ヶ崎市役所庁舎1階、自然期は園遊1号館茅ヶ崎市役所前。 注2 「注1」は、春鳥測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示します。</p> <p style="text-align: center;">出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-</p>	微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">微小粒子状物質 (PM2.5)</td> <td>長期的評価</td> <td>1年間平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>短期的評価</td> <td>1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">「注1」は、春鳥測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示す。</p> <p style="text-align: center;">出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-</p>	微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)		長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成														
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成															
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成															
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成															

[28 ページ]



資料編

[39 ページ]

修正後	修正前
地域資源を活かす <u>地産</u> <u>地消</u> の推進	地域資源を活かす <u>産</u> <u>消</u> の推進

[39 ページ]

修正後	修正前
・「茅産茅消応援団」への参加店舗数	・ <u>茅産茅消</u> 応援団 <u>へ</u> の参加店舗数

【44 ページ】

修正後	修正前
柳島や、生きものの移動空間として重要な地点・ <u>地域とされている中央公園周辺・小出川大曲橋周辺</u> をはじめ	柳島 <u>をはじめ</u>

【44 ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などのみどり</u> の保全を進めるとともに、	里山、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などの <u>自然環境</u> の保全を進めるとともに、

【46 ページ】

修正後	修正前
ごみの減量化・資源化に向けて、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再生利用する）の3Rにリフューズ（要らないものを買わない・断る）を加えた「4R」を推進しており、	ごみの減量化・資源化に向けて <u>4R</u> を推進しており、

【46 ページ】

修正後	修正前
しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、 <u>4R</u> のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。	しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、 <u>リフューズ（要らないものを買わない・断る）、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する）の「4R」</u> のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

【52 ページ、55 ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどり</u> に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。 絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、 <u>多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。</u> 住宅地の緑化が進むなど、 <u>みどりが豊かに</u> 感じられるとともに、	谷戸や里山、 <u>北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様な自然環境</u> に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。 絶滅に瀕している生きものの生息域が保全されるなど、 <u>多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。</u> 住宅地の緑化が進むなど、 <u>みどりが豊富に</u> 感じられるとともに、

【52 ページ、63 ページ】

修正後	修正前
騒音や振動 <u>などに悩まされる</u>	騒音や振動、 <u>光害</u> などに悩まされる

【52 ページ、63 ページ】

修正後	修正前
みどり、 <u>眺望等の</u>	みどり、 <u>水辺、眺望等の</u>

【53 ページ、56 ページ、60 ページ】

修正後	修正前
(2) みどり <u>の保全</u>	(2) みどり、 <u>水辺の保全</u>

【56 ページ】

修正後	修正前
<u>公園、緑地、水辺の保全に努めます。</u>	<u>みどり、水辺の保全に努めます。</u>

【58 ページ】

修正後	修正前
「特に重要な自然環境」や「生きものの移動空間として重要な地点・地域」とされた地域をはじめ、	「特に重要な自然環境」 <u>とされた地域をはじめ</u>

【58 ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどり</u> と、	<u>里山、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様な自然環境</u> と、

【77 ページ】

修正後	修正前
国では、令和2年3月の国連への「 <u>パリ協定に基づく日本の排出量削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）</u> 」提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討がされています。	国では、令和2年3月の国連への <u>NDC（削減目標等である国が決定する貢献）</u> 提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討がされており、

【78 ページ】

修正後	修正前
<u>現状趨勢</u>	<u>現状趨勢</u>

【80 ページ、82 ページ】

修正後	修正前
省エネルギー及び地球温暖化対策に関する普及啓発	省エネルギー及び地球温暖化対策に <u>対する</u> 普及啓発

【80 ページ、82 ページ】

修正後	修正前
再生可能エネルギーに関する普及啓発	再生可能エネルギーに <u>対する</u> 普及啓発

【83 ページ、84 ページ】

修正後	修正前
気候変動適応策に関する情報収集	気候変動適応策に <u>対する</u> 情報収集

【83 ページ、84 ページ】

修正後	修正前
気候変動適応策に関する普及啓発	気候変動適応策に対する普及啓発

【84 ページ】

修正後	修正前
熱中症予防に関する周知・啓発	熱中症予防に対する周知・啓発

【資料編 41 ページ】

修正後	修正前
<p>外来種</p> <p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。</p> <p>外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成27（2015）年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。</p>	<p>外来種</p> <p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。</p> <p>外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。</p>

【資料編 44 ページ】

修正後	修正前
シリコン等の半導体に	シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に

【資料編 45 ページ】

修正後	修正前
電力1kWhを	電力1kwhを

【資料編 45 ページ】

修正後	修正前
<p>特定外来生物</p> <p>平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。</p> <p>特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。</p>	<p>特定外来生物</p> <p>平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。</p> <p>特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。</p>

【資料編 46 ページ】

修正後	修正前
削除	<p>光害（ひかりがい）</p> <p>光害は、照明の設置方法や配光が不適切であったり、必要のない時間帯まで点灯されていることで、景観や周辺環境に及ぼす影響のことをいう。主な影響として、居住者への影響のほか、野生生物や植物の生長への影響、エネルギーの浪費などがある。</p>

【資料編 46 ページ】

修正後	修正前
「Refuse（リフューズ：要らないものを買わない・断る）」を加えたもの。	「Refuse（リフューズ：断る）」を加えたもの。

4

温室効果ガス排出量の推計

1

市域の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市域の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル Ver1.0（平成 29 年 3 月 環境省）」に基づき、以下の算定方法により推計を行いました。

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、農林水産業全体の CO ₂ 排出量を、「耕地面積」（農林水産統計年報：関東農政局）を使って按分 農林水産業 CO ₂ 排出量（茅ヶ崎市） ＝農林水産業全体の CO ₂ 排出量（神奈川県）×耕地面積（茅ヶ崎市／神奈川県）
	建設業・鉱業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、建設業・鉱業全体の CO ₂ 排出量を、「都道府県別、市区町村別、用途別（大分類）／建築物の数、床面積、工事費予定額」（建築着工統計調査（年計）：国土交通省）を使って按分 建設業・鉱業 CO ₂ 排出量（茅ヶ崎市） ＝建設業・鉱業 CO ₂ 排出量（神奈川県）×着工床面積の合計（茅ヶ崎市／神奈川県）
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、製造業中分類毎の CO ₂ 排出量を「製造品出荷額等」（工業統計：経済産業省）を使って按分 製造業 CO ₂ 排出量（神奈川県） ＝Σ製造業中分類の CO ₂ 排出量（神奈川県）×製造品出荷額等（茅ヶ崎市）／製造品出荷額等（神奈川県）
民生部門	家庭	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、「世帯数」（住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省）を使って按分 民生家庭部門 CO ₂ 排出量（茅ヶ崎市） ＝民生家庭の CO ₂ 排出量（神奈川県）×市内世帯数／県内世帯数
民生部門	業務その他	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の神奈川県データから、「業務系床面積」（固定資産税概要調書：総務省）を使って按分 業務その他 CO ₂ 排出量（茅ヶ崎市） ＝業務その他 CO ₂ 排出量（神奈川県）×床面積（茅ヶ崎市／神奈川県）
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」（国土交通省）の神奈川県データから、「自動車保有台数」（神奈川県統計年鑑）を使って按分 自動車 CO ₂ 排出量（茅ヶ崎市） ＝Σ神奈川県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数
	鉄道	「鉄道統計年報」（国土交通省）から、JR 東日本の営業キロに占める市内営業キロ（図上計測）を用いて、JR 東日本の電力消費量、軽油消費量を按分 鉄道 CO ₂ 排出量（茅ヶ崎市）＝JR 東日本の消費電力及び軽油消費量×JR 線の市内営業キロ／JR 東日本の全線営業キロ ただし、市内は全線電化のため軽油は、見込まない
廃棄物部門	一般廃棄物	市内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

2

市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市の事務事業の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver1.1（平成 29 年 3 月 環境省）」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）（平成 29 年 3 月 環境省）」に基づき算定を行っています。

詳細については、「茅ヶ崎市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記載していますので、そちらを参照してください。

3

削減目標の設定

温室効果ガス排出量削減目標は、国の令和 12（2030）年度の削減目標を基準として設定を行いました。また、目安として部門別の削減量・削減率を算出しています。

部門別の削減量・削減率は、現在の地球温暖化対策を継続しながらも追加の対策は行わなかった場合の令和 12（2030）年度の将来排出量（現状趨勢（BaU））からの削減量に加え、各部門の削減可能量をふまえて算出した追加で必要となる削減量（追加対策分）を加味し、設定を行いました。

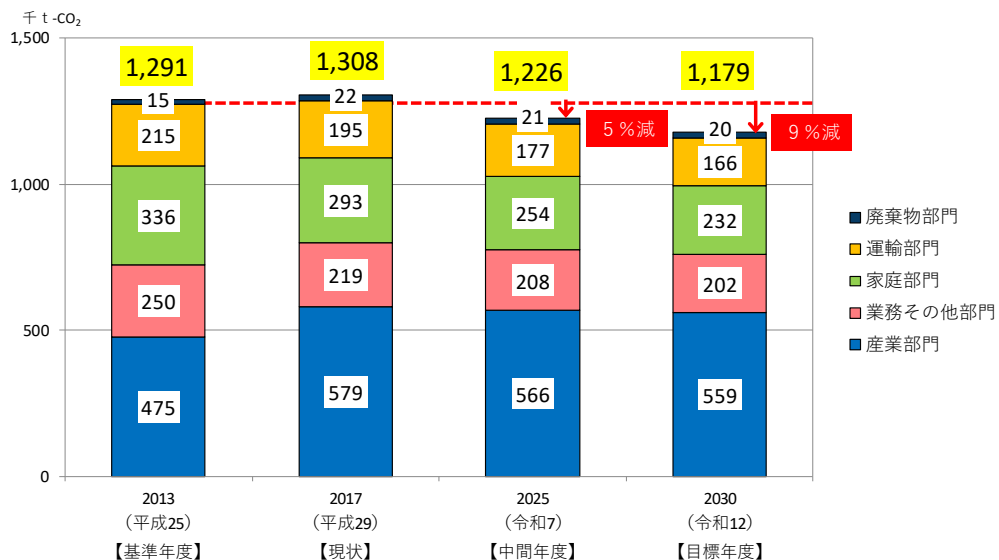
（1）設定手順

- ① 現状趨勢（BaU）の試算
- ② 削減可能量の推計
- ③ 排出量の総量目標及び部門別目標量の設定

（2）現状趨勢（BaU）の試算

- ・現在の地球温暖化対策を継続し、追加対策を行わない場合の将来排出量（令和 12（2030）年度）を推計しました。
- ・推計にあたっては、エネルギー消費量を予測根拠とする場合と、CO₂排出量を予測根拠とする場合が考えられます。今回は、電力の排出係数の変化を受けないエネルギー消費量を根拠としました。
- ・過去のエネルギー消費量の推移には、これまでの地球温暖化対策や活動量の変化が表れているものと仮定しました。
- ・推計手法としては、直線回帰分析や重回帰分析等が考えられますが、過去のデータ点数が少ないため、過大な増減を示すことが多くなります。そのため、平成 22（2010）年度から平成 29（2017）年度の部門別エネルギー消費量の対前年増加率を算出の上、期間内における平均値を求めました。
- ・エネルギー消費量と CO₂ 排出量は比例関係にあるものと仮定し、平成 29（2017）年度の部門別 CO₂ 排出量に対前年増加率平均値を乗じて将来時点の予測を行いました。

現状趨勢（BaU）の推計結果



(3) 削減可能量の推計

- ①市として啓発・普及等の対象（省エネ行動の拡大、省エネ設備・建築物への更新、公共交通機関利用など）となる取り組み、②国内の技術革新等に伴う設備・機器の高効率化、③電力の排出係数の改善について部門別に試算を行い、部門別の削減可能量を推計しました。
- 市として啓発・普及等の対象となる取り組みについては、令和元（2019）年度実施の市民アンケート及び事業者アンケートで把握された省エネ行動に対する今後の意向、省エネ設備等の導入意向から「導入を検討している、予定している」と回答したものを令和12（2030）年度までに確実に取り込んだ場合の削減可能量を推計しました。
- 国内の技術革新に伴う設備・機器の高効率化については、国地球温暖化対策計画に示されている削減可能量から活動量で按分を行いました。
- 将来の電力排出係数については、令和12（2030）年度0.370kg-CO₂/kWh（国エネルギー基本計画等に基づく設定値）を用いました。
- なお、各部門で消費されるエネルギーに占める電力割合については、将来時点においても基準年度の平成25（2013）年度から大きな変化はないものと仮定しました。

削減可能量の推計結果

単位：t-CO₂

部門	令和12（2030）年度 削減可能量	令和12（2030）年度 電力排出係数改善
産業	79,557	35,312
業務その他	93,293	41,275
家庭	72,085	48,212
運輸	49,169	622
一般廃棄物	765	0
全体	294,869	125,421

(4) 排出量の総量目標及び部門別目標量の設定

- 現状趨勢（BaU）の試算結果及び削減可能量の推計結果から部門別に削減目標量を推計しました。
- 部門別の削減比率は、国地球温暖化対策計画と概ね整合が取れるように配慮しました。そのため、産業部門や業務その他部門、家庭部門は削減ポテンシャル量が十分であっても過大な目標設定とならぬように調整を行いました。

【※具体的な数値については、p.78を参照してください。】

○参考データ

項目	基準年度（平成25年度）	現状値（平成29年度）
① 市域のエネルギー消費量の原単位	産業：21.3 GJ/百万円 業務：3.0 GJ/m ² 家庭：37.0 GJ/世帯 運輸：30.9 GJ/台	産業：24.1 GJ/百万円 業務：2.9 GJ/m ² 家庭：33.8 GJ/世帯 運輸：27.9 GJ/台
② 市域の温室効果ガス排出量の原単位	産業：1.69 t-CO ₂ /百万円 業務：0.29 t-CO ₂ /m ² 家庭：3.33 t-CO ₂ /世帯 運輸：2.13 t-CO ₂ /台	産業：1.75 t-CO ₂ /百万円 業務：0.25 t-CO ₂ /m ² 家庭：2.77 t-CO ₂ /世帯 運輸：1.92 t-CO ₂ /台

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

環境にやさしい暮らし（ライフスタイル）をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけ二酸化炭素（CO₂）の発生を抑制することなどがあげられる。

エネルギー基本計画

平成 14（2002）年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するものであり、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。

平成 30（2018）年に第 5 次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である「3E（安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）+S（安全性）」の原則をさらに発展させ、より高度な「3E+S」、令和 12（2030）年に向けてエネルギーミックスの確実な実現を目指すこととしている。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類としている。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成 27（2015）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30

(2018)年に第五次計画が閣議決定された。『第五次環境基本計画』はSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成5(1993)年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返す

うことで継続的な改善を図ることができる。代表的なものにISO14001やエコアクション21がある。(→茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS〔チームス〕)参照)

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成30(2018)年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用(リユース)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素（CO₂）を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5〜7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然環境評価調査

市域全体を対象として、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査し、自然環境を評価するために、本市が地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のこと。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

指標種

自然環境評価調査における茅ヶ崎市らしい自然に生息・生育する代表的な種。環境（樹林・草地・水辺・海岸・主要河川・細流）ごとに選定されている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成30(2018)

年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、平成29(2017)年で約646万t発生しているとされており、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分(約139g)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

処理残渣

粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）。令和元(2019)年に発生し、令和2(2020)年現在世界的に流行している。

スクールエコアクション

茅ヶ崎市内の公立小中学校で実施している、環境についての学習や環境にやさしい活動について、学校全体として継続的に取り組むための仕組み。

生活排水処理率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合であり、農林水産省、国土交通省、環境省が毎年度調査している「汚水処理人口普及率」と同様の方法により、算出している。（下水道処理開始公示済み区域については、下水道への接続の有無にかかわらず下水道による処理人口として計算している。）

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林

に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法

平成 20（2008）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13 目標）とその達成に向けた主要行動目標（48 目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81 指標）を設定している。また、令和 2（2020）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

【た行】

太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

茅ヶ崎市環境マネジメントシステム (C-EMS〔チームス〕)

一事業者として自らの施策および事務・事業をはじめ、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため構築した茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム。平成 17（2005）年 3 月に認証取得、運用していた ISO14001 から平成 22（2010）年度に移行した。令和 3（2021）年度より「C-EMS」を通じた市役

所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」として市役所温暖化対策と茅ヶ崎市環境マネジメントシステムの一体化を図り、運用を行う。

茅ヶ崎市総合計画

市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、まちづくりの指針となるもの。

茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「みどりの基本計画」であるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性地域戦略」としても位置づけているもの。

ちがさき都市マスタープラン

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、茅ヶ崎市の都市づくりの方針を定めた計画。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28（2016）年に閣議決定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成 10（1998）年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ラ

イフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

適応策

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電力排出係数（CO₂排出係数）

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

特定外来生物

平成 16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行動の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

【な行】

日本の約束草案

国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）決定により、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に十分に先立って提出することが各国に求められていた令和 2（2020）年以降の温室効果ガス削減目標のこと。

平成 27（2015）年 7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部において、令和 12（2030）年度の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出し

た。

令和 12（2030）年度の中期削減目標として、「国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比マイナス 26.0%（平成 17（2005）年度比マイナス 25.4%）の水準にすること」としている。

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表面の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

【ま行】**マイクロプラスチック**

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着することにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため平成 29 (2017) 年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

緑のまちづくり基金

市と市民の方々をはじめ、企業・団体の方々からのご協力をいただき、資金を有効に活用し、市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金。

【英数】**BOD (生物化学的酸素要求量)**

Biochemical Oxygen Demand の略称。水

中の有機物が好気性微生物 (バクテリア・プランクトン) によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP

締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 (1988) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

4 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce (リデュース: 発生抑制)」、「Reuse (リユース: 再使用)」、「Recycle (リサイクル: 再生利用)」の 3R に「Refuse (リフューズ: 要らないものを買わない・断る)」を加えたもの。

茅ヶ崎市環境基本計画

令和3（2021）年4月発行 500部

発行 茅ヶ崎市
編集 環境部環境政策課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-82-1111（代表）
FAX 0467-57-8388
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



二次元バーコード



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。